

福岡県公報

平成二十八年一月五日
第三千七百五十六号
増刊 ①

目次

海区漁業調整委員会

○海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

(漁業管理課) ……………一

内水面漁場管理委員会

○福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

(漁業管理課) ……………一

再掲

○福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課) ……………一

○福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

(障害者福祉課) ……………二一五

○生活保護法施行細則の一部を改正する規則

(保護・援護課) ……………二二二

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会訓令第一号

福岡県有明海区漁業調整委員会訓令第一号

福岡県豊前海区漁業調整委員会訓令第一号

海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を次のように定める。

平成二十八年一月五日

筑前海区漁業調整委員会

会長 本田 清一郎

福岡県有明海区漁業調整委員会

会長 内場 澄夫

福岡県豊前海区漁業調整委員会

会長 高松 三男

海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

海区漁業調整委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関しては、知事が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（平成十七年四月福岡県訓令第4号）の規定の例による。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会訓令第一号

福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程を次のように定める。

平成二十八年一月五日

福岡県内水面漁場管理委員会 会長 稲田 善和

福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

福岡県内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関しては、知事が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規程（平成十七年四月福岡県訓令第4号）の規定の例による。

福岡県訓令第4号）の規定の例による。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同

条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第七十号

福岡県税条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県税条例施行規則（昭和三十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正す

る。

第四十六条の十の次に次の一条を加える。

（改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の手続き）

第四十六条の十一 条例付則第八条の四第四項の規定により不動産取得税の減額を受けようとする者は、第八十一号の九様式による申告書を所長に提出しなければならない。

2 条例付則第八条の四第五項において準用する条例第二十条の三十三第二項の申告書は、第八十号の二様式によらなければならない。

3 第四十五条第二項の規定は、前項の申告書による申告に対する処分について準用する。

4 条例付則第八条の四第五項において準用する条例第二十条の三十五の規定により不動産取得税の還付を受けようとする者は、第八十一号の九様式による申請書を所長に提出しなければならない。

第九十三条を次のように改める。

第九十三条 削除

様式目次中

「	二十二	県税減免申請書（その一、その二、その三、その四、その五）	八条 十五条	十五 十五	」	を
「	二十二	県税減免申請書（その一の一、その一の二、その二の一、その二の二、その三の一、その三の二、その四の一、その四の二、その五）	八条 十五条	十五 十五	」	に、
「	七十五	個人事業税課税標準額分割通知書		四十一	」	を

七十五 個人事業税課税標準額分割通知書（その一、その二）

四十一 条

に、

八十の二 住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請書

二十条の三
十三
二十条の三
十五の二
二十条の三
十五の三
二十条の三
十五の四
二十条の三
十五の五
二十条の三
十五の六
二十条の三
十五の七
付則八条の四

四十五 条

八十の二 不動産取得税の徴収猶予（取消）通知書

二十条の三
十四
二十条の三
十五の二
二十条の三
十五の三
二十条の三
十五の四
二十条の三
十五の五
二十条の三
十五の六
二十条の三
十五の七
付則八条の四

四十五 条

を

八十の二 不動産取得税徴収猶予通知書の三

二十条の三
十四
二十条の三
十五の二

四十五 条

八十の二 の二 （ 通知書 ） 不動産取得税の徴収猶予（取消）	八十の二 住宅の用に供する土地等の取得 に対する不動産取得税の徴収猶 予申請書	二十条の三 十三 二十条の三 十五の二 二十条の三 十五の三 二十条の三 十五の四 二十条の三 十五の五 二十条の三 十五の六 二十条の三 十五の七 付則八条の 四 二十条の三 十四 二十条の三 十五の二 二十条の三 十五の三 二十条の三	四十五条 四十六条の 四十六條の 三 四十六條の 二 四十六條の 三 四十六條の 四 四十六條の 五 四十六條の 六 四十六條の 七 四十六條の 八 四十六條の 九 四十六條の 十 四十六條の 十一 四十六條の 十二 四十六條の 十三 四十六條の 十四 四十六條の 十五 四十六條の 十六 四十六條の 十七 四十六條の 十八 四十六條の 十九 四十六條の 二十	二十条の三 十五の三 二十条の三 十五の四 二十条の三 十五の五 二十条の三 十五の六 二十条の三 十五の七 付則八条の 四 付則九条 二	四十六條の 三 四十六條の 四 四十六條の 五 四十六條の 六 四十六條の 七 四十六條の 八 四十六條の 九 四十六條の 十 四十六條の 十一 四十六條の 十二 四十六條の 十三 四十六條の 十四 四十六條の 十五 四十六條の 十六 四十六條の 十七 四十六條の 十八 四十六條の 十九 四十六條の 二十
--	--	---	---	--	--

八十一の 八 不動産取得税の減額申告書（心 身障害者を多数雇用する事業所 の施設関係）	八十一の 八 心身障害者を多数雇用する事業 所の施設の取得に対する不動産 取得税の減額申告書 還付申請書	付則八条の 四 四十六條の 十	付則八条の 四 四十六條の 十	八十の二 の三 不動産取得税徴収猶予通知書	二十条の三 十四 二十条の三 十五の二 二十条の三 十五の三 二十条の三 十五の四 二十条の三 十五の五 二十条の三 十五の六 二十条の三 十五の七 付則八条の 四 付則九条 二	四十五條 四十六條の 三 四十六條の 四 四十六條の 五 四十六條の 六 四十六條の 七 四十六條の 八 四十六條の 九 四十六條の 十 四十六條の 十一 四十六條の 十二 四十六條の 十三 四十六條の 十四 四十六條の 十五 四十六條の 十六 四十六條の 十七 四十六條の 十八 四十六條の 十九 四十六條の 二十
---	---	--------------------------	--------------------------	-----------------------------	--	--

に、

を

に、

<p>八十一の 九 不動産取得税の減額申告書（改 修工事対象住宅関係） 付則八条の 四十六 条の 十一</p>	<p>を</p>	<p>帳簿書類の電磁的記録等による 保存等の承認取消通知書</p>
<p>百四十三 県税関係帳簿・法人県民税関係 帳簿の電磁的記録等による保存 等の承認申請書</p>	<p>百四十三 九十二 条</p>	<p>百四十三 県税関係帳簿の電磁的記録等に よる保存等の承認申請書</p>
<p>百四十四 法人県民税関係書類の電磁的記 録等による保存の承認申請書</p>	<p>百四十四 九十三 条</p>	<p>百四十四 (削除)</p>
<p>百四十四 法人県民税関係書類の電磁的記 録によるスキヤナ保存の承認申 請書</p>	<p>百四十四 九十三 条</p>	<p>百四十五 県税関係帳簿に係る電磁的記録 の電子計算機出力マイクロフイ ルムによる保存の承認申請書</p>
<p>百四十五 県税関係帳簿・法人県民税関係 帳簿書類に係る電磁的記録の電 子計算機出力マイクロフイルム による保存の承認申請書</p>	<p>百四十五 九十四 条</p>	<p>百四十六 県税関係帳簿の電磁的記録等に よる保存等の承認（却下）通知 書</p>
<p>百四十六 県税関係帳簿・法人県民税関係 帳簿書類の電磁的記録等による 保存等の承認（却下）通知書</p>	<p>百四十六 九十五 条</p>	<p>百四十七 県税関係帳簿の電磁的記録等に よる保存等の承認に係る通知書</p>
<p>百四十七 県税関係帳簿・法人県民税関係 帳簿書類の電磁的記録等による 保存等の承認に係る通知書</p>	<p>百四十七 九十六 条</p>	<p>百四十八 県税関係帳簿の電磁的記録等に よる保存等の取りやめの届出書</p>
<p>百四十八 県税関係帳簿・法人県民税関係 帳簿書類の電磁的記録等による 保存等の取りやめの届出書</p>	<p>百四十八 九十七 条</p>	<p>百四十九 県税関係帳簿の電磁的記録等に よる保存等の変更の届出書</p>
<p>百四十九 県税関係帳簿・法人県民税関係 帳簿書類の電磁的記録等による 保存等の変更の届出書</p>	<p>百四十九 九十七 条</p>	<p>百五十 主たる事務所又は事業所の移転 に係る県税関係帳簿・法人県民 税関係帳簿書類の電磁的記録等 による保存等の承認申請書</p>
<p>百五十 主たる事務所又は事業所の移転 に係る県税関係帳簿・法人県民 税関係帳簿書類の電磁的記録等 による保存等の承認申請書</p>	<p>百五十 九十八 条</p>	<p>百五十一 県税関係帳簿の電磁的記録等に よる保存等の承認取消通知書</p>
<p>百五十一 県税関係帳簿・法人県民税関係</p>	<p>百五十一 九十九 条</p>	<p>百五十一 県税関係帳簿の電磁的記録等に よる保存等の承認取消通知書</p>

第二号様式から第二号の四様式までを次のように改める。

に改める。

第2号様式（第4条関係）

納税管理人設定（変更）申告書

福岡県 県税事務所管内において、私の納付（納入）すべき県税に係る納税に関する一切の事項を処理させるため、次のとおり納税管理人を当該県税に係る納税地内に住所等を有する者に定めたので（変更しましたので）申告します。

新 納 税 管 理 人	住 所	市 郡	町 村	番 地	電 話 番 号	年 月 日 生
	氏 名			⑩		
旧 納 税 管 理 人	住 所	市 郡	町 村	番 地	電 話 番 号	年 月 日 生
	氏 名					
納税管理人を定めた（変更した）理由						

年 月 日

福岡県 県税事務所長殿

納税義務者
特別徴収義務者
住 所 氏 名

個人番号又は法人番号

⑩

第 2 号 の 2 様 式 (第 4 条 関 係)

納 税 管 理 人 設 定 (変 更) 承 認 申 請 書

福岡県 県税事務所管内において、私の納付（納入）すべき県税に係る納税に関する一切の事項を処理させるため、次のおり納税管理人を当該県税に係る納税地外に住所等を有する者に定めること（変更すること）を承認されるよう申請します。

新 納 税 管 理 人	住 所 地 名 称	住 所 地 名 称	電 話 番 号
	氏 名		①
旧 納 税 管 理 人	住 所 地 名 称	住 所 地 名 称	電 話 番 号
	氏 名	県 市 郡 町 村	
納税管理人を定めた（変更した）理由			

年 月 日
福岡県 県税事務所長 殿

申請者（納税義務者・特別徴収義務者）

住 所 地 名 称
氏 名
名 称
個人番号又は法人番号

①

第2号の3様式（第4条関係）

納税管理人不設定認定申請書

私は、納付（納入）すべき県税に係る納税地に住所、居所、事務所若しくは事業所を有しない又は有するも常に不在の状態にありますが、次の理由により、福岡県 県税事務所管内における私の納付（納入）すべき県税に係る納税に関する事項の処理に支障がないので、納税管理人を定めないことを認定されるよう申請します。

納税管理人を定めない理由（県税にかかる納税に関する事項の処理に支障がない理由を具体的に記載してください。）

Blank area for providing reasons for not designating a tax manager.

福岡県 県税事務所長 殿
年 月 日

申請者（納税義務者・特別徴収義務者）

住所 所在地

（電話番号

）

氏名 名称

⑨

個人番号又は法人番号

第 2 号 の 4 様 式 (第 4 条 の 2 関 係)

相 続 人 代 表 者 指 定 (変 更) 届 出 書					
年 月 日					
<p style="text-align: center;">県 税 事 務 所 長 様</p> <p style="text-align: center;">相 続 人 代 表 者</p> <p style="text-align: center;">住 (居) 所 (所 在 地)</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (名 称) ㊟</p> <p style="text-align: center;">個人番号又は法人番号 (右詰で記載) </p> <p style="text-align: center;">次のとおり相続人の代表者を指定(変更)しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。</p>					
被 相 続 人	死 亡 時 住 (居) 所				
	氏 名	死 亡 年 月 日	年 月 日		
相 人	氏 名 (名 称)	印	住 (居) 所 (事務所・事業所の所在地)	被相続 人との 続 柄	相続分
	代 表 者	/	/		
	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)				
	代 表 者 以 外				
	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)				
	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)				
	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)				
	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)				
	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)				
備 考					

注 相続人欄は、それぞれの相続人が署名押印又は記名押印をしてください。

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第七号様式を次のように改める。

第 7 号 様 式 (第 9 条 関 係)

(表)

徴収猶予申請書									
申請人		住(居)所			氏 名	年 齢	職 業	決議書番号	
								※	
納付又は納入すべき金額	課税番号	年度	年月分	税目	税 額	延滞金額	加算金額	計	
	合計								
上記の金額中徴収猶予を受けようとする金額	課税番号	年度	年月分	税目	税 額	延滞金額	加算金額	計	
	合計								
猶予を受けようとする期間		年 月 日から				日間	納付方法		
		年 月 日まで							
一時に納付又は納入できない理由									
担保を提供しがたい理由									
上記のとおり徴収猶予を(担保を提供して)お願いします。 年 月 日 福岡県 県税事務所長殿									
					住(居)所				
					申請人 氏 名				
					個人番号又は法人番号				
						印			

(裏)

職業	前職				月 収			
	現職				〔 職業を異にする家族の収入 〕			
家族の状況	氏 名	年 齢	職 業	続 柄	氏 名	年 齢	職 業	続 柄
財産の状況	品名	数 量	性 質		所在その他		価 額	
住居の状況	自宅 建坪	借家 坪	間借 部屋数	家賃 室	借 畳	賃 枚		
負債								
公私の扶助								

(該当のものを○で囲むこと。)

第八号の二様式を次のように改める。

第 8 号の 2 様式 (第 9 条関係)

徴収猶予期間延長申請書													
福岡県 県税事務所長 殿							年 月 日						
申請者 住(居)所 氏 名 個人番号又は法人番号							印						
<p style="text-align: center;">年 月 日付けで徴収猶予を受けた滞納税額について、下記理由により徴収猶予の期間の延長を申請します。</p> <p style="text-align: center;">なお、この期間の延長を受けた場合には、違約なく納付(納入)すること及び新たな税金を滞納しないことを誓約します。</p>													
徴収猶予期間延長申請金額	年度	税目	課税番号	年月分		税 額	延滞金額	加算金額	計				
				調定事由	連番								
							円						
滞納処分費(法律による金額)						円							
本書作成の日までに徴収すべき金額						千	百	十	万	千	百	十	円
延長申請期間		年 月 日 から 年 月 日 まで 日間											
その他													
申請理由													

備考 1 この様式は、納税者から、地方税法第15条第3項の規定による徴収猶予期間延長の申請がある場合に使用すること。

2 この申請書は、期間延長通知書とあわせて作成すること。

第二十号様式を次のように改める。

第20号様式（第14条の2 関係）

災害等による期限の延長申請書		第 号
		年 月 日
福岡県	県税事務局長 殿	
申請者		
住 所		
氏 名 (名 称)	印	
個 人 番 号 又は 法 人 番 号	右詰で 記載	

年 月 日の による災害により被害を受けましたので、下記のとおり県税の期限の延長を申請します。

記

1 延長申請期限

税 目	年度	期別	種 別	期限	申 請 期 限	※延長期限

2 被害の状況
別紙の明細書のとおり。

- 注 1 「税目」「年度」「種別」「期限」の各欄には、期限の延長の申請をするものについてそれぞれ記載して下さい。
- 2 「申請期限」欄には、延長申請の期限を記載して下さい。
- 3 記載方法がわからない方は、県税事務所へご相談下さい。
- 4 ※印の欄の記載は要しません。

第二十二号様式その一中「3 3 部複写して提出してください。」及び「備考 上紙は課税課保管、中紙は税務課への提出用とし、下紙（規則第23号様式その1）は納税者の通知用とする。」を削り、同様式その一を同様式その一の二とし、第二十一号の様式の下に次の二様式を加える。

第22号様式その1の1 (第15条関係)

受付印

年 月 日 福岡県知事殿	申請者 (納税義務者)	住 所 (所在地) ()				
		氏 名 (名 称) ()	印: ()			
		個人番号又は法人番号 (右詰で記載)				

県 税 減 免 申 請 書

下記のとおり 税を減免されるよう申請します。

納税通知書番号	年度	減免前の額 円	※	※	※	
			減免する額 円	減免後の税額 円	減免後の税額の期別内訳 円	
					期	円
					期	円

減免を受けようとする理由

- 注 1 ※印欄は記入しないでください。
 2 市町村長その他の証明書を添付してください。

第二十二号様式その二を同様式その二の二とし、同様式その一の二の次に次の一様式を加える。

第22号様式その2の1 (第15条関係)

受 付 印

決裁年月日	係 員	係 長	課 長	副所長	所 長	整理番号
						※
						照 合 番 号
						※

注意

この自動車を使用しなくなったときや、この申請書に記載された内容に変更があったときは、速やかに当県税事務所に連絡してください。

年 月 日 福岡県知事殿	申請者	住 所			
	(納 税 者) (義 務 者)	氏 名	(フリガナ)	印	
		個人番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		
		電話番号	自宅 ()	携帯 ()	
自 動 車 税 減 免 申 請 書 自 動 車 取 得 税 (身体障害者等に対する減免) 下記のとおり自動車税・自動車取得税を減額・免除されるよう申請します。					
区 分	年 度	減免前の税額	※減免する額	※減免後の税額	自動車登録(車両)番号
自動車税					福岡 久留米 北九州 筑 豊
自動車取得税					
手帳の種類及び番号	身体障害者手帳・療育手帳・保健福祉手帳 第 号		登録年月日 (取得)	新規登録・移転登録 年 月 日	
同士の交付日 年 月 日	年 月 日	最大積載量 乗 車 定 員	kg (kg)		人 (人)
障害名及び障害等級 (程度)	総排気量		cc		
	車名・年式 型 式		昭 平 年式		
運転免許証の番号	車台番号				
運転免許証の取得年月日	年 月 日	定 置 場 (使用の本拠の位置)	1 住所と同じ 2		
運転免許の種類	1 普通 2 中型 3 大型	減免を受けた自動車を譲渡・抹消し新たに自動車を取得した場合	譲渡・抹消 自動車の 登録番号	福岡・北九州・久留米・筑豊	
条件が付されているときはその条件	登録年月日		移転出・抹消 年 月 日		
	※通知書発送 年 月 日 番				
申請者と障害者等の関係	1 申請者本人	2 申請者以外の場合 (フリガナ) 身体障害者等の氏名	申請者との続柄		※ 手帳等 印
運 転 者	1 申請者本人	2 申請者以外の場合 (フリガナ) 運 転 者 の 氏 名	障害者との続柄		運 転 免 許 証 印
自動車の使用目的	1 自営業・通勤 2 通学・通園 3 通院・通所 4 その他 ()				課 税 状 況 ・ 一 覧 表 及 び 減 免 処 理 簿 印
摘 要					

※印の欄は、記載しないでください。

(記載については裏面をお読みください。)

第二十二号様式その三を同様式その三の二とし、同様式その二の二の次に次の一様式を加える。

第22号様式その3の1 (第15条関係)

お 願 い

- 1 この申請書は当該自動車の定置場を管轄する県税事務所長を經由して提出してください。
- 2 この申請書には次の書類を添付して提出してください。
- (1)公安委員会から教習所として指定を受けた際の指定書の写し
- (2)公安委員会から教習車として承認を受けたことを証する書面の写し又は警察本部運転免許試験課長の指定自動車教習所路上教習用自動車証明書の写し

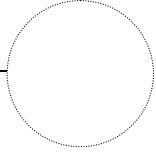
受付印 	※承認、却下の通知 何い	係員	係長	課長	副所長	所長	※台帳処理及び通知 月 日 印																				
平成 年 月 日 福岡県知事殿	申請者 納税義務者	住所																									
		氏名	印																								
		個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	<table border="1" style="width:100%; height:20px;"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>																								
		電話番号	自宅 ()		携帯 ()																						
自動車税減免申請書 (指定自動車教習所に対する減免) 下記のとおり自動車税を減免されるよう申請します。																											
納税通知書番号 又は照合番号	年度	減免前の税額	※ 減免する額	※ 減免後の税額	自動車登録番号																						
		円	円	円	福岡 久留米 北九州 筑豊																						
教習所指定番号	第 号	最大積載量 乗車定員		Kg(kg) 人(人)																							
同上指定年月日	平成 年 月 日	総排気量		cc																							
教習車承認番号	第 号	車名 型式・年式																									
同上承認年月日	平成 年 月 日	車台番号																									
自動車登録年月日	新規登録・移転登録 平成 年 月 日		定置場 (使用の本拠の位置)																								
※ 調 査 事 項																											
調査対象期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで																										
調 査 の て ん 末	<table border="1" style="width:100%; height:150px;"> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </table>																										
通知書発送年月日 番 号	平成 年 月 日 第 号	調査年月日 調 査 員	平成 年 月 日 印																								

※印の欄は、記載しないでください。

第二十二号様式その四を同様式その四の二とし、同様式その三の二の次に次の一様式を加える。

第22号様式その4の1 (第15条関係)

受付印



お願い
自動車税の減免申請では、身体障害者手帳等の提示をお願いする場合があります。
詳しくは裏面をお読みください。

決 裁	係 員	係 長	課 長	副所長	所 長
年 月 日					

年 月 日 福岡県知事殿	申請者 (納税義務者)	住 所																				
		氏 名	(電話 — —) 印																			
		個人番号 又は 法人番号 (右詰で記載)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																			

※印の欄は、記載しないでください。

自動車税・自動車取得税減免申請書
(身体障害者等の利用に供する自動車に対する減免)
下記のとおり、自動車税・自動車取得税を減免されるよう申請します。

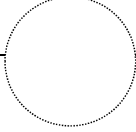
区 分	年 度	減免前の税額	※ 減免する額	※ 減免後の税額	自動車登録番号
自動車税					福 岡 北九州 久留米 筑 豊
自動車取得税					
登 録 年月日		種 別		用 途	車体の 形 状
型 式		車台番号		使用の本 拠の位置	
自動車の取得価額				特別の使用又は構造 変更に要した費用	
特別の仕様又は 構造を施した箇所					
自 動 車 の 使 用 目 的					
※ 通知書発送 年 月 日 番 号	平成 年 月 日 第 号	※ 処理事績	税 第 号	申告書又は	課税状況 一 覧 表
			(3)、(4)、(5)	平成 年 月 日	印

(記載については、裏面をお読みください)

第二十二号様式その五を次のように改める。

第22号様式その5 (第15条関係)

受付印



年 月 日

福岡県知事 殿

所在地

(フリガナ)
法人名

㊦

(電話番号

法人番号

法 人 県 民 税 均 等 割 額 減 免 申 請 書

下記のとおり法人県民税を減免されるよう申請します。

管理番号

均等割額算定期間

減免前の税額

年 月 日から

円

年 月 日まで

減 免 を 受 け よ う と す る 理 由

法人の区分	1. 法人税法第2条第5号に規定する 公 共 法 人	(1) 福岡県が 全額又は一部出資	(2) 国又はその他の地方公共団体が 全額出資
	2. 公益社団法人・公益財団法人	税務署において収益事業に該当しないことを確認されている場合は その年月日 (年 月 日)	
	3. 地方自治法第260条の2第1項に 基づく認可地縁団体		
	4. 特定非営利活動法人		

還付を受けようとする 振込先口座	銀行	支店	口座番号 (普通・当座)
	フリガナ 口座名義人		

申請法人の総会等の関係で添付資料を後日提出される場合の提出予定日	年 月 日頃
----------------------------------	--------

摘要

【添付書類】
 ①決算書 (写し)
 ②定款・寄付行為 (写し)
 ③その他減免の事由を証明する書類

記載要領

- (1) この申請書は、「県民税の均等割申告書」と併せて管轄の県税事務所に提出してください。
- (2) 「法人の区分」の欄は、該当する法人区分の番号に○印を付してください。また、法人区分が2、3、4に該当する場合で、税務署において法人の行う事業が収益事業に該当しないことを確認されている場合はその年月日を記入してください。
- (3) 事業報告書を作成されている場合は、決算書 (写し) と併せて事業報告書の写しを添付してください。
- (4) 算定期間に係る全ての決算書等を提出していただく必要があります。ただし、総会等の関係で、申請時に添付書類の一部が提出できない場合は、提出予定日を記入してください。
- (5) 公共法人が申請する場合は、出資額を証明するもの (写し) を添付してください。
- (6) 認可地縁団体が申請する場合は、認可地縁団体であることの証明書 (写し) を添付してください。

第二十三号様式その六を次のように改める。

第23号様式その6（第15条関係）

第 号
年 月 日

法 人 県 民 税 均 等 割 額 減 免 決 定 通 知 書

申請日 年 月 日	申請者 (納税義務者)	所在地	様
		法人名	

福岡県

県税事務所長

印

さきに申請のあった法人県民税が下記のとおり減免されましたので、お知らせします。

管 理 番 号	均等割額算定期間	減免前の税額	減免される額	減免後の税額
		円	円	円

摘 要

不服申立てについて

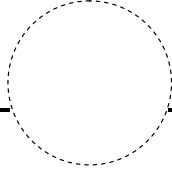
- この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。
審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
（1）審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第二十五号様式その一及びその二を次のように改める。

第25号様式その1 (第17条関係)

県民税利子割の更正請求書

受付印



		特別徴収義務者番号								
		法 人 番 号								
年 月 日		特 義 務 徴 収 者	所 在 地							
福岡県 県税事務所長殿			名 称		印					
地方税法第20条の9の3第1項、第2項の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。										
更 正 請 求 の 期 間	年 月分		利 子 等 の 種 類							
			納入申告書の提出年月日			更正又は決定の通知を受けた日				
	月分	. .	月分	. .						
	年 月分まで					
							
区分 月別	更 正 の 請 求 前			更 正 の 請 求 後						
	課 税 標 準 等		税 額	課 税 標 準 等		税 額				
	円		円	円		円				
合 計										
更正の請求をする理由										

- 添付書類 ① 道府県民税利子割領収証書(納入申告書)の写し
 ② 課税標準等又は税額が過大であること等の事実を証する資料
 備考 2部複写とし、上紙は特別徴収義務者控用、下紙は提出用とすること。

第25号様式その2 (第17条関係)

受付印



登録番号	
------	--

更 正 請 求 書

年 月 日	特別徴収義務者																				
福岡県 県税事務所長殿	住 所 又は所在地 氏 名 又は名称 (印)																				
	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)																				
	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>																				

地方税法第20条の9の3第1項、第2項の規定により、下記のとおり請求します。

更正請求の期間	年 月分から	申告書の提出年月日				更正または決定の通知を受けた日
	年 月分まで		・	・		
			・	・		・

月別	区分	更正前の額		更正後の額		差引額	
		課税標準	税額	課税標準	税額	課税標準	税額
合計							

請求の理由	
-------	--

第二十五号様式その四及びその五を次のように改める。

第25号様式その4 (第17条関係)

県民税配当割の更正請求書

受付印

 平成 年 月 日		法人番号									
		特別徴収義務者	所在地					福岡県西福岡県税事務所長殿 印			
名称											
地方税法第20条の9の3第1項、第2項の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。											
更正請求の期間	平成 年 月分		特定配当割の種類				更正又は決定の通知を受けた日				
	平成 年 月分まで		納入申告書の提出年月日								
			月分	. .	月分				
							
月別	区分	更正の請求前				更正の請求後					
		課税標準等	税 額		課税標準等	税 額					
		円	円		円	円					
	合 計										
更正の請求をする理由											

- 添付書類 ①道府県民税配当割領収証書(納入申告書)の写し
 ②課税標準等又は税額が過大であること等の事実を証する資料
 ③都道府県間の申告の誤りがある場合は、都道府県別明細書

備考 2部複写として、上紙は特別徴収義務者控用、下紙は提出用とすること。

第25号様式その5 (第17条関係)

県民税株式等譲渡所得割の更正請求書

受付印

平成 年 月 日 福岡県西福岡県税事務所長 殿		法人番号									
		特別徴収者	所在地								
		名称	印								
地方税法第20条の9の3第1項、第2項の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。											
更正請求の期間	平成 年 月分から		種 類						更正又は決定の通知を受けた日		
			納入申告書の提出年月日								
			月分	・ ・	月分	・ ・					
	平成 年 月分まで			・ ・		・ ・					
月別	区分	更正の請求前				更正の請求後					
		課税標準等		税 額		課税標準等		税 額			
		円		円		円		円			
合 計											
更正の請求をす理由											

- 添付書類 ①道府県民税株式等譲渡所得割領収証書(納入申告書)の写し
 ②課税標準等又は税額が過大であること等の事実を証する資料
 ③都道府県間の申告の誤りがある場合は、都道府県別明細書

備考 2部複写として、上紙は特別徴収義務者控用、下紙は提出用とすること。

第二十七号様式その一を次のように改める。

第27号様式その1 (第18条関係)

(表)

法人の 県 民 税 更正 及び 過少申告加算金 決定通知書
事業 税 に係る 決定 不申告加算金 額 納額告知書
地方 法人 特別 税 重 加 算 金

Table with 2 columns: 本店所在地, 法人名, 代表者

年 月 日

福岡県 県税事務所長 印

下記のとおり更正・決定したので通知します。下記不足税額、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金並びに当該不足税額に係る法定納期限の翌日から納付の日までの延滞金を合計した金額を別紙納付書により、

Table with columns: 申告当初, 申告日, 期末現在の資本金の額, 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額, 期末現在の資本金等の額

Table with columns: 事業年度, から, まで, 期末現在の資本金等の額

Table with columns: 法人事業税 (), 法人県民税 ()

Main tax calculation table with columns: 区分, 課税標準額, 税率, 税額, 区分, 課税標準となる法人税額, 法人税割額, 外国の法人税額等控除額, 仮装経理に基づく控除額, 利子割額の控除額, 差引税額, 納付確定分, 租税条約の実施に係る控除額, 既還付請求利子割額が過大である場合の納付額, 差引増減税額, 均等割, 事務所等を有していた月数, 納付確定分, 差引増減税額

Table for interest calculation: 利子割額に関する計算, 利子割額, 納付確定分, 控除した金額, 差引増減税額, 控除することができなかった金額, 既還付を請求した利子割額, 既還付請求利子割額が過大である場合の納付額, 地方 法人 特別 税 額, 所得割に係る特別税, 収入割に係る特別税, 納付確定分, 差引増減税額

Table for additional tax calculation: 法人事業税・地方法人特別税, 過少申告加算金, 通常分, 加重分, 差引増減税額, 重加対 応 所 得 金 額, 重加対 応 付 加 価 値 額, 不申告加算金, 適用分, 加重分, 重加対 応 資 本 金 等 の 額, 重加対 応 収 入 金 額, 福岡県分重加対 応 税 額, 重加算金, 適用分, 加重分, 差引増減税額, 還付となる利子割額

(裏)

不服申立てについて

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対し審査請求をすることができます。

なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。

審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第二十七号様式その六及びその七中「~~第三十四号様式~~」を削る。
第三十四号様式その三及びその四を次のように改める。

第34号様式その3 (第22条関係)

様

福岡県 県税事務所長

督 促 状

年 月 日

年 度	調 定 事 由	管 理 番 号
実 績 年 月	本 書 作 成 日	
	年 月 日	

法人 県 民 税	税 額	01		円
		02		円
	延 滞 金	03		円
	計	04		円
法人 事 業 税 ・ 地 方 法 人 特 別 税	税 額	05		円
		06		円
		07		円
		08		円
	延 滞 金	09		円
	過 少 申 告 加 算 金	10		円
	不 申 告 加 算 金	11		円
	重 加 算 金	12		円
	計	13		円
	合 計	14		円

納期限	年 月 日

地方税法第66条及び第72条の66により督促しますので、上記の金額を同封の納付書で納付してください。

- 1 滞納処分

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押えの処分を受けることとなります。
- 2 不服申立て
 - (1) この処分不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対して審査請求することができます。
 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
 - (2) この処分の取消しの訴えは、上記2(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 その他

上記の金額は作成日現在の滞納額です。
 この税金についてご不明な点があるときは県税事務所にお問い合わせください。
 既に納められている場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。

第34号様式その4 (第22条関係)

様

電話番号
福岡県

県税事務所長

[Redacted box]

延滞金について

年 月 日

年 度	調 定 事 由	管 理 番 号
事 業 年 度		
. か ら		

県 民 税	延 滞 金	円
	既に納付した額	円
	差 引 未 納 額	円
事 業 税	延 滞 金	円
	既に納付した額	円
	差 引 未 納 額	円

差引未納額を納付してください。

既に収められている場合は、行き違いですのであしからずご了承ください。

第三十八号様式その一を次のように改める。

第38号様式その1 (第29条関係)

(表)

過課納金等 還付当 通知書

「

 」
 様

年度	一般会計 歳入(出)	カード 番号	<input type="text"/>	管理 番号
年度	期 別	税 目	法人事業税 法人県民税	
業 度 年	区 分	子・中・み・確 修・更・決・見	
送 金 口 座 振 替 額 依	福岡銀行(公金集中取扱)	支 払 所	銀行 店 口座番号(普通・当座) 号	県 税 事 務 所
	年 月 日	場 所 (振替店)		

過 課 納 金 等	金 額	充 当 した 県 税 等	年 度	期 別	税 目	登 録 番 号 又 は 納 付 (入) 番 号	充 当 した 金 額	差 引 還 付 金 額
法人 県 民 税	延 滞 金							百 十 万 千 百 十 円
	税 延 滞 額							
法 人 事 業 税	延 滞 金							
	加 算 金							
	加 算 金							
還 付 加 算 金								
合 計								

あなたが納められました県税等は、
 上記のとおり納め過ぎとなりましたから

1 お返しします。 2 未納の県税等に充当し、
 3 未納の県税等に充当し、
 4 未納の県税等に充当し、
 5 未納の県税等に充当し、
 6 未納の県税等に充当し、
 7 未納の県税等に充当し、
 8 未納の県税等に充当し、
 9 未納の県税等に充当し、
 10 未納の県税等に充当し、
 11 未納の県税等に充当し、
 12 未納の県税等に充当し、
 13 未納の県税等に充当し、
 14 未納の県税等に充当し、
 15 未納の県税等に充当し、
 16 未納の県税等に充当し、
 17 未納の県税等に充当し、
 18 未納の県税等に充当し、
 19 未納の県税等に充当し、
 20 未納の県税等に充当し、
 21 未納の県税等に充当し、
 22 未納の県税等に充当し、
 23 未納の県税等に充当し、
 24 未納の県税等に充当し、
 25 未納の県税等に充当し、
 26 未納の県税等に充当し、
 27 未納の県税等に充当し、
 28 未納の県税等に充当し、
 29 未納の県税等に充当し、
 30 未納の県税等に充当し、
 31 未納の県税等に充当し、
 32 未納の県税等に充当し、
 33 未納の県税等に充当し、
 34 未納の県税等に充当し、
 35 未納の県税等に充当し、
 36 未納の県税等に充当し、
 37 未納の県税等に充当し、
 38 未納の県税等に充当し、
 39 未納の県税等に充当し、
 40 未納の県税等に充当し、
 41 未納の県税等に充当し、
 42 未納の県税等に充当し、
 43 未納の県税等に充当し、
 44 未納の県税等に充当し、
 45 未納の県税等に充当し、
 46 未納の県税等に充当し、
 47 未納の県税等に充当し、
 48 未納の県税等に充当し、
 49 未納の県税等に充当し、
 50 未納の県税等に充当し、
 51 未納の県税等に充当し、
 52 未納の県税等に充当し、
 53 未納の県税等に充当し、
 54 未納の県税等に充当し、
 55 未納の県税等に充当し、
 56 未納の県税等に充当し、
 57 未納の県税等に充当し、
 58 未納の県税等に充当し、
 59 未納の県税等に充当し、
 60 未納の県税等に充当し、
 61 未納の県税等に充当し、
 62 未納の県税等に充当し、
 63 未納の県税等に充当し、
 64 未納の県税等に充当し、
 65 未納の県税等に充当し、
 66 未納の県税等に充当し、
 67 未納の県税等に充当し、
 68 未納の県税等に充当し、
 69 未納の県税等に充当し、
 70 未納の県税等に充当し、
 71 未納の県税等に充当し、
 72 未納の県税等に充当し、
 73 未納の県税等に充当し、
 74 未納の県税等に充当し、
 75 未納の県税等に充当し、
 76 未納の県税等に充当し、
 77 未納の県税等に充当し、
 78 未納の県税等に充当し、
 79 未納の県税等に充当し、
 80 未納の県税等に充当し、
 81 未納の県税等に充当し、
 82 未納の県税等に充当し、
 83 未納の県税等に充当し、
 84 未納の県税等に充当し、
 85 未納の県税等に充当し、
 86 未納の県税等に充当し、
 87 未納の県税等に充当し、
 88 未納の県税等に充当し、
 89 未納の県税等に充当し、
 90 未納の県税等に充当し、
 91 未納の県税等に充当し、
 92 未納の県税等に充当し、
 93 未納の県税等に充当し、
 94 未納の県税等に充当し、
 95 未納の県税等に充当し、
 96 未納の県税等に充当し、
 97 未納の県税等に充当し、
 98 未納の県税等に充当し、
 99 未納の県税等に充当し、
 100 未納の県税等に充当し、

年

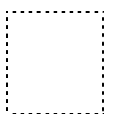
月

日

福岡県

県税事務所長

(不服申立てについては裏面をお読みください。)



あなたが納められた県税等が、左記のとおり納め過ぎになりました。

カーボン

カーボン

(裏)

カーボン

不 服 申 立 て に つ い て

この処分に不服のあるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に対し審査請求をすることができます。なお、その際、審査請求書は正副2通提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとさせていただきます。

カーボン

第六十一号の六十八様式その二を次のように改める。

第 61 号 の 68 様 式 そ の 2 (第 31 条 関 係)

申 請 書 (会 社 法 人 用)

下記のとおり申請しますので よろしくお願ひします。	申 請 人 福岡県事務吏員 福岡県 県税事務所長	印	<div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 40px;"></div>
------------------------------	--------------------------------	---	--

商 号 (会 社 等 の 名 前)	
会 社 番 号	
法 人 番 号	
本 店 (支 店) (会 社 の 住 所)	

該 当 事 項 の □ に レ を つ け 、 所 要 事 項 を 記 入 し て く だ さ い 。

コンピュータ化に伴う登記事項証明書

*一部□に印をつけた場合は右欄の□にもレ印をつけてください。

請 求 事 項	一 部 請 求 事 項	請求通数
①現在事項証明書(現在効力がある部分) <input type="checkbox"/> 全部(謄本) <input type="checkbox"/> 一部(抄本)	*商号区・会社状態区はどの請求にも表示 されます。 <input type="checkbox"/> 株式・資本品 <input type="checkbox"/> 目 的 区 <input type="checkbox"/> 役 員 区 <input type="checkbox"/> 支 店 区 <input type="checkbox"/> 支 配 人 区 <input type="checkbox"/> そ の 他 (区)	
②履歴事項証明書(コンピュータ化後の変更 を含む証明) <input type="checkbox"/> 全部(謄本) <input type="checkbox"/> 一部(抄本)		
③閉鎖事項証明書(①②以外の登記事項) <input type="checkbox"/> 全部(謄本) <input type="checkbox"/> 一部(抄本) <input type="checkbox"/> コンピュータ化に伴う閉鎖謄本		
④ <input type="checkbox"/> 代表者事項証明書(代表権のある者の証明) 2名以上のうち1名のみを請求する場合 (代表者の氏名)		

コンピュータ化に伴う登記事項要約書

下 記 の 区 で 請 求 で き る の は 3 か 所 以 内 に 限 ら れ ま す 。 商 号 区 ・ 会 社 状 態 区 は ど の 請 求 に も 表 示 さ れ ま す 。

会 社	<input type="checkbox"/> 株式・資本品 <input type="checkbox"/> 目的区 <input type="checkbox"/> 役員区 <input type="checkbox"/> 支店区 <input type="checkbox"/> その他(区)	会 社 以 外	<input type="checkbox"/> 商業登記簿 <input type="checkbox"/> その他()
-----	---	---------	---

登記簿謄抄本・閲覧

<input type="checkbox"/> 閱 覧	<input type="checkbox"/> 登記簿	年 月 日 受 付 第 号 (利 害 関 係)
<input type="checkbox"/> 謄 本	<input type="checkbox"/> 申請書附属書類	
<input type="checkbox"/> 閉 鎖 謄 本	(年 月 日 閉 鎖)	
<input type="checkbox"/> 閉 鎖 役 員 欄	(年 月 日 閉 鎖)	
<input type="checkbox"/> 抄 本	<input type="checkbox"/> 役員欄 <input type="checkbox"/> 目的欄 <input type="checkbox"/> 商号欄 <input type="checkbox"/> 支店欄 (支店)	
<input type="checkbox"/> 全 部 証 明	<input type="checkbox"/> 年 月 日 登 記 事 項	
<input type="checkbox"/>		

利害関係(請求の理由)	県税賦課徴収のため	手数料	登記手数料令第19条により免除		
登記所の表示	福岡法務局	支局 出張所	請求年月日	年 月 日	
交 付 通 数	交付枚数	手数料	受 付	年 月 日	確 認 印
		公用無料	交 付	年 月 日	

第六十二号様式を次のように改める。

第62号様式 (第31条の2、第32条関係)

徴収嘱託書

様

第 年 月 日 号

福岡県 県税事務所長 印

下記のとおり、地方税法第20条の4の規定により、滞納徴収金の徴収を嘱託します。なお、滞納者に対しては別途通知済みです。

記

滞納者	住所 氏名	課税すべき年度	調定事由	調定事由連番	税目	納期限		税額		延滞金 (法律による金額)	加算金	減額事由		収入金額	
						督促状送付年月日	年 月 日	当初	円			年 月 日	年 月 日	円	円
							年 月 日	当初	円			年 月 日	年 月 日		円
							年 月 日	当初	円			年 月 日	年 月 日		円
							年 月 日	当初	円			年 月 日	年 月 日		円
							年 月 日	当初	円			年 月 日	年 月 日		円
							年 月 日	減額	円			年 月 日	年 月 日		円
							年 月 日	減額	円			年 月 日	年 月 日		円
							年 月 日	減額	円			年 月 日	年 月 日		円
摘要															

個人番号又は法人番号

整理番号又は自動車登録番号

車検有効期限

車

名

第六十二号の四様式その一を次のように改める。

第 62 号 の 4 様 式 そ の 1 (第 32 条 の 4 関 係)

納 税 証 明 書 交 付 申 請 書

福岡県 県 税 事 務 所 長 殿

納 税 者 又 は 住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) 特 別 徴 収 義 務 者 の (名 称)

個 人 番 号 又 は 法 人 番 号 ※個人番号は17桁あけて右詰で記載

.....

TEL ()

(法人の場合は代表者印)

交付番号 年 月 日

印

証 明 書 の 使 用 目 的

.....

証明書の申請枚数

枚

上記の目的に使用するため、下記事項について証明してください。

税 目 及 び 区 分	年度(月別)又は 事業年度	納付(納入) すべき額	納付(納入) した額	未納の額	法定納期限等	備 考
そ の 他	県税に未納の無いことの証明 (<input type="checkbox"/> 要 ・ <input type="checkbox"/> 否)					
	過去 () 年以内に滞納処分を受けたことが無いことの証明 (<input type="checkbox"/> 要 ・ <input type="checkbox"/> 否)					

納税者又は特別徴収義務者本人以外若しくは法人の代表者が申請する場合に記入してください。

住 所 (所在地) 氏 名 (名 称) 申請者

印



TEL ()

(法人の場合は代表者印)

※の欄は記入しないでください。

登録番号 福岡、北九州 久留米、筑豊

※証明手数料	
※確認欄	

注 納税者又は特別徴収義務者の押印がない場合は、委任状又は代理権授与通知書を提出してください。

第六十二号の四様式その三を次のように改める。

第 62 号 の 4 様 式 そ の 3 (第 32 条 の 4 関 係)

納 税 証 明 書 交 付 申 請 書
(競 争 入 札 参 加 資 格 審 査 用)

交 付 番 号 年 月 日 号

福 岡 県 県 税 事 務 所 長 殿

納 税 者 又 は 特 別 徴 収 義 務 者 の 住 所 (所 在 地) 氏 名 称 (名)

個 人 番 号 又 は 法 人 番 号
※ 個 人 番 号 は 1 2 桁 以 上 記 載

TEL ()

印 (法 人 の 場 合 は 代 表 者 印)

証 明 書 の 使 用 目 的

証 明 書 の 申 請 枚 数

枚

上 記 の 目 的 に 使 用 す る た め 、 県 税 に 未 納 の な い 証 明 を し て く だ さ い 。

納 税 者 又 は 特 別 徴 収 義 務 者 本 人 以 外 若 し く は 法 人 の 代 表 者 が 申 請 す る 場 合 に 記 入 し て く だ さ い 。

申 請 者 住 所 (所 在 地) 氏 名 称 (名)

印 (法 人 の 場 合 は 代 表 者 印)

TEL ()

※ の 欄 は 記 入 し な い で く だ さ い 。

※ 証 明 手 数 料	
※ 確 認 欄	

注 納 税 者 又 は 特 別 徴 収 義 務 者 の 押 印 が な い 場 合 は 、 委 任 状 又 は 代 理 権 授 与 通 知 書 を 提 出 し て く だ さ い 。

第六十三号様式を次のように改める。

第63号様式 (第33条の2関係)

控除対象寄附金指定申請書

年 月 日 福岡県知事 殿 個人県民税の寄附金控除の対象となる寄附金の指定を受けたいので、申請します。	(ふりがな)	
	寄附金を受領する者の名称	
	法人番号	
	主たる事務所の所在地	電話() -
	(ふりがな)	
	代表者氏名	印
設立年月日	年 月 日	事業年度 月 日 から 月 日
寄附金控除の適用該当根拠条文 (いずれかの番号を○で囲んでください。)	1 所得税法第78条第2項第2号(指定寄附金) 2 所得税法施行令第217条第1号(独立行政法人) 3 所得税法施行令第217条第1号の2(地方独立行政法人) 4 所得税法施行令第217条第2号(自動車安全運転センター等) 5 所得税法施行令第217条第3号(公益社団法人及び公益財団法人) (旧所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号該当(特例民法法人)含む) 6 所得税法施行令第217条第4号(学校法人等) 7 所得税法施行令第217条第5号(社会福祉法人) 8 所得税法施行令第217条第6号(更正保護法人) 9 租税特別措置法第41条の18の2第2項(認定特定非営利活動法人等) 10 地方税法第37条の2第1項第4号(特定非営利活動法人)	
福岡県内で現に行っている事業の概要		
寄附金の目的及び用途		
福岡県内の事務所の所在地	名 称	
	所在地	
	担当者	
	電話番号	
	名 称	
	所在地	
	担当者	
	電話番号	
	名 称	
	所在地	
	担当者	
	電話番号	

○ 添付書類については、裏面をご覧ください。

担当者氏名
電話番号

この申請書を提出する際は、以下の書類を添付してください。

1. 1～9の法人は、申請寄附金が、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金を含む。)であることを証する書類(注1)
2. 法人の「登記事項証明書」の写し
3. 1～9の法人は、福岡県内に事務所を有することを証する書類(注2)
4. 定款、寄附行為その他これらに準ずるものの写し
5. その他知事が必要と認める書類

(注1)「申請寄附金が、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金を含む。)であることを証する書類」とは下記の書類を指します。

区分	添付書類
1 所得税法第78条第2項第2号(指定寄附金)	所得税法第78条第2項第2号に掲げる指定寄附金であることを証する書類の写し
2 所得税法施行令第217条第1号(独立行政法人)	
3 所得税法施行令第217条第1号の2(地方独立行政法人)	設立団体の特定公益増進法人であることを証する書類の写し(申請書を提出する日以前5年以内に発行されたものに限る。)
4 所得税法施行令第217条第2号(自動車安全運転センター等)	
5 所得税法施行令第217条第3号(公益社団法人及び公益財団法人)	
(旧所得税法施行令第217条第1項第2号該当(特例民法法人))	
(旧所得税法施行令第217条第1項第3号該当(特例民法法人))	主務官庁の特定公益増進法人であることを証する書類(申請書を提出する日以前2年以内に発行されたものに限る。)の写しで、当該書類に記載されている認定の日が当該提出する日以前2年(同号ハに掲げる法人にあっては5年)内であるもの。
6 所得税法施行令第217条第4号該当(学校法人等)	所轄庁の特定公益増進法人であることを証する書類の写し(申請書を提出する日以前5年以内に発行されたものに限る。)
7 所得税法施行令第217条第5号(社会福祉法人)	
8 所得税法施行令第217条第6号(更正保護法人)	
9 租税特別措置法第41条の18の2第2項該当(認定特定非営利活動法人等)	国税庁長官又は所轄庁(都道府県又は指定都市)の認定(仮認定含む。)に係る通知の写し(認定の有効期間内のもの。)

(注2)「福岡県内に事務所を有することを証する書類」とは下記の書類を指します。

1. 本県に事務所を有する旨の組織図等
2. 所有権を有する事務所の場合：不動産登記事項証明書の写し(申請書を提出する日以前3ヶ月内に発行されたものに限る。)
賃借による事務所の場合：賃貸借契約書

第六十三号の三様式を次のように改める。

第63号の3様式（第33条の2関係）

控除対象寄附金指定申請事項異動届出書

年 月 日
福岡県知事 殿

指定番号 (ふりがな)	
寄附金を受領する者の名称	
法人番号	
主たる事務所の所在地	電話() -
(ふりがな) 代表者氏名	印

個人県民税の寄附金控除の対象となる寄附金の指定についての申請に係る事項に変更を生じたので、福岡県税条例施行規則第33条の2の規定により次のとおり届け出ます。

事 項	新	旧	異動年月日
寄附金を受領する者の名称			年 月 日
主たる事務所の所在地			年 月 日
代表者氏名			年 月 日
県内事務所の名称			年 月 日
県内事務所の所在地			年 月 日
県内事務所の電話番号			年 月 日
福岡県内で行っている事業の概要			年 月 日
寄附金の目的及び用途			年 月 日
その他()			年 月 日

県内事務所	新設	名称		年 月 日
	全部廃止	所在地		
		名称		年 月 日
一部廃止	所在地			
	名称		年 月 日	
		所在地		
所得税における寄附金控除適用非該当			年 月 日	
解散			年 月 日	
清算終了			年 月 日	
合併			年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()			

所 在 地
 担当者氏名
 電 話 番 号

第六十四号様式から第六十四号の三様式までを次のように改める。

第64号様式（第34条関係）



法 人 設 立 (設 置) 届

管理番号

年 月 日 県税事務所長 様	ふりがな 法 人 名						
	代表者の氏名	印					
	法 人 番 号						
	所在地	〒 (TEL — —)					
設 立 年 月 日	年 月 日	事 業 年 度	月 日 から 月 日まで				
資本金の額又は出資金の額	円	事 業 種 目					
資 本 金 等 の 額	円						
県 内 の 支 店 等	名 称	所 在 地	設置年月日				
	(主たる支店)	〒	年 月 日				
		〒	年 月 日				
		〒	年 月 日				
事 務 所 を 有 す る 都 道 府 県 の 数	<input type="checkbox"/> 本県のみ <input type="checkbox"/> 2都道府県 <input type="checkbox"/> 3都道府県以上 (本県を含む。) (本県を含む。)						
申告期限の延長の有無	県民税	年 月 日 から	の事業年度から 月				
	事業税	年 月 日 から	の事業年度から 月				
<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人		連結親法人の最初	年 月 日 から				
		連結事業年度	年 月 日 まで				
連結子法人の場合	連結承認年月日	連結子法人適用	年 月 日 から				
	年 月 日	開始事業年度	年 月 日 まで				
	ふりがな 連 結 親 法 人 名						
	連 結 親 法 人 所 在 地	〒 (TEL — —)					
関 与 税 理 士	氏 名						
	事 務 所 所 在 地	〒 (TEL — —)					
書 類 の 送 付 先 が 本 店 と 異 な る 場 合 の 送 付 先	名 称						
	所 在 地	〒 (TEL — —)					
個 人 営 業 を 廃 止 し、 法 人 を 設 立 し た 場 合	個 人 営 業 者 名				廃止した年月日		
	住 所	〒			年 月 日		

関与税理士署名押印

印

添付書類 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
定款等の写し

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第64号の2様式 (第34条関係)

法人課税信託に関する届出書

※ 処 理 事 項	入力	法人課税信託の管理番号

受 付 印 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿 法 人 の 代 表 者	(ふりがな) 納 税 義 務 者 名											
	法人番号又は 個 人 番 号												右 詰 で 記 載
	本 店 所 在 地	〒											
	電 話 番 号												
	法 人 課 税 信 託 の 名 称												
	(ふりがな) 氏 名											

① 新たに法人課税信託の引受けを行ったとき及び法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなったとき

法人課税信託の 効力が生じた日	法人課税信託の信託期間	法人課税信託の計算期間
年 月 日	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
県内の支店等の 名称及び所在地	名 称	所 在 地
		〒 電話番号()

② 新たな受託者が就任したとき及び受託者の任務が終了したことによりその信託事務の引継ぎを行ったとき


新たな受託者 又は引継ぎを受 けた者の 名称及び所在地	(ふりがな) 名 称									
	所 在 地	〒 電話番号()									
就任した日又は信託事務の 引継ぎをした日	年 月 日										
就 任 の 理 由 又 は 信 託 事 務 終 了 の 理 由											

③ 受託者が二以上ある場合にその主幸受託者の変更があったとき及びその他の変更があったとき

変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
摘 要		
	関与税理士の 氏名・電話番号	TEL — —

- 注 1 法人課税信託の契約の写しを1部添付してください。
 2 法人課税信託の事務の引継ぎを受けたときは、引継ぎの事実を証明する書類を1部添付してください。
 3 届出事項に変更が生じたときは、信託契約の写し等変更の事実を証明する書類を1部添付してください。
 4 ※印の欄は、記入の必要はありません。

第 64 号の 3 様式 (第 34 条の 2、第 38 条関係)

		管 理 番 号	
<div style="text-align: center;">  年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿 </div>	法 人 名		
	法 人 番 号		
	所 在 地	電 話 ()	
	代 表 者 名	㊟	
	代 表 者 住 所		
還 付 請 求 事 由	1 更生手続開始決定 2 再生手続決定 3 法人税法施行令第 24 条の 2 第 1 項に規定する再生計画認可の決定に準ずる事実 4 地方税法施行規則第 3 条の 2 の 2 第 1 項又は第 4 条の 3 の 2 に規定する事由		
上 記 事 由 の 発 生 日	年 月 日		

仮 装 経 理 還 付 請 求 書

地方税法 第 53 条第 42 項 第 72 条の 24 の 10 第 4 項 の規定に基づき、下記のとおり 仮装経理法人税割額 仮装経理事業税額の 仮装経理地方法人特別税額 還付を請求します。

1 還付請求額の明細

仮装経理に基づく過大申告をした事業年度又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	確定申告書提出年月日	年 月 日
仮装経理に基づく過大申告の更正の日	年 月 日	控除開始事業年度又は連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
法人事業税・地方法人特別税		法人県民税 (法人税割)	
仮装経理事業税額 ①		仮装経理法人税割額 ⑧	
既に控除した税額 ②		既に控除した税額 ⑨	
還付請求額 (①-②) ③		還付請求額 (⑧-⑨) ⑩	
仮装経理地方法人特別税額④		還付請求額合計 (⑦+⑩)	
既に控除した税額 ⑤			
還付請求額 (④-⑤) ⑥			
還付請求額小計(③+⑥) ⑦			

2 還付を受けようとする金融機関等

金 融 機 関 名		口 座 番 号 等 (普 通 ・ 当 座)
本 支 店 名		

- 注 1 この請求書は、一事業年度ごとに一部提出してください。
- 2 この請求書を提出する際は、還付請求事由を証する書類を添付してください。
- 3 「確定申告書提出年月日」の欄は、当該事業年度分の確定申告書を提出した年月日を記載してください。

第六十四号の四様式中「ア」を「イ」に改める。
第六十五号様式及び第六十五号の二様式を次のように改める。

第65号様式（第34条関係）

受付印 年 月 日 県税事務所長 様		法 人 異 動 届		管理番号													
		ふ り が な 法 人 名															
		代 表 者 の 氏 名	印														
		法 人 番 号															
所 在 地		〒														(TEL — —)	
		新				旧				異動年月日							
法 人 名										年 月 日							
代 表 者										年 月 日							
本 店 所 在 地		〒		〒						年 月 日							
支 店 等 名 称										年 月 日							
支 店 等 所 在 地		〒		〒						年 月 日							
事 業 年 度		月 日から 月 日まで				月 日から 月 日まで											
資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額										年 月 日							
資 本 金 等 の 額										年 月 日							
事 業 種 目										年 月 日							
そ の 他 ()										年 月 日							
支 店 等 の 設 置 又 は 廃 止		名 称				所 在 地				設 置 ・ 廃 止 年 月 日							
		〒		〒						年 月 日							
支店等の廃止(本店転出を含む。)の場合、県内の他の支店等の有無(有・無)																	
合 併		合 法 併 人		法 人 名		所 在 地		〒		(TEL — —)		合 併 年 月 日					
		被 合 併 ・ 被 分 割 法 人		法 人 名		所 在 地		〒				年 月 日					
連 結 納 税 の 承 認 等		<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人				区 分		<input type="checkbox"/> 左記の連結法人となった。 <input type="checkbox"/> 左記の連結法人でなくなった。									
		上記区分に該当することとなった事由 <input type="checkbox"/> 連結納税の承認があった。 <input type="checkbox"/> 完全支配関係を有することとなった。 <input type="checkbox"/> 連結完全支配関係を有しなくなった。(原因：) <input type="checkbox"/> 連結納税の承認の取消処分があった。 <input type="checkbox"/> 連結納税適用の取りやめの承認があった。															
		上 記 事 由 が 生 じ た 日				年 月 日											
		最 初 連 結 親 法 人 事 業 年 度				年 月 日から 年 月 日まで											
		連 結 子 法 人 適 用 開 始 事 業 年 度				年 月 日から 年 月 日まで											
解 散		清 算 人 氏 名						解 散 年 月 日									
		清 算 人 住 所		〒		(TEL — —)		年 月 日									
清 算 結 了		解 散 年 月 日				残 余 財 産 確 定 の 日				清 算 結 了 日							
		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日					

関与税理士署名押印

(TEL

) 印

添付書類 登記事項変更の場合は、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
 登記を要しない事項の変更の場合は、変更の事実を証明できる書類(定款、総会議事録等)
 合併(分割)の場合は、合併(分割)契約書及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し
 連結法人となった場合は、連結納税の承認申請書、出資関係図、グループ一覧等の写し
 連結法人でなくなった場合は、国税庁長官の処分等の写し

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第65号の2様式（第34条の2、第39条の2関係）

法人県民税・事業税に係る
課税標準額等の通知書
知事様

第 号
年 月 日

分割法人の課税標準額等について、下記のとおり通知します。 福岡県 県税事務所長 印

法人名		法人番号					
主たる事務所等の所在地							
課税標準額等について							
事業年度	年 月 日～			年 月 日	資本金等の額	資本金の額又は出資金の額	円
本県申告	申告期限の延長月数	県民税	事業税	年 月 日		資本金等の額	円
		月	月	年 月 日	分割県数 (本県も含む)		
県民税	課税標準となる法人税額						円
	分割基準				貴県分	人	
					総数	人	
事業税	課税標準となる金額	所得金額	円			売上高	総売上
		付加価値額	円				軌道又は鉄道事業分売上
		資本金等の額	円				円
		収入金額	円				円
	分割基準		総数			貴県分	
			総数			貴県分	
加算金	重加対応総額	所得割	円			本県の取扱	
		付加価値割	円			重加算金	
		資本割	円			過少申告加算金	
		収入割	円			不申告加算金	
本県の処理状況 年 月 日							
税務官署の処理状況 年 月 日							
法人税割額から控除すべき外国税額の総額	道府県民税分	円			補正後の従業者数の総数	道府県民税分	人
	市町村民税分	円				市町村民税分	人
仮装経理	仮装経理に基づく所得金額	円			租税条約	租税条約に基づく所得金額	円
	仮装経理に基づく法人税額等	円				租税条約に基づく法人税額等	円
貴県の主な所在地					備考		

第六十五号の四様式から第六十七号様式までを次のように改める。

第 65 号 の 4 様 式 (第 34 条 の 3 関 係)

市 町 村 民 税 法 人 税 割 に 係 る 課 税 標 準 額 等 の 通 知 書

長 様

第 年 月 日
福 岡 県 県 税 事 務 所 長 印

地 方 税 法 第 63 条 第 4 項 の 規 定 に よ り、下 記 の と お り 通 知 し ま す。

法人名	法人番号	事業年度	資本金等の額	連結(区分)延長月数	税率)	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	仮装経理	備考
		事務所	円		%	円	円	
本店所在地		税務官署の更正等通知日	円	加重算税額		道府県民税分 市町村民税分 補正後の従業者数の総数	円	
			円			道府県民税分 市町村民税分	円	

法人名	法人番号	事業年度	資本金等の額	連結(区分)延長月数	税率)	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	仮装経理	備考
		事務所	円		%	円	円	
本店所在地		税務官署の更正等通知日	円	加重算税額		道府県民税分 市町村民税分 補正後の従業者数の総数	円	
			円			道府県民税分 市町村民税分	円	

法人名	法人番号	事業年度	資本金等の額	連結(区分)延長月数	税率)	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	仮装経理	備考
		事務所	円		%	円	円	
本店所在地		税務官署の更正等通知日	円	加重算税額		道府県民税分 市町村民税分 補正後の従業者数の総数	円	
			円			道府県民税分 市町村民税分	円	

法人名	法人番号	事業年度	資本金等の額	連結(区分)延長月数	税率)	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	仮装経理	備考
		事務所	円		%	円	円	
本店所在地		税務官署の更正等通知日	円	加重算税額		道府県民税分 市町村民税分 補正後の従業者数の総数	円	
			円			道府県民税分 市町村民税分	円	

法人名	法人番号	事業年度	資本金等の額	連結(区分)延長月数	税率)	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	仮装経理	備考
		事務所	円		%	円	円	
本店所在地		税務官署の更正等通知日	円	加重算税額		道府県民税分 市町村民税分 補正後の従業者数の総数	円	
			円			道府県民税分 市町村民税分	円	

法人名	法人番号	事業年度	資本金等の額	連結(区分)延長月数	税率)	法人税割額から控除すべき外国税額の総額	仮装経理	備考
		事務所	円		%	円	円	
本店所在地		税務官署の更正等通知日	円	加重算税額		道府県民税分 市町村民税分 補正後の従業者数の総数	円	
			円			道府県民税分 市町村民税分	円	

第65号の5様式 (第34条の5関係)

法人税に係る確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書について			
第 年 月 日 号			
様 福岡県 県税事務所長 印			
下記の法人に係る申告書の提出期限の届出について、下記のとおり通知します。			
法人名称	(法人番号)	主たる事業所等の所在地	
事業年度	年 月 日 から 年 月 日 まで	申告書の提出 期 限	年 月 日 まで
県 民 税	届 け 出 の 内 容	年 月 日 決算期分より 月間延長	
		年 月 日 決算期分より	
備 考			

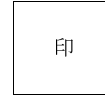
第66号様式（第35条関係）

福岡県

県税事務所長 殿

第 月 号 日

市 町 村 長



年度 現年課税分 個人県民税の賦課額 決定 変更 報告書

区分	項目	当初調定額等		異動	3月31日現在の調定額等			
		均等割	所得割		均等割	所得割		
県 民 税	普通徴収分(1)	(a) 円	(b) 円	/	(h) 円	(i) 円		
	特別徴収分	④ 年税額(本年度課税分)	(c)	(d)	/	(j)	(k)	
		⑤ 翌年度の収入となるべき額	(r) 人 (s)	(t)	/	(u) 人 (v)	(w)	
		⑥ 前年度課税分で本年度の収入となるべき額	() 人		/	() 人		
		本年度分調定額 (2) (A)-(B)+(C)						
		小計 (1)+(2)	(e)	(f)	/	(l)	(m)	
	退職所得にかかる所得割 (3)	/		/	(n)			
	合計(均等割+所得割+退職所得割) ㉑	(g)		(o)-(g)	(o)			
市 町 村 民 税	普通徴収分(4)			/				
	特別徴収分	⑦ 年税額(本年度課税分)	(p)	(q)	/	(p)	(q)	
		⑧ 翌年度の収入となるべき額	(x)	(y)	/	(x)	(y)	
		⑨ 前年度課税分で本年度の収入となるべき額			/			
		本年度分調定額 (5) (D)-(E)+(F)						
		小計 (4)+(5)			/			
	退職所得にかかる所得割 (6)	/		/				
	合計(均等割+所得割+退職所得割) ㉒							
県市町村民税合算額 ㉓+㉒=㉔								
あん分率 ㉕/㉔						%		
県 民 税 納 税 義 務 者	区 分	均等割を納める人	所得割を納める人	納税義務者(計)	異動	均等割を納める人	所得割を納める人	納税義務者(計)
	普通徴収人員(7)	(a) 人	(b) 人		/	(h) 人	(i) 人	
	特別徴収人員(8)	(c)	(d)		/	(j)	(k)	
	退職分離課税人員(9)	/	/	/	/	/	/	(n)
	合計 (7)+(8)+(9)	(e)	(f)	(g)	(o)-(g)	(l)	(m)	(o)

摘要(⑥欄③欄の算出説明、その他説明を要する事項等)

〔当初(最終)の「翌年度の収入となるべき額」の分解〕

特徴あん分率 $\frac{(c)+(d)}{(c)+(d)+(p)+(q)}$ %

翌年度の収入となるべき県市町村合算額 $(r)+(s)+(x)+(y)$ 円

翌年の収入となる均等割の人員 $(7) \times \frac{\text{翌年の収入となる均等割(県市町村の合算額)}}{\text{県市町村の合算額}}$ 人

徴収取扱費の基礎となる納税義務者数 (r) 人

注 1 賦課額変更報告書で「翌年の収入となるべき額」を分解方法により算出している市町村は、 内の(c)、(d)を(j)、(k)と読み替えること。

2 税額(a)～(o)は、それぞれ人員⑧～⑩に対応する。

3 賦課額決定報告書は7月10日、賦課額変更報告書は4月30日までに提出すること。

第67号様式その1 (第35条関係)

福岡県

県税事務所長 殿

市
町 長
村

第 年 月 日



年度 個人県民税の滞納状況報告書

(滞納繰越分5月決算市町村用)

1 現年課税分		法人番号									
区 分	(イ) 個人の県市町村民税の 合算額	(ロ) 本年3月31日現在の県民税 払い込みあん分率	(ハ) 本年度中の指定金融機関への 払い込み済税額								
① 本年3月31日現在の調定額	円	%	円								
② 本年4月1日から同年5月31日ま での間における調定減少額		県 民 税 の 額	市 町 村 民 税 の 額								
③ 差 引 調 定 額 ① - ②		(イ) 円	円								
④ 本 年 度 中 の 収 入 済 額		×	(ロ)								
⑤ 還 付 未 済 額		(ロ)									
⑥ 本 年 度 中 の 欠 損 額											
翌年度へ繰り越される額 ③ - (④ - ⑤) - ⑥	(ホ)	(ヘ) = (ホ) - (ト)	(ト)								
繰越額の内訳	徴 収 猶 予 の 額	(イ)								摘要	
	滞 納 処 分 執 行 停 止 の 額	×									
	そ の 他	(ロ)									
収入額のうち指定金融機関への払い込み未済額 (ニ) - (ハ)			円								

現年課税分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の7第5項に該当するもの	
件 数	県 民 税 の 額
件	円

2 滞納繰越分

区 分	(a) 個人の県市町村民税の 合算額	(b) 本年3月31日現在の県民税 払い込みあん分率	(c) 前年6月1日から本年5月31日までの間にお ける指定金融機関への払い込み済税額
① 前年6月1日現在の滞納繰越分調定額	円	%	円
② 前年6月1日から本年5月31日ま での間における調定減少額		県 民 税 の 額	市 町 村 民 税 の 額
③ 差 引 調 定 額 ① - ②		(a) 円	円
④ 前年6月1日から本年5月31日ま での間における収入額		×	(d)
⑤ 還 付 未 済 額		(b)	
⑥ 上欄の期間における欠損額			
翌年度へ繰り越すべき本年5月31日現在の滞納額 ③ - (④ - ⑤) - ⑥	(e)	(f) = (e) - (g)	(g)
繰越額の内訳	徴 収 猶 予 の 額	(a)	
	滞 納 処 分 執 行 停 止 の 額	×	
	そ の 他	(b)	
収入額のうち指定金融機関への払い込み未済額 (d) - (c)			円

滞納繰越分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の7第4項に 該当するもの		法第15条の7第5項に 該当するもの		法第18条第1項に該当するもの うち滞納処分の執行停止期間中に5年 の時効到来により消滅したものの 県民税の額			
件数	県 民 税 の 額	件数	県 民 税 の 額	件数	県 民 税 の 額	件数	県 民 税 の 額
件	円	件	円	件	円	件	円

3 翌年度へ繰り越される額の合計

区 分	県市町村民税の合算額	県 民 税 額	市 町 村 民 税 額
現 年 課 税 分	(ホ) 円	(ヘ) 円	(ト) 円
滞 納 繰 越 分	(e)	(f)	(g)
合 計	(A)	(B)	(C)

注 この報告書は、5月31日現在によって作成し、6月30日までに提出すること。

第 67 号 様 式 そ の 2 (第 35 条 関 係)

福 岡 県 県 税 事 務 所 長 殿

市 町 長 村

第 年 月 日 号



年 度 現 年 課 税 分 個 人 県 民 税 の 滞 納 状 況 報 告 書

(滞納繰越分3月決算市町村用)

①	本年3月31日現在の調定額	(イ)	個人の場合市町村民税の合算額	円	法人番号		本年3月31日現在の県民税払い込みあみ分率	(ロ)		本年3月31日現在の県民税払い込み分率	(ハ)	本年度中の指定金融機関への払い込み済税額	(ニ)	
②	本年4月1日から同年5月31日までの間ににおける調定減少額													
③	差引調定額 ①－②		県民税の額	円										
④	本年度中の収入済額	(イ)		円	(ロ)									
⑤	還付未済額	(ロ)		円										
⑥	本年度中の欠損額	(ロ)		円										
	翌年度へ繰り越される額③－(④－⑤)－⑥	(イ)		円	(ロ)									
	繰り越す額の滞納処分執行停止の額	(イ)		円	(ロ)									
	繰り越す額の滞納処分執行停止の額	(イ)		円	(ロ)									
	収入額のうち指定金融機関への払い込み済額	(ニ)		円										

現年課税分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の7第5項に該当するもの	
件数	県民税の額
円	円

○ 翌年度へ繰り越される額の合計

区 分	県市町村民税の合計額	県民税額	市町村民税額
現年課税分	(イ) 円	(ロ) 円	(ハ) 円
滞納繰越分	(ニ) 円	(ヒ) 円	(ヘ) 円
合 計	(イ) 円	(ロ) 円	(ハ) 円

注 1 この報告書は、5月31日現在により作成し、6月30日までに提出すること。
 2 翌年度に繰り越される額の合計の欄の滞納繰越分は、3月31日現在で作成した滞納状況報告書の数値を記入すること。

第67号様式その3 (第35条関係)

福岡県 県税事務所長 殿

市 町 長
村

第 年 月 日



年度滞納繰越分個人県民税の滞納状況報告書

(滞納繰越分3月決算市町村用)

区 分	(a) 個人の市町村民税の合算額	(b) 本年3月31日現在の県民税 払い込みあん分率	(c) 本年度中の指定金融機関への払い込 み済税額
	円	%	円
① 滞納繰越分当初調定額	前年度の 滞納繰越分 計	県民税の額	市町村民税の額
② 前年4月1日から本年3月31日までの間に おける調定減少額		円	円
③ 差引調定額 ① - ②	(a)	(d)	
④ 本年度中の収入済額	× (b)		
⑤ 還付未済額			
⑥ 上欄の期間における欠損額	(e)	(f) = (c) - (g)	(g)
翌年度へ繰り越すべき本年3月31日現在の滞納 額③ - ④ - ⑤ - ⑥	(d) - (e)		
繰越徴収猶子の額	(a)	摘要	
滞納処分執行停止の額	× (b)		
の内訳	他		
収入額のうち指定金融機関への払い込み未済額	(d) - (c)	円	

滞納繰越分県民税の不納欠損処理の内訳

法第15条の7第4項に 該当するもの		法第15条の7第5項に 該当するもの		法第18条第1項に該当するもの	
件数	県民税の額	件数	県民税の額	件数	うち滞納処分 の執行停止期間中 に5年の時効到来により 消滅したもの
円	円	円	円	件	県民税の額
件	円	件	円	件	円

注 この報告書は、3月31日現在によって作成し、4月30日までに提出すること

第七十号様式から第七十一号の二様式までを次のように改める。

第70号様式その1 (第36条の2関係)

福岡県 県税事務所長 殿

市 町 長
村

第 年 月 日
印

現年課税 滞納繰越 分の個人県民税調定収入状況等報告書

() 月分 () 月分

区分	件数	調定額 (県市町村民税の合算額)			差引通計
		前月までの通計	本 月	減 額	
普通通分	件数	()	()	()	
徴収別	件数	()	()	()	
徴収別	件数	()	()	()	
計	件数	()	()	()	①
退職所得の分離課税に係る分	件数	()	()	()	
特別徴収分	件数	()	()	()	
計	件数	()	()	()	②
分離課税分の県民税額					
加算金の種類		調定額	不納欠損額		
過少申告加算金		円	円		
不申告加算金		円	円		
重加算金		円	円		

法人番号	収入 済 額		個人県民税の払込あん分率	
	前月までの通計	本 月	⑤	⑥
	収入額	収入額	④÷③収入率	
	還付額	収入未済額	③-④	
	その他の増減額	④×⑤	④×⑤	
	差引通計	⑥-⑦	払い込むべき税額	⑥
		差引払い込み過不足額		
	前月までの通計	払込日付	払込金額	通 計
				⑦

- 注
- 1 現年課税分、滞納繰越分はそれぞれ別紙で提出すること。
 - 2 現年課税分の調定件数を記載する場合は、新規に課税した人員のみを記載し、括弧書きには納税通知書及び特別徴収義務者を経て通知する通知書の数並びに分離課税に係る納税通知書の数の合計数を記載すること。
 - 3 滞納繰越分の当初報告についての記載は本月分の件数欄に滞納人員を記載すること。
 - 4 その他の増減欄は、年度、科目の誤りによる更正、又は、誤計算等により修正すべき額を記載し、明細書を添付すること。
 - 5 各種加算金については、県市町村民税の合算額によって算出した額をそれぞれ記載すること。なお、加算金の払込みについての報告書は、規則第70号様式その2を使用すること。
 - 6 不納欠損額(各加算金を含む。)についてはその処理の決定の都度、当該年度の県市町村民税の合算額による件数及び金額の通計を記載すること。
 - 7 この報告書は、翌月10日までに関係県税事務所へ到着するように提出すること。

第 70 号 様式 その 2 (第 36 条 の 2 関係)

福岡県 県 税 事 務 所 長 殿

第 年 月 日

市 町 長 村



年度 現年課税 滞納繰越 分の個人県民税に係る税外徴収金の収入及び払込状況報告書

(分) (月分)

区分	収入 済 額 (県市町村民税に係る) 税外徴収金の合算額				県民税に係る税外徴収金の 払込金額			収入 済 額 に 対する 払 込 未 済 額 の 比	摘 要
	前 月 ま で の 計	本 月 の 入 額	本 月 の 還 付 額	差 通 引 計	前 月 ま で の 通 計	本 月 の 払 込 金 額	通 計		
延滞金	円	円	円	①	円	円	⑩=⑥-⑩	⑭/① %	
過少申告加算金				②		円	⑮=⑦-⑩	⑮/②	
不申告加算金				③		円	⑯=⑧-⑫	⑯/③	
重加算金				④		円	⑰=⑨-⑬	⑰/④	
本年度のあん分率	%	区分	指定金融機関等へ払い込むべき金額	円					
⑤		延滞金	⑥=①×⑤	円					
		過少申告加算金	⑦=②×⑤	円					
		不申告加算金	⑧=③×⑤	円					
		重加算金	⑨=④×⑤	円					

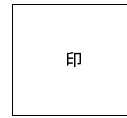
注 1 現年課税分と滞納繰越分の区分については、加算金についてのみ行い、それぞれ別紙で提出すること。
 2 延滞金については、すべて(現年課税分、滞納繰越分とも)現年課税分に総額を記載し提出すること。
 3 この報告書は、翌月10日までに関係県税事務所へ到達するよう提出すること。

第71号様式（第37条関係）

第 年 月 号 日

福岡県 県税事務所長 殿

市 町 長 村



年度 個人の県民税に係る徴収取扱費計算書

(分) (月 から 月 までの分)

区 分	基 数	徴 収 取 扱 費 額		
普通徴収に係る納税通知書の数	件 ^①			
特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する通知書の数	件 ^②			
地方税法第328条の9の分離課税に係る更正又は決定通知書の数	件 ^③			
①+②+③	(A) 件	④=(A)×60円 円		
個人の県民税に係る徴収金で指定金融機関に払い込み済の金額	(B) 円	⑤=(B)×7% 円		
個人の県民税に係る徴収金を地方税法第17条又は第17条の2の規定によって還付又は充当した場合における当該徴収金に係る過誤納金に相当する金額	(C) 円	⑥=(C)の計 円		
地方税法第17条の4の規定によって還付した過誤納金に係る還付加算金に相当する金額	(D) 円	⑦=(D)の計 円		
地方税法第321条第2項の規定によって交付した個人の県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額	(E) 円	⑧=(E)の計 円		
賦課決定された納税義務者数	(F) 人	⑨=(F)×3,000円 円		
今回報告以前に年度を超えて税額が0円に変更された納税義務者数(過年度交付済額)	(G) 人	⑩=(G)×3,000円 円		
差引納税義務者数⑨-⑩	人	⑪=⑨-⑩ 円		
地方税法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかった金額を同法第314条の9第3項の規定により適用される同条第2項の規定によって還付し、又は充当した場合における当該控除されなかった金額に相当する金額	(H) 円	⑫=(H) 円		
合計④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑪+⑫		円		
上記(A)~(H)の内訳(Gを除く)	報告次の払い込みあん分率 19年度あん分率	% %		
区 分	月 分	月 分	月 分	計
納税通知書の数及び県民税の払い込み済みの額	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(A) (件) (B) 円
過 誤 納 金	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(C) (件) (D) 円
還付加算金	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(E) (件) (F) 円
前納報奨金	(件) 円	(件) 円	(件) 円	(G) (件) (H) 円
納税義務者数	人	人	人	(F) 人
還付充当した額	円	円	円	(H) 円

注 1 (A)(B)欄は、平成18年度以前の年度分の個人の県民税(同年度以前において賦課決定されたものに限る。)に係る徴収取扱費について適用されるものであること。(改正地方税法附則第5条第9項)

2 徴収取扱費額の円未満は、切り捨てること。

3 (C)欄の過誤納金及び(D)欄の還付加算金とは、市町村が予算を通じて支出した金額に限られるものであること。

4 (C)欄、(D)欄及び(E)欄の基数は、実際に還付・充当又は支出した県民税相当額、県民税相当額に係る還付加算金額及び県民税相当額に係る報奨金額とする。
当該金額について、県民税相当額を把握できない場合は、実際に還付・充当又は支出した額に下記のあん分率を用いて算出した額(円未満端数切捨)とし、算式(還付・充当又は支出した金額×あん分率)を含めて記載する。
第1次分 確定あん分率
第2~第4次分 特定あん分率

5 (F)欄の「賦課決定された納税義務者数」は、次により計上すること。
第2次分 当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数÷4=a
第3次分 (当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数-a)÷3=b
第4次分 (当該年度の賦課額決定報告書の納税義務者数-(a+b))÷2=c
第1次分 当該年度の賦課額変更報告書-(a+b+c)
第2~4次分は、賦課額決定報告書に基づく概算の計算書であり、第1次分で賦課額変更報告書に基づいて精算を行う。
各次分において、上記計算式により算出された納税義務者数に1未満の端数が生じたときは、1未満の数値を切り上げる。

6 ⑩欄は、第1次分のみ使用すること。(G)欄の基数に乗じる金額は、既交付時の単価によること。

7 内訳欄のかつこ内は、それぞれの件数を記載すること。

8 納税義務者数の内訳欄は、調定収入状況等報告書の実員数を計上し、(F)欄記載の際、上記注5の計算を行うこと。

9 複写とし、上紙は市町村が保管し、下紙は県税事務所に提出すること。

第71号の2様式 (第37条の2関係)

(表)

年 月 日

福岡県知事 殿

印

届 出 書

県民税利子割の申告納入について、下記のとおり届けます。

記

1 届 出 事 由		ア 新設 イ 異動 ウ 廃止 エ 利子等の種別の変更													
2 新 設 等 年 月 日		年 月 日						3 [異動事由]							
4 特別徴収義務所	所在地	〒 ()													
	店 舗 名														
5 特別徴収義務者番号		識別欄		義務者欄						営業所欄					
				—											
6 法 人 番 号															
7 利 子 割 の 納 入 方 法	(1) 営業所等ごとに納入する 場合の利子等の種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19									
	(2) 本店等から一括納入する 場合の利子等の種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19									
(3) (一括納入) する特別徴 収義務者	所在地	〒 ()													
	店 舗 名														
特別徴収義務者番号		識別欄		義務者欄						営業所欄					
				—											
(備考)															

(裏)

[記入要領]

1 この届出書は、営業所等の新設、異動、廃止又は利子等の種別の変更があった場合に福岡県西福岡県税事務所に提出してください。

なお、届出書は、本社、本店等から提出しても差し支えありません。

2 営業所等の新設の場合、「特別徴収義務者番号」の欄には、金融機関共同管理委員会による統一金融機関番号が付番されている金融機関等(証券会社を除く。)にあつては、統一金融機関番号及び統一店番号を「義務者欄」及び「営業所欄」に記入し、証券会社にあつては、所得税法施行令第50条の規定に基づく「金融機関の営業所等の届出書」に記載する証券会社番号及び証券会社店舗番号を「義務者欄」及び「営業所欄」に記入してください。

なお、上記以外の金融機関等については記入の必要はありません。

3 記入方法

	記 入 欄	記 入 内 容	新 設	異 動	廃 止	利 子 等 の 種 別 の 変 更
1	届 出 事 由	該当するものに○印をつけること	○	○	○	○
2	新 設 等 年 月 日	種別の変更の場合は納入開始年月日を記入	○	○	○	○
3	異 動 事 由	営業所等の所在地等が変更の場合に記入	—	○	—	—
4	特 別 徴 収 義 務 者	営業所等の所在地、名称を記入	○	○	○	○
5	特別徴収義務者番号		○	○	○	○
6	法 人 番 号	特別徴収義務者の法人番号を記入	○	○	○	○
7	利子等の納入方法	納入方法別に利子等の種類等を記入	○	—	—	○

(注) ○記入する
—記入不要

4 利子等の種類は、その営業所等で納入する利子等の種類を下記より選択し、該当の番号に○印をつけてください。

1 特定公社債以外の公社債利子	11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配 で公募以外のもの
2 銀行預金利子	12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
4 勤務先預金等の利子	14 定期積金
5 合同運用信託の収益の分配	15 掛金の給付補てん金
6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外 の収益の分配	16 抵当証券の利息
7 郵便貯金利子	17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
8 国外一般公社債等の利子等	18 外貨建預貯金等の為替差益
9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益
10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	

第七十三号様式から第七十三号の二の四様式までを次のように改める。

第73号様式（第34条の5、第39条関係）

申告書の提出期限の延長の承認等の通知書			
			第 年 月 日 号
様		福岡県 県税事務所長 印	
下記の事業年度分の県民税・事業税・地方法人特別税の申告書の提出期限の承認(変更)(取消)について、下記のとおり通知します。			
法人名称	(法人番号)	主たる事業所等の所在地	
事業年度	から まで	申告書の提出期限	まで
県民税	届出の内容	年 月 日決算期分より 月間延長	
		年 月 日決算期分より	
事業税・地方法人特別税	承認等の内容	年 月 日決算期分より 月間延長	
		年 月 日まで延長	
		年 月 日決算期分より	
備考			

第73号の2様式（第39条の2関係）

知 事 殿	第 号 年 月 日		
福岡県 県税事務所長 印			
分割基準の修正に関する届出書提出済通知書			
次のとおり地方税法第72条の49第4項（地方税法施行規則第6条の4）に基づく分割基準の修正に関する届出があったので通知します。			
法人名		主たる事務所等	
法人番号		所在地	
更正の請求の対象となる事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	届出年月日	年 月 日
適用する分割基準	1 従業者数 2 固定資産の価格 3 事務所又は事業所数 4 軌道の延長キロメートル数		
事 務 所 又 は 事 業 所		分 割 基 準	
名 称	所 在 地	修 正 前	修 正 後
合 計			
分割基準に誤りを生じた理由			

第73号の2の2様式（第39条の2の2関係）

					管理番号	
<div style="text-align: center; border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto 20px auto;"> 受付印 </div> <p>平成 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿</p>	法人名					
	法人番号					
	所在地					
	代表者名	印				
	応答部署 及 び 担 当 者 名	電話()				
<p>法人事業税及び地方法人特別税の徴収猶予申請書</p> <p>このことについて、下記のとおり第20条の18の4第1項の規定により徴収猶予を受けたいので申請します。</p>						
事業年度	申告区分	法定納期限	納期限	徴収猶予を受けようとする期間	猶予を受けようとする税額	
					円	
					(うち地方法人特別税額 円)	
					円	
					(うち地方法人特別税額 円)	
					円	
					(うち地方法人特別税額 円)	
徴収猶予を受けようとする理由						
猶予に係る金額に相当する担保						
<p>この申請書は法第72条の38の2第1項又は第6項（地方法人特別税等に関する暫定措置法第10条の規定により法人の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。</p> <p>申請書の提出に当たっては、該当法人であることを証する書類を添付し、これを当該県民税及び事業税の申告書と併せて提出してください。</p> <p>また、法第72条の38の2第1項の各号のいずれかに該当する場合は、貸借対照表、損益計算書の写しを添付してください。このほか、徴収猶予について必要な書類の提出を求めることがあります。</p>						

第73号の2の3様式（第39条の2の2関係）

管理番号	
------	--

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 60px;"> 受付印 </div> <p>平成 年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿</p>	法人名											
	法人番号											
	所在地											
	代表者名	印										
	応答部署 及び 担当者名	電話()										

法人事業税及び地方法人特別税の徴収猶予延長申請書

このことについて、下記のとおり福岡県税条例第20条の18の4第2項の規定により徴収猶予の延長を受けたいので申請します。

事業年度	申告区分	法定納期限	納期限	徴収猶予を受けようとする期間	徴収猶予を受けようとする税額	すでに徴収猶予を受けた期間	すでに徴収猶予を受けた税額
					円 〔うち地方法人特別税額〕 円		円 〔うち地方法人特別税額〕 円
					円 〔うち地方法人特別税額〕 円		円 〔うち地方法人特別税額〕 円
					円 〔うち地方法人特別税額〕 円		円 〔うち地方法人特別税額〕 円
					円 〔うち地方法人特別税額〕 円		円 〔うち地方法人特別税額〕 円

徴収猶予の延長を必要とする理由

--

猶予に係る金額に相当する担保

--

徴収猶予の期間の延長を受けようとする法人は、徴収猶予を受けている期間の終了する日までに、この申請書を提出してください。

また、徴収猶予について必要な書類の提出を求めることがあります。

第73号の2の4様式（第39条の2の3関係）

	管理番号					
法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の徴収猶予(延長)許可(不許可)(取消)通知書						
所 在 地						
法 人 名						
代 表 者 名	殿					
第 号 年 月 日 福岡県 県税事務所長						
年 月 日申請のあった徴収猶予(延長)について許可した(許可できない・取り消した)ので通知します。						
なお、地方税法第15条の3、法第55条の2第4項、法第55条の4第4項、法第72条の38の2第8項、同条第9項、法第72条の39の2第4項又は法第72条の39の4第4項に規定する取消理由が生じた場合は、許可を取り消すことがあります。その時は速やかに納付してください。						
不服申立てについて 1 この処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により福岡県知事に審査請求をすることができます。 なお、この審査請求書は、正、副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。 審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に福岡県を被告として(代表者は、福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。						
事業年度又は連結事業年度	納期限	申告区分	法人県民税	事業税・地方法人特別税		
			法人税割額	所得割額又は地方法人特別税	付加価値割額	加算金額
			円	円	円	円
			円	円	円	円
			円	円	円	円
			円	円	円	円
徴 する 担 保						
不 許 可 (取 消) 理 由						

第七十三号の三様式を次のように改める。

第73号の3様式（第39条の3関係）

第 号
年 月 日

法人 県民 事業 税の分割基準の修正および決定の請求書
知 事 殿

福岡県 県税事務所長 印

貴管内に主たる事務所等を有する下記の法人について、法人事業税、県民税の分割基準となる従業者数が事実と異なっておりますので、地方税法第72条の49第5項、同法第58条第4項の規定に基づき修正又は決定を請求します。

記

法人名				資本金の額又は 出 資 金 の 額		万円
法人番号						
主たる事務所等所在地						
事業年度	本 県 に 所 在 す る 事 務 所 等					
	名 称	所 在 地	設置年月日	分割基準		貴通知番 号年月日
				請求前	請求後	
分割基準を誤った理由						

注 事業税および県民税の分割基準の異なる場合は、上段に県民税、下段に事業税の分割基準を記載しています。

第七十三号の六様式及び第七十三号の七様式を次のように改める。

第 73 号 の 6 様 式 (第 39 条 の 5 の 2 関 係)

医療法人等の所得金額計算書

提
出
用

事業年度		・	・	から	法人名																
事業年度		・	・	まで	法人番号																
総所得金額等						①															
土地等の譲渡所得						②															
総所得金額 (①-②)						③															
医療業とその他の事業とを併せて行っている場合の所得区分		医療業の所得金額 (③ × $\frac{⑦}{⑦+⑧}$)				④															
		その他の事業の所得金額 (③-④)				⑤															
所得金額の計算の基礎とする収入金額		社会保険医療分の収入金額 (⑦の金額)				⑥															
		医療業の総収入金額 (⑬の金額)				⑦															
		その他の事業収入金額 (⑭の金額)				⑧															
社会保険医療分の所得金額 (③ × $\frac{⑥}{⑦}$ 又は ④ × $\frac{⑥}{⑦}$)						⑨															
当期分課税所得金額 (①-⑨)						⑩															
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額						⑪															
課税標準となる所得金額 (⑩-⑪)						⑫															
社 会 保 険 医 療 分 の 収 入 金 額	健康保険法		円		労働者災害補償保険法収入				⑬		円										
	国民健康保険法				自費診療収入				⑭												
	高齢者の医療の確保に関する法律				自動車損害賠償責任保険等の収入				⑮												
	船員保険法				健康診断・予防注射等受託医療収入				⑯												
	国家公務員共済組合法				⑬⑭⑮及び⑯以外の医療収入				⑰												
	防衛省の職員の給与等に関する法律				患者・付添人等食事代収入				⑱												
	地方公務員等共済組合法				健康診断等証明収入				⑲												
	私立学校教職員共済法				入院料・ベット代等差額収入				⑳												
	戦傷病者特別援護法				生産品等販売収入				㉑												
	母子保健法				受託技工・検査料等収入				㉒												
	児童福祉法				嘱託収入				㉓												
	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律				利子等及び配当等収入				㉔												
	生活保護法				電話・電気・ガス・寝具等使用料収入				㉕												
	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律				不用品売却収入				㉖												
	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律				取得価格を超える償却資産売却収入				㉗												
	麻薬及び向精神薬取締法				その他医療業の付随収入				㉘												
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				付帯事業収入				㉙												
	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律				介護保険法				㉚												
	介護保険法																				
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律																					
難病の患者に対する医療等に関する法律																					
査定損益額				計				㉛													
				医療業の総収入金額 (⑦+㉛)				㉜													
				その収入金額																	
				計				㉝													
計		⑦		計				㉞													

〔記載要領〕

- 1 この計算書は、地方税法（以下「法」という。）第72条の23第1項ただし書の適用を受ける医療法人等が、法人の事業税の確定申告書又は修正申告書を提出する場合に貸借対照表、損益計算書、収入金額明細書、法人税法施行規則別表4（写）に添えて提出してください。

ただし、次に該当する医療法人等は、この計算書を提出する必要はありません。

- (1) 主たる事務所等が他の都道府県にある場合
(2) 法人税の申告において、租税特別措置法第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）第1項の規定の適用を受ける場合

なお、この場合には、地方税法施行規則（以下「法規則」という。）第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の備考欄にその旨を記載するとともに、法人税の明細書別表十(七)の写しを提出してください。

- (3) 社会保険診療分の所得とその他の所得を区分して計算している場合

なお、この場合には、その区分経理による所得金額についての明細書を提出してください。

- 2 ①の金額欄には、法規則第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の再仮計⑩の額を記載してください。

- 3 ②の金額欄には、土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。）、建物等、法人税法第2条第23号に掲げる減価償却資産及び有価証券（以下「土地等」という。）の譲渡所得を記載してください。（ただし、医療業に係る土地等（例えば病院の土地、建物等や往診等で使用していた自動車等）の譲渡所得については②欄に記載せず、「その他の収入金額」欄に譲渡益若しくは売却益を記載してください。）

総所得金額等の計算上、益金又は損金として計算した土地等の譲渡益、売却益、譲渡損又は売却損の合計額（以下「土地等の譲渡益等」という。）がある場合は、土地等の譲渡に直接要した経費を控除した後の譲渡所得を記載してください。

また、土地等の譲渡益等には、法人税法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）又は租税特別措置法第3章第6節（資産の譲渡の場合の課税の特例）の各規定により損金に算入した部分の金額は、土地等の譲渡益等の計算をする上においてこれを控除します。つまり土地等の譲渡益等とは、圧縮後の金額をいいます。

なお、土地等の譲渡益等に係る経費は、次のものをいい固定資産税等土地等の維持管理に要した費用は含まれません。

- (1) 土地等を譲渡するために直接要した仲介手数料、測量費、登記費用等
(2) 土地等を譲渡するために、その上にある家屋を取り壊す等の目的で借家人に支払った立退料
(3) 土地等を譲渡するためにその土地の上にある家屋、構築物等を取り壊した場合の除却費及び除却損

- 4 ⑩の金額には、法規則第 6 号様式別表 9～11の添付を要する法人に限り、課税所得金額の前 9 年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください。
- 5 社会保険診療分の収入金額欄には、法第72条の23第 2 項に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付について収入すべき次の金額を法律ごとに記載してください。
 - (1) 保険者から支払を受けるべき金額
 - (2) 被保険者が負担する一部負担金等（入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に相当する金額。）
- 6 ⑪の金額欄には、学校又は事務所等との契約に基づく健康診断、予防接種等の給付による収入すべき金額を記載してください。
- 7 ⑫の金額欄には、患者又は付添人等から収入すべき金額のうち、法第72条の23第 2 項に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係るもの以外のものを記載してください。
- 8 ⑬の金額欄には、作業療法等を通じて生産した農作物等の生産品を販売すること、又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより収入すべき金額を記載してください。
- 9 ⑭の金額欄には、受託医療収入以外で学校又は事業所等の嘱託医であることにより収入すべき金額を記載してください。
- 10 ⑮の金額欄には、所得税法第 1 7 4 条（内国法人に係る所得税の課税標準）第 1 号に規定する利子等又は第 2 号に規定する配当等の額（所得税額控除前の金額）を記載してください。この場合、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない金額は含めません。
- 11 ⑯の金額欄には、償却資産の売却収入のうち取得価格を超える金額を記載してください。
- 12 ⑰の欄の「付帯事業収入」とは、医療業に比して社会通念上独立した事業部門と認められない軽微なもので医療業の付帯事業として発生する収入金額をいいます。
- 13 「その他の事業の収入金額」の欄には、純売上高を記載してください。
- 14 医療業の総収入金額に含めないもの
 - (1) 各種引当金及び準備金の益金算入額
 - (2) 医療業に関係ない土地等の譲渡所得に係る収入金額（「土地等の譲渡所得」の欄②で区分計算を行うため）
 - (3) 従業員の社宅、寮等に係る使用料収入及び食事代収入
 - (4) 収入金額に計上した国税又は地方税の還付金又は充当金（還付加算金額を除く。）
 - (5) 償却資産を売却した場合の取得価格に相当する金額又は保険契約に係る解約返戻金若しくは満期返戻金のうち配当金を除く部分の金額
 - (6) 購入たな卸資産に係る仕入割戻し額として収入に計上した金額

第73号の7様式（第39条の5の3関係）

法人県民税の県内分割に関する明細書

		管理番号			
法人名				事業年度 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
法人番号	●	●	●		
事務所又は事業所				分割基準	異動事項
名称	所在地			従業者数	設置・廃止等の年月日
	福岡市			人	
	〃				
	〃				
	〃				
	(福岡市小計) ①				
	北九州市				
	〃				
	〃				
	(北九州市小計) ②				
	市				
	郡				
	〃				
	〃				
	〃				
	〃				
	〃				
	〃				
	〃				
	〃				
	〃				
	(その他の市町村小計) ③				
合 計 ①+②+③				人	市町村民税の分割基準の数值と一致すること

注 この表は、福岡県内の2以上の市町村に事務所等が所在する場合に、その名称と所在地名及び分割基準を記載し、申告書に添付して1部提出してください。

第七十四号様式を次のように改める。

第74号様式（第40条関係）

個人事業税に係る開業等報告書

年 月 日 提出													
福岡県知事 殿													
下記のとおり、事業の 開業 廃業 諸変更 を行いましたので、報告します。													
事務所・事業所の所在地	電話 ()												
名 称 (屋 号)													
住 所 (居 所)	電話 ()												
個 人 番 号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>												
氏 名													
変更した事項 1 事務所・事業所の所在地 2 住所(居所) 3 氏名 4 その他	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">変更前</td> <td style="padding: 5px;">※1月1日現在で記入</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">変更後</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	変更前	※1月1日現在で記入	変更後									
変更前	※1月1日現在で記入												
変更後													
開・廃業、変更年月日	年 月 日												
事 業 種 名													
摘 要													

注 従前、他所で事業を行っていた人は、その住所及び事業種名を摘要欄に記入してください。

第七十五号様式中「」を削り、「」及び「」を削り、同様式を同様式その二とし、第七十四号の二様式の次に次の一様式を加える。

第75号様式その1 (第41条関係)

第 号
年 月 日

様

福岡県 県税事務所長



個人事業税課税標準額分割通知書

地方税法第72条の54第3項の規定に基づき課税標準額等を下記のとおり通知します。

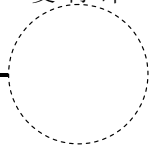
主たる事務所または 事業所所在地				
個人番号				
納税者名		営業期間		年月日から 年月日まで
事業の種類		第 種事業(業)		決定年月日 年 月 日
総 額				
所得金額	専従者控除額	その他の控除額	事業主控除額	課税標準額
円	円	円	円	円
分割に関する明細				
関係都道府県事務所 事業所等の名称	同所在地	分割基準	分割課税標準額	
	福岡県		円	
摘要				

備考 2部複写とし、上紙は事務所控用、下紙は関係都道府県送付用とすること。

第七十六号様式から第八十一号の三様式までを次のように改める。

第76号様式 (第42条関係)

受 付 印



課 税 番 号	課税年度

_____年____月____日 福岡県 _____ 県税事務所長殿	住 所											
	フリガナ	印										
	氏 名 (名 称)											
	電話	—	—									
個人番号又は法人番号 (右詰で記載)												

家屋の附帯設備に係る不動産取得税の減額(還付)申請書
 福岡県税条例第20条の23第7項(第8項)の規定により、不動産取得税の減額(還付)申請書を提出します。

取 得 家 屋	所 在 地										
	種 類、 構 造	木 造	地下	階	協 議 事 項	主 体 構 造 部	評 価 額	円			
		非木造	地上	階			課税標準額	円			
	延 床 面 積				m ²		税 額	円			
	納 期 限	年	月	日		附 帯 設 備	評 価 額	円			
	評 価 額				円		課税標準額	円			
	課税標準額				円		税 額	円			
税 額				円	還 付 申 請 額	円					

協議の相手方	住所		氏名	印
--------	----	--	----	---

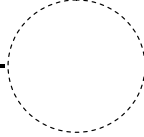
事 務 処 理 事 項

--

通知年月日	年 月 日	調査年月日	年 月 日	印
-------	-------	-------	-------	---

第76号の2様式（第42条の2関係）

受付印



課 税 番 号	課税年度

年____月____日 福岡県 _____県税事務所長殿	住 所				
	フリガナ	印			
	氏 名 (名 称)	○			
	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	電話	—	—	

区分所有に係る建物の専有部分の天井の高さ等の
差異に応ずる補正申出書

福岡県税条例第20条の23第6項の規定により、補正申出書を提出します。

家の 屋 の	所在地		構 造	
	番 号		床面積	m ²
	種 類		用 途	

区分所有者の氏名及び印	区分所有者の住所	建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合	協議による補正割合

事 務 処 理 事 項

調査年月日	年 月 日	調 査 員	印 ○
-------	-------	-------	-----

- 注 1 補正割合算出の方法(基礎)を別紙として提出してください。
 2 区分所有者が多数の場合は、別紙として添付してください。

第77号様式（第43条関係）

受付印

注

1 不動産を取得した方は、取得の日から60日以内に申告してください。

2 該当するものを○で囲んでください。

3 ※印の欄は、該当する方に限り記入してください。

4 家屋の建築の場合は、家屋所在の見取図、家屋平面図、工事明細、建築確認通知書の写し等を添付してください。

福岡県年.....月.....日県税事務所長殿	住所	〒									
	フリガナ	印									
	氏名 (名称)	○									
	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)										
	電話	— —									

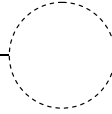
不 動 産 取 得 税 申 告 書

取得した不動産	家 屋		土 地		
所在地					
	家 屋 の 場 合		土 地 の 場 合		
取得年月日	年 月 日		取得年月日	年 月 日	
取得原因	新築 増築 改築 売買 贈与 交換 その他()		取得原因	売買 贈与 交換 埋立て その他()	
構造	木造 軽量鉄骨造 鉄骨造 ブロック造 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 その他()		地目	宅地 田 畑 山林 雑種地 原野 その他()	
用途	専用住宅 併用住宅 事務所 店舗 工場 倉庫 その他()		地積	m ²	
床面積	建床面積 m ² (地上階) 延床面積 m ² (地下階)				
登記	年 月 日 受付番号 第		※ 県税条例第20条の32(住宅用地の減額)の適用を受けるため、上記のとおり申告します。 住宅取得(予定)年月日 年 月 日		
※ 県税条例第20条の30第1項又は第3項(住宅の課税標準の特例)の適用を受けるため、上記のとおり申告します。 戸数 (戸)					

第77号の2様式（第43条の2関係）

住 宅 控 除 用

受付印



注

1 該当の文字を
○で囲んでくだ
さい。

2 ※欄は、該当
の方に限り記入
してください。

年 月 日 福岡県 県税事務所長殿	住 所										
	フリガナ	印									
	氏 名 (名 称)	○									
	電話	— —									
個人番号又は法人番号 (右語で記載)											

不 動 産 取 得 税 申 告 書

取得した不動産	家 屋 土 地									
所 在 地										
家 屋 の 場 合					土 地 の 場 合					
取 得 年 月 日	年 月 日				取 得 年 月 日	年 月 日				
取 得 原 因	新 築 増 築 改 築 売 買 贈 与 交 換 そ の 他 ()				取 得 原 因	売 買 贈 与 交 換 埋 立 て そ の 他 ()				
構 造	木 造 軽 量 鉄 骨 造 鉄 骨 造 ブ ロ ッ ク 造 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 鉄 骨 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 そ の 他 ()				地 目	宅 地 田 畑 山 林 雑 種 地 原 野 そ の 他 ()				
用 途	専 用 住 宅 併 用 住 宅 事 務 所 店 舗 工 場 倉 庫 そ の 他 ()				地 積	m ²				
床 面 積	建 床 面 積 m ² (地 上 階) 延 床 面 積 m ² (地 下 階) 既 存 部 分 延 床 面 積 m ²									
登 記	年 月 日 受 付 番 号 第 号									
※ 県 税 条 例 第 20 条 の 30 第 1 項、第 3 項 (住 宅 の 課 税 標 準 の 特 例) の 適 用 を 受 け る た め、上 記 の と お り 申 告 し ま す。 戸 数 (戸)										

第77号の3様式（第43条の2、第43条の3、第46条関係）

年 月 日

不動産取得税申告書

受付印

年 月 日	住所	登 録				
		(変更後)				
年 月 日	氏名	登 録 (名称)				
		(変更後)				
福岡県	殿	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)				
		電 話				

取得した不動産				
所在地				
家 屋 の 場 合		土 地 の 場 合		
取得年月日	年 月 日	取得年月日	年 月 日	
取得原因		取得原因		
構 造		地 目		
用 途		地 積	m ²	
床 面 積	建床面積	m ² 地上	※ 県税条例第20条の30第1項又は第3項（住宅の課税標準の特例）の適用を受けるため、上記のとおり申告します。	
	延床面積	m ² 地下		
既存部分延床面積	m ²			
登 記	年 月 日	戸 数		(戸)
	受付番号 第			号

(注) 住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額申告書・還付申請書

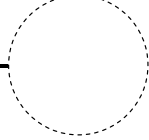
右は、該当の方に限り記入してください。

福岡県税条例第20条の32、第20条の35の規定により不動産取得税の減額申告・還付申請します

住 所 (登録)			氏 名 (登録)		
(変更後)			(変更後)		
住 宅	新築年月日	年 月 日	譲渡年月日	年 月 日	
住宅用土地	課 税 番 号		課 税 年 度		
床 面 積	住 宅 部 分	m ²	非住宅部分	m ²	

第78号様式（第43条関係）

受 付 印



課 税 番 号	課税年度

.....年.....月.....日 福岡県県税事務所長殿	住 所				
	フリガナ	印			
	氏 名 (名 称)	○			
	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	電話	—	—	

不動産取得税の非課税届書

福岡県税条例第20条の28第2項の規定により、不動産取得税の非課税届書を提出します。

土 地		家 屋	
所 在 地		所 在 地	
地 番		家屋番号	
地 目 積		種 類 構 造 床 面 積	m ²
用 途		用 途	
取 得 年 月 日	年 月 日	取 得 年 月 日	年 月 日
取得の事由 その他参考 となるべき 事項			

事 務 処 理 事 項			
調査年月日	年 月 日	調 査 員	印 ○

注 証明書その他参考となる書面を添付ください。

第79号様式その1 (第44条関係)

第 号
年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

印

市区町村長



固定資産課税台帳に登録した不動産の価格通知書
地方税法第73条の18第3項及び福岡県税条例第20条の31の規定により下記のとおり通知
します。

通知枚数 …………… 第 記 号から第 号まで 枚

第79号様式その1 (第44条関係) 別紙

建築家屋に係る評価通知書

評価区分 1. 県 2. 市区町村

通知番号 _____ 市区町村 資料番号 _____

課税番号表: 県税コード, 課税年度, データ種別, 整理番号

- 構造コード: 01 木, 02 S, 03 LGS, 04 RC, 05 SRC, 06 CB, 07 木ブ, 08 軽ブ, 09 筋ブ, 10 ログ, 21 木・非, 99 その他

- 用途コード: 01 居宅, 02 店舗, 03 事務所, 04 倉庫, 05 工・作, 06 共住, 07 寄宿舎, 08 併住

- 09 マンション, 10 併共, 11 車庫, 12 駐車場, 13 旅・ホ, 14 病・診, 15 ゴミ・プロ, 16 遊技場, 17 映画館, 18 会館, 19 給油所, 20 劇場, 21 校舎, 22 公衆浴場, 23 守・管, 24 集会所, 25 公民館, 90 附属屋, 91 簡易附属, 99 その他

- 原因コード: 01 新築, 02 増築, 03 改築, 04 テ内装

- 屋根コード: 01 陸屋根, 02 瓦葺, 03 スレート, 04 着亜鉄板, 05 銅板, 06 アルミ, 07 ステン, 08 フッ素, 09 チタン, 10 ガラス, 11 亜鉛鉄板, 12 合成樹脂, 13 アスファルト, 14 ガルバニウム, 15 銅板, 99 その他

取得者情報表: 取得者1, 取得者2. 郵便番号, 住所, フリガナ, 氏名, 共有者数, 持分

所在地, 減点補正率 %

構造用途表: 構造, 用途, 原因, 屋根の構造, 階層, 取得年月日, 床面積, 評点数

共同住宅等の内訳: 戸数, 面積, 課税数

在来家屋の住宅分 (在来住宅用附属家を含む): 取得年月日, 面積, 課税数

鉄骨厚, 解家の有無, 適用建物

評価額計算表: 棟数, 課税床面積, 課税標準額, 税率, 税額, 合計税額

第79号様式その2 (第44条関係)

第 号
年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

印

市区町村長



固定資産課税台帳に登録した不動産の価格通知書

地方税法第73条の18第3項及び福岡県税条例第20条の31の規定により下記のとおり通知
します。

			記			
通知枚数	……………	土地	第	号から第	号まで	枚
		家屋	第	号から第	号まで	枚
					計	枚

様式 (イ)土地

別紙のとおり

(ロ)家屋

第79号様式その2 (第44条関係) 別紙

No. 価格通知書 市区町村

課税番号表 (県税コード, 課税年度, データ種別, 整理番号)

権利者住所、登記年月日、所在地番、家屋番号、登記地目、現況地目、構造、用途、階数、面積、価格等の詳細入力欄

県税事務所用

○ ()内は、分筆・分割等により物件が異動したのについて1月1日現在の元番等の事項を記入したものである。
○ 持分移転のとき持分欄に移転した持分の割合を記入し、価格は持分にかかわらず総額を記入している。



備考

地目コード、構造コード、用途コード、登記原因コードの対照表

課税数、地積又は床面積、筆数又は棟数、評価額、控除、課税標準額、税率、税額、合計税額等の計算欄



第80号様式 (第43条の3、第46条関係)

注 太ワクの中だけを記入してください。
備考 この様式は、再賦課決議をする場合にも使用すること。

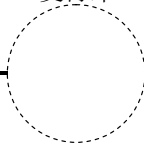

受付印 	起案	係員	係長	課長	課税番号	課税年度
	決裁					
福岡県年.....月.....日 県税事務所長殿			住所	印 		
			フリガナ			
			氏名 (名称)	電話	—	—
			個人番号又は法人番号(右語で記載)			

住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の 減額申告書
還付申請書

福岡県条例 第20条の32 第20条の35 の規定により不動産取得税の 減額申告
還付申請 をします。

住宅用土地	所在地及び地番				
	地目及び積地		m ²	取得年月日	年 月 日
住 宅	不動産取得税		円	減額還付の区分	減額還付 (年 月 日)
	新築年月日	年 月 日		譲渡年月日	年 月 日
	取得年月日	年 月 日		延床面積	m ²
区 分	当初の賦課決定額	今回の賦課決定額		差引増減額	
評 価 額					
控 除 額					
課 税 標 準 額					
税 額		①			
(②の額の計算)		②	 条例第20条の32による減額	
 × $2 \times \frac{4}{100} \times \frac{3}{4} =$				
控 除 税 額		③			
差 引 税 額					
(事務処理事項)					
登記済証受付年月日及び番号 所有権保存登記 年 月 日受付 建物表示登記 第 号			確認年月日 確 認 者	年 月 日 印 	
入 力	調定異動・宛名マスタ	年 月 日		印 	

第80号の2様式 (第45条、第46条の2、第46条の3、第46条の4、第46条の5、第46条の6、第46条の7、第46条の10、第46条の11関係)

受付印 		課 税 番 号		課税年度	
福岡県年.....月.....日県税事務所長殿	住 所				
	フリガナ	印			
	氏 名 (名 称)				
	電話	— —			
個人番号又は法人番号 (右詰で記載)					
住宅の用に供する土地等の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請書					
福岡県税条例第20条の33 第20条の35の2 第20条の35の3 第20条の35の4 第20条の35の5 第20条の35の6 第20条の35の7 付則第8条の4第2項 付則第8条の4第5項 ()		住宅の用に供する土地 耐震基準不適合既存住宅 被収用不動産の代替不動産 譲渡担保財産 再開発会社 農地利用集積円滑化団体等の農地 土地改良区の換地 心身障害者を多数雇用する事業所の施設 改修工事対象住宅 ()		の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請書を提出します。	
取得(代替)不動産の	所在地				
	地目		構造		
	用途		取得年月日	年 月 日	
住宅を取得する 耐震改修する 収用される 譲渡する 農地として使用する 事業の用に供する 改修工事する	予定年月日 (期 間)	年 月 日 年 月 日から 年 月 日まで	徴収猶予金額	円	
			計算式		
調査年月日	年 月 日	調査年月日	年 月 日	印	



第80号の2の様式 (第45条、第46条の2、第46条の3、第46条の4、第46条の5、第46条の6、第46条の7、第46条の10、第46条の11関係)

住宅の用に供する土地
耐震基準不適合既存住宅
被収用不動産の代替不動産
譲渡担保財産
再開発会社
農地利用集積円滑化団体等の農地
土地改良区の換地
心身障害者を多数雇用する事業所の施設
改修工事対象住宅
()

の取得に対する不動産取得
税の徴収猶予(取消)通知書

納 税 者	住 所		課 税 番 号	
	氏 名		課 税 年 度	
取 得 不 動 産	所 在 地		徴 収 猶 予 通 知 年 月 日	年 月 日
	種 類、 構 造、 用 途、 取 得 年 月 日	年 月 日	税 額	円
			徴 収 猶 予 額	円
			納 付 す べ き 額	円
		徴 収 猶 予 取 消 額	円	
住宅を取得する 耐震改修する 収用される 譲渡する 農地として使用する 事業の用に供する 改修工事する	予 定 年 月 日 期 間	年 月 日 (年 月 日から 年 月 日まで)	徴 収 猶 予 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日				
様 福岡県 県税事務所長				
<p>年 月 日申請のあった(付で許可していた)徴収猶予について、許可した(許可できない・取り消した)ので、通知します。</p> <p>なお、福岡県税条例第20条の34に規定する取消理由が生じた場合は、許可を取り消すことがあります。そのときは、速やかに納付してください。</p> <p>【不服申立てについて】</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対して審査請求することができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>				
不許可(取消)理由 該 当 条 項				

第80号の2の3様式 (第45条、第46条の2、第46条の3、第46条の4、第46条の5、第46条の6、第46条の7、第46条の10、第46条の11、第48条の2関係)

不動産取得税徴収猶予 通知書

年 月 日



さきに賦課決定しました 年度不動産取得税(課税番号第 号)について、下記のとおり徴収猶予の を行いましたので通知します。

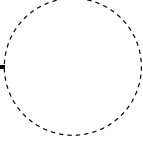


物件所在地		取得年月日	
種類・構造・用途		年 月 日	
種 類	区 分		
土 地	徴収猶予適用前税額		
	徴収猶予	適用額 1 (No.) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで
		適用額 2 (No.) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで
	適用後納付すべき税額		
家 屋 (住宅)	徴収猶予適用前税額		
	徴収猶予	適用額 1 (No.) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで
		適用額 2 (No.) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで
	適用後納付すべき税額		
家 屋 (住宅以外)	徴収猶予適用前税額		
	徴収猶予	適用額 1 (No.) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで
		適用額 2 (No.) (期間)	年 月 日から 年 月 日まで
	適用後納付すべき税額		
合計納付すべき税額			

徴収猶予適用額合計 円

【不服申立てについて】

- 1 この処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対して審査請求することができます。なお、審査請求をする場合、審査請求書は正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第80号の3様式 (第46条の2関係)

受付印 		課 税 番 号		課税年度	
福岡県年.....月.....日県税事務所長殿	住 所				
	フリガナ	印			
	氏 名 (名 称)				
	電話	— —			
	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)				
耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額申告書 還付申請書 福岡県税条例第20条の35の2の規定により、不動産取得税の減額申告書 還付申請書 を提出します。					
取得した既存住宅	住宅の所在地				
	種類・構造	床面積	m ²		
	取得年月日	年 月 日	新築年月日	年 月 日	
	課税標準額	円			
	納付した税額	円	納付年月日	年 月 日	
耐震基準不適合既存住宅の減額申請	総務省令で定める耐震基準に適合する証明を受けた日	年 月 日	居住の用に供した日	年 月 日	
	新築された時において施行されていた福岡県税条例第20条の30第1項の規定により控除することとされていた額		減額又は還付を受けるべき額		
	新築時期		控除するものとされていた額(A)	(A) × /100	
	昭和29年7月1日から昭和38年12月31日まで		100万円	= 円	
	昭和39年1月1日から昭和47年12月31日まで		150万円		
	昭和48年1月1日から昭和50年12月31日まで		230万円		
昭和51年1月1日から昭和56年6月30日まで		350万円			
昭和56年7月1日から昭和56年12月31日まで		420万円			
事 務 処 理 事 項					
登 記	年 月 日 受付番号 第 号	確認年月日 確認者	平成 年 月 日	印 	

注 この申請書に、次に掲げる書類を添付し、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に提出してください。

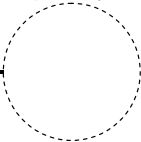


- (1) 不動産取得税申告書
- (2) 家屋の登記事項証明書 (原本)
- (3) 取得した住宅に居住していることの証明書 (住宅の所在地に住民登録がある場合は不要)
- (4) 耐震基準適合証明書等

第81号様式（第46条の3関係）

受付印  _____年____月____日 福岡県 _____県税事務所長殿		課 税 番 号		課税年度
住 所 フ リ ガ ナ 氏 名 (名 称) 電 話 _____		印 		
		個人番号又は法人番号 (右詰で記載)		
被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額申告書 還付申請書 福岡県税条例第20条の35の3の規定により、不動産取得税の減額申告書 還付申請書を提出します。				
取得(代替)不動産	所在地			
	種類・構造・用途			
	取得年月日	年 月 日	評 価 額	円
	課 税 標 準 額	円	納 付 す べ き 税 額	円
	納 付 し た 税 額	円	納 付 年 月 日	年 月 日
被収用(譲渡)不動産等	収用者又は譲渡を受けた者の名称	公 共 事 業 の 根 拠 法 令		
	事業の認定を受けた起業者名及び事業名称			
	所在地			
	種類・構造・用途			
	被 収 用 ・ 譲 渡 (見 込) 年 月 日	年 月 日 (年 月 日)	固定資産課税台帳登録価格	円
減 額 申 告 額	円			
還 付 申 請 額				
事 務 処 理 事 項				
通知年月日	年 月 日	調査年月日	年 月 日	印 
入 力	年 月 日	調 査 員		印 

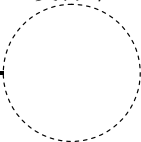


注 公共事業の起業者が発行する「起業者が被収用不動産等を取得して、これを公共事業の用に供する」旨の証明書及び市町村長が発行する「被収用不動産等の固定資産課税台帳登録価格」を記載した書類を添付してください。

第81号の2様式 (第46条の4関係)

受付印 		課 税 番 号		課税年度	
.....年.....月.....日 福岡県県税事務所長殿	住 所				
	フリガナ		印		
	氏 名 (名 称)				
	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)		電話 — —		
譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税の 納税義務免除申告書 還付申請書 福岡県税条例第20条の35の4の規定により、不動産取得税の 納税義務免除申告書 還付申請書 を提出します。					
譲渡担保財産の内容	土 地		家 屋		
	所在地		所在地		
	地 番		家 屋 号		
	地 目		構 造		
	地 積	m ²	床 面 積	m ²	
納付税額		円	納付年月日	年 月 日	還付申請額 円
譲渡担保財産 設定年月日		年 月 日	譲渡担保権者から譲渡担保財産設定者に当 該譲渡担保財産が移転した(する)年月日		年 月 日 (年 月 日)
譲渡担保財産 設定者	住 所			氏 名	
事 務 処 理 事 項					
通知年月日	年 月 日	調査年月日	年 月 日	調 査 員	印 

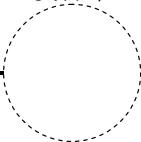


注 譲渡担保に関する契約書その他免除を証する書面を添付してください。

第 81 号 の 3 様 式 (第 46 条 の 5 関 係)

受付印 		課 税 番 号		課税年度
.....年.....月.....日 福岡県県税事務所長殿	住 所			
	フリガナ	印		
	氏 名 (名 称)			
	電 話	—	—	
	法 人 番 号			
再開発会社の取得に対する不動産取得税の 納税義務免除申告書 還 付 申 請 書 福岡県税条例第 20 条の 35 の 5 の規定により、不動産取得税の 納税義務免除申告書 還 付 申 請 書 を提出します。				
再開発会社が取得した不動産	土 地 (地目・用途・地積)	m ²	左記不動産を 組合員等に譲 渡した年月日	年 月 日
	家 屋 (施設建築物の 構造等)	m ²	譲渡した組 合員等の氏名	
	取 得 年 月 日	年 月 日	納付した税額	円
	評 価 額	円	納付年月日	年 月 日
	課 税 標 準 額	円	還付申請額	円
事 務 処 理 事 項				
通知年月日	年 月 日	調査年月日 調 査 員	年 月 日	印 

第八十一号の五様式及び第八十一号の六様式を次のように改める。

第 81 号 の 5 様 式 (第 46 条 の 6 関 係)

受付印 年.....月.....日 福岡県県税事務所長殿		課 税 番 号		課税年度	
農地利用集積円 滑化団体等の農地 福岡県税条例第 20 条の 35 の 6 の規定により、不動産取得税の		住 所			
		フリガナ	印		
		氏 名 (名 称)			
		法 人 番 号	電 話	—	—
納税義務免除申告書 還付申請書 納税義務免除申告書 還付申請書 を提出します。					
取得した不動産 農地売買等事業の実施により	所 在 地		左記不動産を 売り渡した又は 交換した年月日	年 月 日	
	地 目、用途等		売り渡した又は 交換した者の 氏 名		
	取 得 年 月 日	年 月 日	納付した税額	円	
	評 価 額	円	納付年月日	年 月 日	
	課 税 標 準 額	円	還付申請額	円	
事 務 処 理 事 項					
通知年月日	年 月 日	調査年月日 調 査 員	年 月 日	印 	

注 農業委員会等の証明書等を添付してください。

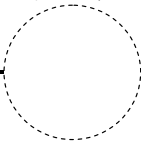


第81号の6様式 (第46条の7関係)

<p style="text-align: center;">受付印</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">.....年.....月.....日</p> <p>福岡県</p> <p style="text-align: center;">.....県税事務所長殿</p>		課 税 番 号		課税年度	
<p>住所</p> <p>フリガナ</p> <p>氏 名 (名 称)</p> <p>電話</p>		印			
		法人番号			
<p>土地改良区の換地の取得に対する不動産取得税の 納税義務免除申告書 還 付 申 請 書</p> <p>福岡県税条例第20条の35の7の規定により、不動産取得税の 納税義務免除申告書 還 付 申 請 書 を提出します。</p>					
土地改良区が取得した換地	所 在 地		左記換地の譲渡した年月日	年 月 日	
	地 目 、 用 途 等		譲渡した者の氏名		
	取 得 年 月 日	年 月 日	納付した税額	円	
	評 価 額	円	納付年月日	年 月 日	
	課 税 標 準 額	円	還付申請額	円	
事 務 処 理 事 項					
通知年月日	年 月 日	調査年月日 調 査 員	年 月 日	印	
				○	

注 証明書その他参考となる書類を添付してください。

第八十一号の八様式を次のように改める。

第81号の8様式 (第46条の10関係)

受付印 		課 税 番 号		課税年度
_____年 _____月 _____日 福岡県 _____県税事務所長殿	住 所			
	フリガナ	印		
	氏 名 (名 称)			
	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	電話	—	—
心身障害者を多数雇用する事業所の施設の取得に対する不動産取得税の減額申告書 還付申請書 福岡県税条例付則第8条の4 第1項 第2項の規定により、不動産取得税の減額申告書 還付申請書を提出します。				
障害者の雇用の促進等に関する法律 第四十九条第一項第六号の助成金の 支給を受けて取得した不動産	所 在 地		左記不動産を 事業の用に 供した期間	年 月 日から 年 月 日まで
	構造、用途等		左記不動産の 評 価 額	円
	取得年月日	年 月 日	納付した税額	円
	課税標準額	円	納付年月日	年 月 日
	税 額	円	還付申請額	円
事 務 処 理 事 項				
通知年月日	年 月 日	調査年月日 調 査 員	年 月 日	印 

注 助成金に対する諸証明を添付してください。

第八十一号の八様式の次に次の一様式を加える。

第81号の9様式 (第46条の11関係)

受付印 		課 税 番 号		課 税 年 度	
福岡県 年 月 日 県税事務所長 殿		住 所		印 	
		フリガナ			
		氏 名 (名 称)		電話	
		個人番号又は法人番号(右詰で記載)		- -	
改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の減額申告書 還付申請書					
福岡県税条例付則第8条の4 第4項 第5項 の規定により、不動産取得税の減額申告書 還付申請書 を提出します。					
改修工事対象住宅	所在地				
	延床面積		m ²	宅地建物取引業者 免許証番号	
	新築年月日		平成 年 月 日	不動産取得税額	
	取得年月日		平成 年 月 日	減額・還付の区分	
		減・還(平成 年 月 日納付)			
住宅性能向上改修住宅	改修工事証明書に記載された工事完了年月日		平成 年 月 日		
	昭和56年12月31日以前に新築された住宅である場合は、総務省令で定める耐震基準に適合する証明を受けた日		平成 年 月 日		
	該当区分	改修工事の内容 (証明書「3.実施した工事の費用の額」欄の該当するもの)		費 用	判定基準
	必須	第1号工事～第7号工事に要した費用の総額		円	譲渡額の20%以上(300万円超の場合は300万円以上)
	いずれかの改修工事要件を満たすこと	<input type="checkbox"/> 第1号工事～第6号工事に要した費用の合計 <input type="checkbox"/> 【第4号・第5号・第6号・第7号※】 上記、4号から7号工事のいずれかに要した費用		円	100万円を超えること 50万円を超えること
※第7号工事に該当する場合は、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類の添付が必要です。					
譲渡先(個人)	氏 名		譲 渡 額		円
	住 所				
	譲渡年月日	平成 年 月 日	居住の用に供した年月日	平成 年 月 日	
事 務 処 理 事 項					
新築された時において施行されていた福岡県税条例第20条の30第1項の規定により控除されることとされていた額			減額又は還付を受けるべき額	当 初 税 額	
新 築 時 期		控除するものとされていた額(A)	(A) × 税率	円	
昭和29年7月1日から昭和38年12月31日まで		100万円	3万円	控 除 税 額	
昭和39年1月1日から昭和47年12月31日まで		150万円	4万5千円		
昭和48年1月1日から昭和50年12月31日まで		230万円	6万9千円	円	
昭和51年1月1日から昭和56年6月30日まで		350万円	10万5千円		
昭和56年7月1日から昭和60年6月30日まで		420万円	12万6千円	差 引 税 額	
昭和60年7月1日から平成元年3月31日まで		450万円	13万5千円		
平成元年4月1日から平成9年3月31日まで		1,000万円	30万円	円	
平成9年4月1日から		1,200万円	36万円		
登 記	平成 年 月 日 受付番号 第 号	確 認 年 月 日 確 認 者	平成 年 月 日	印 	

■改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の減額申告又は還付申請について

1 要件

本特例の適用を受けるためには、以下の要件を満たすことが必要となります。

- ① 宅地建物取引業法第 2 条第 3 項に規定する宅地建物取引業者であること
- ② 宅地建物取引業者が個人に譲渡する住宅の床面積が 50㎡以上 240㎡以下の住宅であること
※改修工事により、床面積の増減があった場合は、増減後の面積で判定するため、増減後の面積を延床面積欄の下部に () 書きで併記してください。
- ③ 宅地建物取引業者が個人に譲渡する住宅が、地震に対する安全性を有するものとして、以下のいずれかに該当する住宅であること
 - ア) 昭和 57 年 1 月 1 日以後に新築された住宅であること
 - イ) 一定の耐震基準を満たしていることが次のいずれかの書類により証明されたもの
 - ・ 建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が証する書類（耐震基準適合証明書）
※個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前 2 年以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限り
 - ・ 住宅性能評価書の写し
※個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前 2 年以内に評価されたもので、耐震等級が 1、2 又は 3 であるものに限り
 - ・ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類（保険証券の写し又は保険付保証書）
※一定の要件に適合する保険契約であって、個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前 2 年以内に締結されたものに限り
- ④ 宅地建物取引業者が個人に対し住宅を譲渡し、その個人が自己の居住の用に供すること
- ⑤ 宅地建物取引業者が住宅を取得した後、⑦及び⑧の要件を満たすリフォーム工事を行って個人に譲渡し、当該個人の居住の用に供するまでの期間が 2 年以内であること
- ⑥ 宅地建物取引業者が取得した時点で、新築された日から起算して 10 年を経過した住宅であること
- ⑦ 工事に要した費用の総額が、当該住宅の個人への売買価格の 20% 以上であること
（ただし、当該 20% となる金額が 300 万円を超える場合には、当該工事に要した費用の総額は 300 万円以上）
- ⑧ 当該家屋について、以下のいずれかに該当するリフォーム工事が行われたこと
 - ア) 改修工事証明書にある第 1 号工事から第 6 号工事に該当するリフォーム工事を行い、工事の合計額が 100 万円を超えること
 - イ) 50 万円を超える、第 4 号工事、第 5 号工事、第 6 号工事のいずれかに該当する工事を行うこと
 - ウ) 50 万円を超える、第 7 号工事に該当する工事を行い、給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分の瑕疵を担保する既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入すること

2 添付書類

本税制の特例の適用を受けるために、要件を満たした工事を実施していること等を確認できる書類として、以下の書類を添付してください。

- (1) 当該住宅の登記事項証明書（譲渡された個人が取得したことを確認できるもの）
- (2) 宅地建物取引業者であること（宅地建物取引業者免許証番号）を確認できる書類
（当該番号が明記された売買契約書又は売渡証書、宅地建物取引業者免許証の写しなど）
- (3) 宅地建物取引業者が個人に譲渡する際の当該住宅の売買契約書又は売渡証書等
- (4) 住宅性能向上改修住宅を譲渡された個人が当該住宅を自己の居住の用に供したことを証する書類（住民票の写しなど）
- (5) 一定の耐震基準を満たしていることを証明する書類（耐震基準適合証明書、住宅性能評価評価書の写し（耐震等級が 1、2 又は 3 であるものに限り）、保険証券の写し又は保険付保証書）
※昭和 57 年 1 月 1 日以降に新築された家屋は除く。
- (6) 改修工事証明書（改修工事がされた住宅の不動産取得税軽減の特例用）
- (7) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類
（保険証券の写し又は保険付保証書）
※第 7 号工事に該当する工事を行った場合のみ必要です。

第八十三号様式及び第八十三号の二様式を次のように改める。

第83号様式 (第48条関係)

第 号

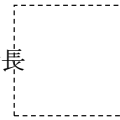
平成 年 月 日

市区町村長 殿

印

福岡県

県税事務所長



建 築 家 屋 の 価 格 決 定 通 知 書

地方税法第73条の21第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

通知枚数

第

号から第

号まで

枚

第 83 号 様式 (第 48 条 関係) 別紙

建築家屋の価格決定通知書

通知番号		市区町村		資料番号																		
取 得 者	郵便番号	主		副		個人番号又は 法人番号 (右詰で記載)																
	住所											共有者数	持分									
	フリガナ																					
	氏名																					
者	郵便番号	主		副		個人番号又は 法人番号 (右詰で記載)																
	住所											共有者数	持分									
	フリガナ																					
	氏名																					
所在地												減点補正率	%									
構造		用途				原因		屋根の構造		階層	取得年月日		床面積 m ²		評点数							
①	木	鉄骨	軽鉄	居	店	事	倉	工・作	共住	寄	併住	新	陸	瓦	スレ ート	地上	元号	4	居住部分	1m ² 当たり		
	鉄筋	骨筋	CB	マン	併共	車庫	駐車	旅・ホ	病・診	ゴ・ブ	遊技	増	着亜	銅板	アルミ		年		他の部分			
	木	軽	筋	筋	映画	会館	給油	劇場	校舎	浴場	守・管	集会	改	ステン	フッ素	チタン	地下	月		延床面積	再建築費	
	その他()		公民	附属	簡附	その他()		テ内装		その他()												
②	木	鉄骨	軽鉄	居	店	事	倉	工・作	共住	寄	併住	新	陸	瓦	スレ ート	地上	元号	4	居住部分	1m ² 当たり		
	鉄筋	骨筋	CB	マン	併共	車庫	駐車	旅・ホ	病・診	ゴ・ブ	遊技	増	着亜	銅板	アルミ		年		他の部分			
	木	軽	筋	筋	映画	会館	給油	劇場	校舎	浴場	守・管	集会	改	ステン	フッ素	チタン	地下	月		延床面積	再建築費	
	その他()		公民	附属	簡附	その他()		テ内装		その他()												
③	木	鉄骨	軽鉄	居	店	事	倉	工・作	共住	寄	併住	新	陸	瓦	スレ ート	地上	元号	4	居住部分	1m ² 当たり		
	鉄筋	骨筋	CB	マン	併共	車庫	駐車	旅・ホ	病・診	ゴ・ブ	遊技	増	着亜	銅板	アルミ		年		他の部分			
	木	軽	筋	筋	映画	会館	給油	劇場	校舎	浴場	守・管	集会	改	ステン	フッ素	チタン	地下	月		延床面積	再建築費	
	その他()		公民	附属	簡附	その他()		テ内装		その他()												
共同住宅等の内訳		m ² 戸		m ² 戸		m ² 戸		m ² 戸		m ² 戸		m ² 戸		m ² 戸		m ² 戸		m ² 戸		m ² 戸		
在来家屋の住宅分 (在来住宅用附属家を含む)		取得年月日		面積		取得年月日		面積		取得年月日		面積		取得年月日		面積		取得年月日		面積		
鉄骨厚	厚み	mm																				
解家の有無	有	無																				
適用建物																						
調査年月日																						
調査員																						
備考																						
構造コード 01 木造 02 鉄骨造 03 軽量鉄骨造 04 鉄筋コンクリート造 05 SRC造 06 CB造 07 木質系プレハブ造 08 軽鉄系プレハブ造 09 RC系プレハブ造 10 ログハウス 21 木造・非木造 99 その他 用途コード 01 居宅 02 店舗 03 事務所 04 倉庫 05 工場・作業所 06 共同住宅 07 寄宿舍 08 併用住宅 09 マンション 10 併用共同住宅 11 車庫 12 駐車場 13 旅館・ホテル 14 病院・診療所 15 ゴミ置場・プロパン庫 16 遊技場 17 映画館 18 会館 19 給油所 20 劇場 21 校舎 22 公衆浴場 23 守衛所・管理所 24 集会所 25 公民館 90 附属屋 91 簡易附属屋 99 その他 原因コード 01 新築 02 増築 03 改築 04 テナント内装 99 その他 屋根コード 01 陸屋根 02 瓦葺 03 スレート 04 着色亜鉛鉄板 05 銅板 06 アルミニウム板 07 ステンレス板 08 フッ素樹脂銅板 09 チタン 10 ガラス板 11 亜鉛鉄板 12 合成樹脂板 13 アスファルトシングル 14 ガルバニウム 15 鋼板 99 その他																						

第83号の2様式（第48条の2関係）

受付印 		課 税 番 号		課 税 年 度			
.....年.....月.....日 福岡県県税事務所長殿		住 所	印 			
		フリガナ					
		氏 名 (名 称)		電 話		
		個人番号				
農地等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予申請書 福岡県税条例付則第9条第1項の規定により、不動産取得税の徴収猶予申請書を提出します。							
納税者(受贈者)	住 所		職 業				
	氏 名		生年月日		年 月 日生		
	贈与を受けた日まで引き続き農業を営んでいた期間		年から 年 月 日まで 年				
	贈与者との続柄						
	今後農業経営に従事する意思		有 無				
贈与者	住 所		職 業				
	氏 名		生年月日		年 月 日生		
	贈与を受けた日まで引き続き農業に従事していた期間		年から 年 月 日まで 年				
贈与により取得した農地等	取得年月日	所 在 地	地 目	面 積	摘 要		
				m ²			
				m ²			
				m ²			
				m ²			
				m ²			

- 注 1 この申請書は、納税通知書に記載されている納期限（まだ課税されていない場合は、取得の日の属する年の翌年の3月15日）までに提出して下さい。
- 2 贈与を受けた農地等の価格が贈与税の基礎控除額以下であること等により贈与税の課税対象とならなかったときは、取得の日の属する年の翌年の3月15日までに次の書類を提出してください。
- (1) 不動産取得税の徴収猶予に関する適格者証明書(農業委員会の証明)
 - (2) 贈与を受けた者が贈与者の推定相続人であることを証する書類(戸籍抄本等)
 - (3) 贈与の事実を証する書類(贈与契約書等)
 - (4) 贈与された農地等のうち、準農地が含まれている場合は、その所在地の市町村長が発行した「不動産取得税の徴収猶予の特例適用の準農地該当証明書」

第八十三号の五様式から第八十三号の十五様式までを次のように改める。

第 83 号 の 5 様 式 (第 48 条 の 2 関 係)

受 付 印

		課 税 番 号		課 税 年 度		
年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	住 所					
	フリガナ		印			
	氏 名					
	電 話		— —			
個人番号						
農地等の経営移譲届出書						
年 月 日贈与により取得した農地等に係る不動産取得税については、福岡県 税条例付則第 9 条第 1 項の規定による徴収の猶予を受けておりますが、当該農地等について農業 者年金基金法の規定に基づく特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため経営を移譲し ましたので、同項においてその例によることとされる租税特別措置法第 70 条の 4 第 6 項の規定に より、次のとおり届け出ます。						
納税者 (受贈者)	住 所					
	氏 名					
	使用貸借による権利の設定年月日		年	月	日	
	農業を営む者でなくなったことの 届出又は農業者年金の請求年月日		年	月	日	
経営を移譲された者 (推定相続人)	住 所		職 業			
	氏 名		生年月日	年	月 日 生	
	経営移譲を受けた日まで引き 続き農業を営んできた期間		年から	年	月 日まで	年
	納税者(受贈者)との続柄					
使用貸借農地等	所 在 地		地 目		面 積	
					m ²	
					m ²	
					m ²	
					m ²	
					m ²	
				m ²		
注 この届出書には、次の書類を添付してください。 (1) 推定相続人についての農業委員会の証明書 ア 権利設定時に 18 歳以上であること。 イ 引き続き 3 年以上農業に従事していたこと。 ウ 速やかに農業経営を行うと認められること。 (2) 届出者の推定相続人に該当することを証する書類 (戸籍謄抄本) (3) 使用貸借契約書の写し、農地法第 3 条の許可の写し (4) 農業を営む者でなくなったことの届出書の写しその他その届出がされていることを証する書又農業者年 金経営移譲年金裁定請求書の写しその他その請求がされていることを証する書類 (農業協同組合の証明書) (5) 受贈者が推定相続人の農業に従事する見込みであることについての農業委員会の証明書						

第 83 号 の 6 様 式 (第 48 条 の 2 関 係)

受付印 		課 税 番 号 _____	課 税 年 度 _____
_____年____月____日 福岡県 _____ 県税事務所長 殿	住 所	印 	
	フリガナ		
	氏 名	電 話 — —	
	個 人 番 号		
農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書 _____年 _____月 _____日 贈与により取得した農地等に係る不動産取得税については、福岡県 税条例付則第 9 条第 1 項の規定による徴収の猶予を受けておりますが、当該農地等について農業 経営基盤強化促進法第 20 条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設 定に基づき特例適用農地等を貸し付けましたので、福岡県税条例付則第 9 条第 1 項においてその 例によることとされる租税特別措置法第 70 条の 4 第 11 項及び同条例付則第 9 条第 2 項において 準用する租税特別措置法第 70 条の 4 第 9 項の規定により、次のとおり届け出ます。			
贈与者	住所	氏名	
受贈者が農地等を取得した年月日		_____年 _____月 _____日	
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日	_____年 _____月 _____日	
	公告番号		
	賃借権等の存続期間 (始期～終期)	_____年 _____月 _____日～ _____年 _____月 _____日	
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合 (計算の明細) (注) この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が 80% 以上であることが必要です。	(借受代替農地等の合計面積) (別紙の②) $\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} = \text{ \% } \geq 80\%$ (貸付特例適用農地等 (小数点以下切捨) の合計面積) (別紙の①) m^2		

注 この届出書には、次の書類を添付してください。

- 1 農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
- 2 農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
- 3 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第 5 条第 3 項に規定する農地中間管理機構である場合には、当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用配分計画 (農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項に規定する農用地利用配分計画をいいます。) の写し

別紙

貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等

貸付特例適用農地等の明細					
番号	農地等の所在地番			借受者の氏名	借受者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類		
1				[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借		
2				[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借		
3				[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借		
4				[]	[]
		m ²	使用貸借・賃貸借		
貸付特例適用農地等の合計面積					① ()m ²

(注) 1 貸付特例適用農地等が租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている農地等の一部である場合には、上記①欄の()内に同項の規定の適用を受けている農地等の全体の面積を記載してください。

2 貸付特例適用農地等を借り受けた者が農地中間管理機構である場合には、「借受者の氏名」及び「借受者の住所」欄の[]内に当該農地中間管理機構から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方の氏名及び住所を記載してください。

借受代替農地等の明細					
番号	農地等の所在地番			貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類	公告年月日	賃借権等の存続期間
1			 ~ . . .
		m ²	使用貸借・賃貸借		
2			 ~ . . .
		m ²	使用貸借・賃貸借		
3			 ~ . . .
		m ²	使用貸借・賃貸借		
4			 ~ . . .
		m ²	使用貸借・賃貸借		
借受代替農地等の合計面積					② m ²

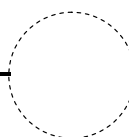
(注) 借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の始期の日前2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終期の日が貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

第83号の7様式（第48条の2関係）

受付印  年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿		課 税 番 号		課 税 年 度
住 所				
フリガナ		印		
氏 名		電 話 — —		
個 人 番 号				
貸付特例適用農地等に係る不動産取得税の徴収猶予継続届出書 貸付特例適用農地等に係る不動産取得税の徴収猶予の適用を引き続いて受けたいので、賃借権等の設定に関する事項等について、福岡県税条例施行規則第48条の2第5項の規定により届け出ます。				
農地等の贈与を受けた年月日		年 月 日		
1 継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等				
番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目及び利用状況(作物名等)	面積	農地等として利用されている部分
1		田・畑・採草放牧地・その他() (作物名)	m ²	全部・一部・未利用
2		田・畑・採草放牧地・その他() (作物名)	m ²	全部・一部・未利用
3		田・畑・採草放牧地・その他() (作物名)	m ²	全部・一部・未利用
貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計・・・① _____ m ²				
2 継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等				
番号	借受代替農地等の所在地番	地目及び利用状況(作物名等)	面積	農地等として利用されている部分
1		田・畑・採草放牧地・その他() (作物名)	m ²	全部・一部・未利用
2		田・畑・採草放牧地・その他() (作物名)	m ²	全部・一部・未利用
3		田・畑・採草放牧地・その他() (作物名)	m ²	全部・一部・未利用
農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計・・・② _____ m ² (注) ここでの「借受代替農地等の面積の合計」には、現に農業の用に供されていない部分は除かれますのでご注意ください。				
3 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書(注)借受代替農地等に異動がない場合、この欄について記載する必要はありません。				
借受代替農地等の合計面積(上記②) _____ m ² / 貸付特例適用農地等の合計面積(上記①) _____ m ² = _____ % (≥80%) (小数点以下切捨)				

(注) 上記1及び2について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

第83号の8様式 (第48条の2関係)

受付印 	課 税 番 号			課 税 年 度
年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	住 所			
	フリガナ		印	
	氏 名		電話 — —	
	個人番号			

代替農地等の取得に関する承認申請書

不動産取得税の徴収猶予の適用に係る代替農地等の取得に関する承認について、福岡県税条例施行規則第48条の2第6項の規定により次のとおり申請します。

譲渡をした農地等	農地等の所在地			計	
	農地等の地目及び面積		m ²		m ²
	贈与を受けた年月日	年 月 日		年 月 日	
	贈与の時の価額		円		円
	譲渡等の年月日及び態様	年 月 日()		年 月 日()	※態様— 譲渡・設定・贈与・転用・消滅等
	譲渡等の対価の額		円		円
取得又は採草放牧地の見込みの農地	農地又は採草放牧地の所在地				
	農地又は採草放牧地の地目及び面積		m ²		m ²
	取得予定の年月日	年 月 日		年 月 日	
	取得価額の見積額		円		円

承認・却下 通知 書

第 号
年 月 日

様

福岡県 県税事務所長

上記の申請を承認(却下)します。
(却下の理由)

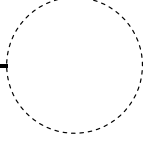
【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対して審査請求することができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

注1 この申請書は、正副2通を提出すること。
注2 譲渡等があった日から1年を経過しても、その承認を受けた譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地若しくは採草放牧地の取得に充てられていない場合には、その部分に対応する不動産取得税額の全部又は一部は、その1年を経過する日から2月を経過する日に猶予期限が確定します。

第83号の9様式（第48条の2関係）

受付印



課 税 番 号	課税年度

年 月 日 福岡県 県税事務所長殿	住 所				
	フリガナ				
	氏 名				
	個人番号				

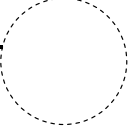

代替農地等の取得価額等の明細書

福岡県税条例施行規則第48条の2第8項に規定する代替農地等の取得価額等の明細は、次のとおりです。

譲渡等をした農地等	農地等の所在地				
	農地等の地目及び面積		m ²		m ²
	贈与を受けた年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	贈与の時の価額	円	円	円	円
	譲渡等の年月日及び態	年 月 日()	年 月 日()	年 月 日()	年 月 日()
	譲渡等の対価の額	円	円	円	円
取又は採草放牧地	農地又は採草放牧地の所在地				
	農地又は採草放牧地の地目及び面積		m ²		m ²
	取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日	年 月 日 許可届出	年 月 日 許可届出	年 月 日 許可届出	年 月 日 許可届出
	取得の態様				
	取得価額	円	円	円	円

(猶予期限の確定する不動産取得税の額の計算)

第83号の10様式（第48条の2関係）

受付印 	課 税 番 号		課 税 年 度
年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	住 所		
	フリガナ	印	
	氏 名		
	電 話	— —	
	個 人 番 号		

一時的道路用地等としての貸付に関する承認申請書

一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付に関する承認について、福岡県税条例施行規則第48条の2第9項の規定により、次のとおり申請します。

1	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付を行った特例農地等に関する事項（明細は、付表のとおり）
---	---

2	上記特例農地等の貸付に関する事項
---	------------------

①一時的道路用地等の用に供する ために地上権等の設定に基づき貸 し付けた特例農地等に関する事項	貸付先（事業施行者）の名称	住所	名称
	貸付期間	貸付を行った日	年 月 日
		貸 付 期 限	年 月 日
		地 上 権 等 の 登 記 の 有 無	有 ・ 無
		賃 貸 料 の 金 額	円 ・ 無償

②一時的道路用地等に係る事業名、使用目的

3	一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日
---	--

承認申請する一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等については、平成 年 月 日までに自己等の農業の用に供する予定です。

承 認 ・ 却 下 通 知 書

第 号
年 月 日

様

福岡県 県税事務所長

上記の申請を承認(却下)します。
(却下の理由)

【不服申立てについて】

1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、福岡県知事に対して審査請求することができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

注1 この申請書は、正副2通を提出すること。

注2 上記貸付期限の到来等により地上権等が消滅した後遅滞なく、当該受贈者が当該貸付農地等を農業の用に供する旨等を地上権等が消滅した日から2月を経過しても所轄県税事務所長に届け出ていない場合、地上権等の消滅した日から2月を経過する日に猶予期限が確定します。

一時的道路用地等としての貸付に関する承認申請書 (付表)

①贈与により特例農地等を取得した年月日			年 月 日		
②一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等の明細					
番号	所在場所	地 目	貸付直前の 利用状況	面積	地上権等の 登記の有無
1				()m ² ----- m ²	有 ・ 無
2				()m ² ----- m ²	有 ・ 無
3				()m ² ----- m ²	有 ・ 無
4				()m ² ----- m ²	有 ・ 無
5				()m ² ----- m ²	有 ・ 無
合 計 面 積				()m ² ----- m ²	()m ²
上記の土地に係る租税特別措置法施行令第40条の6第40項に規定する主務大臣の認定書及び租税特別措置法施行規則第23条の7第27項に規定する契約書の写し・・・(別添のとおり)					
③承認を受けて一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等とともに同一用途に供する土地等の貸付がある場合のその明細					
所 在 場 所			地 目	面 積	

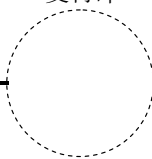

※一筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、特例農地等の面積を上欄()内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

第83号の11様式（第48条の2関係）

受付印 		課 税 番 号		課 税 年 度	
_____年____月____日 福岡県 _____県税事務所長 殿		住 所			
		フリガナ		印	
		氏 名			
		電 話		— —	
		個 人 番 号			
一時的道路用地等としての貸付に関する継続貸付届出書 一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付に係る福岡県税条例施行規則第48条の2第9項の承認を引き続き受けたいので、同条第11項の規定により次のとおり届け出ます。					
1	贈与により特例農地等を取得した年月日		年 月 日		
2 一時的道路用地等としての貸付に関する承認等に関する事項					
(1) 承認申請書の提出年月日		年 月 日			
(2) (1) 承認申請に対する承認年月日		年 月 日			
3 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付を行った貸付先等に関する事項					
(1) 貸付先（事業施行者）の名称等		(住所)			
		(名称)			
(2) 貸付期間	貸付を行った日	年 月 日			
	貸付期限	年 月 日			
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項		事業名			
		使用目的			
(注) 貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、県税事務所にお尋ねください。					
4 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細					
番号	所在場所	地 目	貸付直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				() m ² ----- m ²	有・無
2				() m ² ----- m ²	有・無
3				() m ² ----- m ²	有・無
一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する施行事業者の書類・・・(別添のとおり)					

※一筆の特例農地等のうち一部を一時的道路用地等として貸し付けている場合には、特例農地等の面積を上欄()内に記載し、一時的道路用地等として貸し付けた部分の面積を下欄に記載してください。

第83号の12様式（第48条の2関係）

受付印 	課 税 番 号		課 税 年 度
_____年____月____日 福岡県 _____ 県税事務所長 殿	住 所		
	フリガナ	印	
	氏 名		
	電 話	— —	
個 人 番 号			
営農困難時貸付けに関する届出書 不動産取得税の徴収猶予の適用に係る営農困難時貸付けに関する届出について、福岡県税条例付則第9条第1項においてその例によることとされる租税特別措置法第70条の4第22項の規定により、次のとおり届け出ます。			
1 特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由に関する事項			
特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった年月日	_____年 _____月 _____日		
特例農地等について自己の農業の用に供することが困難となった事由は、次のとおりです。（該当する番号を○で囲んでください。）			
(1) 障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。 (2) 身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。 (3) 要介護区分五の要介護認定を受けました。 (4) その他(_____)			
2 営農困難時貸付けに関する事項			
借り受けた者	住所または所在地		
	氏名又は名称		
営農困難時貸付けを行った年月日	_____年 _____月 _____日		
地上権、永小作権、使用貸借による 権利又は賃借権の存続期間	自：	_____年 _____月 _____日	
	至：	_____年 _____月 _____日	
上記の者へ営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、付表のとおりです。			
上記の営農困難時貸付けは、次の貸付けにより行いました。（該当する番号を○で囲んでください。なお、不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている人が(1)から(3)までに掲げる貸付けを行った場合には、その貸付けは特定貸付となりますので、この届出書ではなく「特定貸付に関する届出書（第83号の13様式）」により届け出を行ってください。）			
(1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (4) (1)から(3)までに掲げる貸付以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け			

営農困難時貸付けに関する届出書 付表

営農困難時貸付けを行った特例農地等の明細は、次のとおりです。

番号	所在場所	地目	面積
1			m ²
2			m ²
3			m ²
4			m ²
5			m ²
6			m ²
7			m ²
8			m ²
9			m ²
10			m ²
11			m ²
12			m ²
13			m ²
14			m ²
15			m ²

第83号の13様式 (第48条の2関係)

受付印 年.....月.....日 福岡県県税事務所長 殿		課 税 番 号		課 税 年 度	
	住 所				
	フリガナ	印			
	氏 名				
		電 話	—	—	
	個 人 番 号				
特定貸付けに関する届出書					
.....年.....月.....日贈与により取得した農地等に係る不動産取得税については、福岡県税 条例付則第9条第1項の規定による徴収の猶予を受けておりますが、当該農地等について農地中間管 理事業、農地利用集積円滑化事業、又は農用地利用集積計画の定めるところによる特定貸付けを行 いましたので、同項においてその例によることとされる租税特別措置法第70条の4の2第1項の規定に より、次のとおり届け出ます。					
1 特定貸付に関する事項					
借り受けた者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
特定貸付を行った年月日	年.....月.....日			
地上権、永小作権、使用貸借による 権利又は賃借権の存続期間		自：.....年.....月.....日			
		至：.....年.....月.....日			
2 上記の者へ特定貸付を行った農地等の明細は、以下のとおりです。					
上記の特定貸付けは、次の貸付けにより行いました。(該当する番号を○で囲んでください。) (1) 農地中間管理事業による使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付け (2) 農地利用集積円滑化事業による地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定 に基づく貸付け (3) 農用地利用集積計画の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく 貸付け					
番号	所 在 場 所	地 目	面 積		
1			m ²		
2			m ²		
3			m ²		
4			m ²		
5			m ²		

第 83 号 の 14 様 式 (第 48 条 の 2 関 係)

受付印 		課 税 番 号	課 税 年 度
年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	住 所		
	フリガナ	印	
	氏 名	(年 月 日生)	
	電 話	— —	
個人番号			

農地等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予継続届出書

福岡県税条例付則第 9 条第 1 項の規定による不動産取得税の徴収猶予を引き続いて受けたいので、同条第 2 項において準用する租税特別措置法第 70 条の 4 第 27 項及び同法第 70 条の 4 の 2 第 10 項の規定により、関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日		年	月	日
贈与者	住 所	氏 名	(年 月 日生)	
(1)	農地等の贈与に係るものとして徴収を猶予された不動産取得税額			円
(2)	上欄(1)のうち、この届出書提出まで農地等の譲渡をしたために既に猶予期限が確定した不動産取得税の額			円
(3)	この届出書の提出により引き続いて徴収の猶予を受けようとする不動産取得税の額 ((1) - (2) の金額)			円

注 1 この届出書には、次の書類を添付してください。

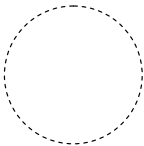


- (1) 農業経営を引き続いて行っている旨の農業委員会の証明書
 - (2) この届出書の提出前 3 年の間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- 2 この届出書は、農地等の贈与を受けた日の属する年の翌年の 3 月 15 日 (納期限) の翌日から毎 3 年を経過するごとの日までに所轄県税事務所長に提出してください。
- 3 この届出書が期限までに提出されないときは、その後の徴収の猶予が受けられなくなり、その期限の翌日から 2 か月を経過する日が、この不動産取得税の猶予期限となります。

第83号の15様式 (第48条の2関係)

受付印 		課 税 番 号		課 税 年 度	
年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿		住 所 フ リ ガ ナ 氏 名 電 話 個 人 番 号	印 		
徴収猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の延滞金の軽減の特例の適用を受けるための届出書 年 月 日贈与により取得した農地等に係る不動産取得税については、福岡県税条例付則第9条第1項の規定による徴収の猶予を受けておりますが、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき延滞金について、福岡県税条例施行規則第48条の2第15項の規定により、関係書類を添付して届け出ます。					
農地等を譲渡した年月日		年 月 日			
農地等の譲渡先	所在地				
	名 称				
収用交換等により譲渡した農地等					
番号	所 在 場 所	地 目	面 積		
1			m ²		
2			m ²		
3			m ²		
4			m ²		
5			m ²		
6			m ²		
7			m ²		
8			m ²		
9			m ²		
10			m ²		
(注) この届出書には、公共事業施行者の証明書等を添付してください。					

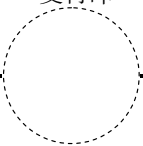



第八十三号の十七様式から第八十三号の十九様式までを次のように改める。

第83号の17様式 (第48条の2関係)

受付印 		課 税 番 号		課税年度
.....年.....月.....日 福岡県県税事務所長 殿	住 所			
	フリガナ	印		
	氏 名			
	電 話	— —		
	個 人 番 号
農地等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予取りやめ届出書 農地等の取得に係る不動産取得税について、徴収猶予を受けている税額及びその延滞金を納付し、 徴収猶予の適用を受けることを取りやめたいので、届け出ます。				
徴収猶予された不動産取得税の額		円		
上記税額の納付に伴う延滞金の額		円		
納 期 限	年 月 日			
納 付 年 月 日	年 月 日			
入力	年 月 日		印 	

注 延滞金の率は、次により計算します。

第83号の18様式（第48条の2関係）

受付印 		課 税 番 号		課税年度
年 月 日 福岡県 県税事務所長殿	住 所			
	フリガナ	印 		
	氏 名	(贈与者 との続柄) (受贈者)		
	電 話	— —		
個人番号				
農地等の取得に係る不動産取得税の免除届出書 次の不動産取得税の納税義務を免除されるよう、地方税法施行令附則第10条第16項の規定により届け出ます。				
納 税 者 (受 贈 者)	住 所			
	氏 名			
贈 与 者	住 所			
	氏 名			
納税義務免除の理由		年 月 日	贈与者 受贈者	死 亡
1	農地等の贈与に係るものとして徴収猶予の適用を受けた不動産取得税額			円
2	1のうち、この届出書提出までに農地等の譲渡等をしたため納税義務が免除されない不動産取得税額			円
3	この届出書の提出により納税義務の免除を受けることとなる不動産取得税額			円
事 務 処 理 事 項				
通知年月日	年 月 日	調査年月日	年 月 日	印 
入 力	年 月 日			印 

注 贈与者又は受贈者が死亡したことを証明する書類を添付してください。

第83号の19様式（第48条の3関係）

県たばこ税の納期限の延長申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 年 月 日 福岡県博多県税事務所長 殿	申 請 者	個人番号又は法人番号（右詰で記載） <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div> 住所又は所在地 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） この申請を担当する者の氏名及び連絡先 電話 ()					
地方税法第74条の11第1項の規定により、次のとおり県たばこ税（ 年 月分）の納期限の延長を申請します。							
申告納付すべき税額	①	円					
①のうち納期限内に納付する税額	②	円					
納期限の延長を受けようとする税額	①-②	円					
申告書提出日		年 月 日					
法定納期限		年 月 日					
延長納期限		年 月 日					
納期限の延長申請の事由							
担保の内容	所在地		種類	数量	価額(円)		
	保証人	住所			保証金額		
		氏名	職業		電話		
納期限の延長申請の事由となった売渡し等の内訳							
課税標準量(売渡し等の本数)				税 額			
旧3級品以外	旧3級品	合計		旧3級品以外	旧3級品	合計	
(ア) 本	(イ) 本	(ウ) 本		円	円	円	

注 この申請書には、付表の納期限の延長申請の事由となった売渡し明細書及び納期限の延長申請の事由を証明する書類を添付すること。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第 83 号の 19 様式付表 (第 48 条の 3 関係)

年 月 分 納期限の延長申請の事由となった売渡し明細書

申請者名 _____

売渡し 年月日	売渡し先(小売販売業者等)		売渡し本数 (本)		
	住所又は所在地	氏名又は名称	旧 3 級品以外	旧 3 級品	合計
売渡し本数の合計			(ア)	(イ)	(ウ)

第八十五号様式を次のように改める。

第85号様式その1 (第50条関係)

登 録 番 号

※ 処 分 決 議 伺						
受付印 	. . 起案	係 員	係 長	課 長	副 所 長	所 長
	. . 決裁					
	. . 通知					
1申請者は、 太ワクの中 だけを記入 してください。 2通常の利用 料金は、税 率の等級決 定の基準と なった利用 料金を記載 してください。 3利用料金の 明細表を添 付してくだ さい。 4※印の欄は 、記入しな いでくださ い。	年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	個人番号又は法人 番号(右詰で記載)	特別徴収義務者の 住所又は所在地	特別徴収義務者の 氏名又は名称及び 印	この申請に応答する 係及び氏名並びに 電話番号	(—)

ゴルフ場利用税の軽減税率の適用申請書(早朝・薄暮用)

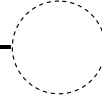
福岡県税条例第23条第2項に規定する軽減税率の適用を受けたいので、次のとおり申請します。							
施 設	所在地					名称	
利用料金 曜日等	通常の利用料金		②-①	軽減後の利用料金		軽 減 率	
	会員①	非会員②	②	会員	非会員	会員	非会員
平 日	円	円	%	円	円	%	%
土 曜 日							
日 曜 日 休 日							
適 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間						
早朝又は薄暮における利用の時間制限等							
※ 判 定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認			不承認の場合の理由			

第85号様式その2 (第50条関係)

登 録 番 号

※ 処 分 決 議 伺				
・ ・ 起案	係 員	係 長	課 長	副 所 長
・ ・ 決裁				
・ ・ 通知				

受 付 印



注 1 申請者は、太ワクの中だけを記入してください。 2 通常の利用料金については、非会員の利用料金を記入してください。 3 大会の実施要領及び名簿を添付してください。	平成 年 月 日	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)																
	福岡県 県税事務所長殿	特別徴収義務者の住所又は所在地	印															
		特別徴収義務者の氏名又は名称及び印	印															
		この申請に応答する係及び氏名並びに電話番号	(ー)															

ゴルフ場利用税の軽減税率の適用申請書 (特定競技会用)

福岡県税条例第23条第1項に規定する軽減税率の適用を受けたいので、次のとおり申請します。

施 設	所在地	名 称			
利用料金が軽減となる競技会名					
利用料金 曜日等	通常の利用料金 ①	軽減後の利用料金		軽 減 率	
		公式練習による利用 ②	競技による利用 ③	公式練習による利用 ②/①	競技による利用 ③/①
平 日	円	円	円	%	%
土 曜 日					
日 曜 日 日 休 日					

競技会の内容	名 称										
	上記競技会の全国大会の名称										
	開 催 日	公 式 練 習 日					競 技 日				
		自 至	年 月 日	年 月 日	日 間	自 至	年 月 日	年 月 日	日 間		
	出 場 人 員	人	出場者名簿	別添のとおり	大会要綱	別添のとおり					
競技参加料	出場選手一人あたり 円 (ゴルフ場利用料金を除く。)										

上記「競技会の内容」については、相違ないことを証明します。
年 月 日

特定競技会主催者
 住所 (又は所在地)
 氏名 (又は名称)
 電話番号 (ー)



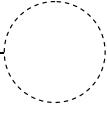

判 定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認	不承認の場合の理由
-----	--	-----------

第八十七号様式を次のように改める。

第87号様式 (第52条関係)

(表)

お願い
申請者は、
二重ワク
の中だけ
を記入し
てくださ
い。
裏面も記
入してく
ださい。

		登 録 番 号							
受付印		決 裁 . .	係員	係長	課長	副所長	所長		
		証票交付 . .							
____年 ____月 ____日 福岡県 県税事務所長殿		ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録申請書							
特別徴収義務者	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)								
	住所又は所在地 〒 TEL		氏名又は名称及び代表者 印 						
ゴルフ場	所在地 〒 TEL		名称						
施設の種類	1 メンバーコースゴルフ場		ホール数	ホール	コースの総延長 m				
	2 パブリックコースゴルフ場				コース間の平均距離 m				
	3 セルフプレーゴルフ場								
利用料金	区 分		会 員	非会員	その他	面	市町村名	面積	
	平日						積	合計 m ²	
	土曜日					摘要			
	日曜・休日								

(裏)

位置略図及びコース略図



調査のてん末

Area with horizontal dashed lines for handwritten notes.

証票交付年月日	受領印	等級決定	等級	税率	通知年月日	担当者印
・			級	円	・	

第八十九号様式から第九十二号様式までを次のように改める。

第89号様式 (第53条、第54条関係)

(表)

登 録 番 号

受付印

決 裁 . . .
証票交付 . . .

係員	係長	課長	副所長	所長

お願い
 申請者は、
 二重ワクの
 中だけを記
 入してくだ
 さい。
 この申請書
 は、変更後
 5日までに
 提出してく
 ださい。利
 用料金の変
 更の場合に
 は、変更前
 5日までに
 提出してく
 ださい。

福 岡 県 県 税 事 務 所 長 殿	_____年 _____月 _____日 ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録事項変更申請書	
	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	
特別 徴収 義務 者	住所又は所在地 〒 TEL	氏名又は名称及び代表者 印
ゴ ル フ 場	所在地 〒 TEL	名称
変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 の 期 日 又 は 期 間	_____年 _____月 _____日から _____年 _____月 _____日まで 日間	
変更の理由		

(裏)

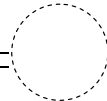
調査のてん末

調査のてん末						
証 票 交 付 年 月 日	受 領 印	等 級 決 定	等 級	税 率	通 知 年 月 日	担 当 者 印
・ ・			級	円	・ ・	

第91号様式 (第56条関係)

登 録 番 号		
課長	副所長	所長

受付印




決 裁 . .	係員	係長
処 理 . .		

お願い
 申請者は、二重ワクの中だけを記入してください。
 この申告書を提出するときに特別徴収義務者証も返納してください。
 廃止した日までの納入申告書の提出と税の納入をなるべく同時に行ってください。

____年 ____月 ____日 福岡県__県税事務所長殿		ゴルフ場利用税事業廃止申告書										
特別徴収義務者	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)		<table border="1"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>									
住所又は所在地 〒 TEL		氏名又は名称及び代表者 印										
ゴルフ場	所在地 〒 TEL		名称									
廃止	年 月 日	開年 月 業日	年 月 日	事期 業間	年 ケ月							
廃止の理由 ゴルフ場の引受者 及び処分方法												
処理のてん末												

第92号様式（第58条関係）

					登 録 番 号					
 年 月 日 福岡県 _____ 県税事務所長 殿					年 月分ゴルフ場利用税納入申告書					
特別徴収義務者	個人番号又は法人番号（右詰で記載）									
	住所又は所在地 〒 TEL					氏名又は名称及び代表者				
ゴルフ場	所在地 〒 TEL					名称				
区 分		利 用 人 員		等 級	税 率		税 額			
等級変更なし又は変更前	一 般									
	軽 減	特 定 競 技								
		早 朝 ・ 薄 暮								
	小 計									
等級変更後	一 般									
	軽 減	特 定 競 技								
		早 朝 ・ 薄 暮								
	小 計									
非課税	18 歳 未 満				/					
	70 歳 以 上									
	障 害 者									
	国 体 競 技									
	学 生 等									
	小 計									
合 計										
摘要					不申告加算金					

第百十三号の三様式を次のように改める。

第 1 1 3 号 の 3 様 式 (第 72 条 の 2 関 係)



自動車税第二次納税義務免除申告書

年 月 日

福岡県 県税事務所長 殿

申告者(売主)所在地

名 称



個人番号
又 は
法人番号
(右詰で記載)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

地方税法第11条の9の規定により、自動車税の納付義務を免除されるよう下記のとおり申告します。

記

登 録 番 号	年 度	免 除 を 受 け よ う と す る 税 額	売 買 契 約 年 月 日	売 買 代 金	未 収 代 金
			事 実 発 生 の 日		
福 岡 北九州 久留米 筑 豊		円		円	円
使用者(買主)住所・氏名					
免 除 を 受 け よ う と す る 理 由					
事 務 処 理 事 項					
					担 当 者

添付書類

- 1 当該自動車に係る売買契約書等の写し
- 2 調査記録等当該自動車の所在及び買主の住所又は居所が不明であることを証する書類 (買主にあてた配達証明又は内容証明郵便物等)
- 3 売買代金の全部又は一部を受けとることができないことを証する書類 (売主が売買代金を貸倒損失経理した会計上の記録等の写し)

第百十五号様式及び第百十六号様式を次のように改める。

第115号様式 (第74条関係)

年 月 日 釧 区 税 申 告 書

釧業権者住所

氏名又は名称

個人番号又は法人番号 (右詰で記載)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電話

番 (印)

福岡県知事 殿
下記のとおり申告します。

登録番号	納税地	釧区の所在地及び面積、延長	
釧業権の種類			
登録(設定、異動、消滅)年月日			
釧業種類名			
事務所の所在地及び名称			
摘要			

第116号様式 (第75条関係)

釧 区 税 証 明 書 交 付 申 請 書

申 請 者 住 所 (所在地) 名 称
 住 所 (所在地) 名 称
 釧 業 権 者 又 は 釧 業 代 理 人 (所在地) 名 称

印
 (法人の場合は代表者印)
 印
 (法人の場合は代表者印)

個人番号又は法人番号 ※個人番号は17桁ありて右語で記載																				
釧 区 所 在 地																				
種 別		登 録 番 号	福 岡 県	掘 権 登 録 第 号																
面 積 又 は 長 延	アール	税 額	年度分	円	〔 納 付 済 未 〕															
	メートル		年度分	円	〔 納 付 済 未 〕															
			年度分	円	〔 納 付 済 未 〕															
滞 納 の 事 由																				

上記のとおり相違ないので証明書を交付してください。
 年 月 日
 福岡県 県税事務所 殿

第百二十号様式を次のように改める。

第 1 2 0 号 様 式 (第 91 条 の 2 関 係)

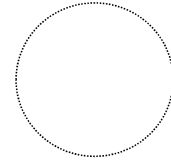
受 付 印

平 成 年 度 狩 猟 税 申 告 書

平 成 年 月 日

福 岡 県 県 税 事 務 所 長 殿

住 所



氏 名

印

個人番号						職業	
------	--	--	--	--	--	----	--

狩 猟 者 登 録 年 月 日	狩 猟 登 録 番 号	第	号
免 状 交 付 年 月 日	狩 猟 免 状 番 号	第	号
狩 猟 免 許 の 種 類 (該 当 する 物 を ○ で 囲 ん で くだ さ い。)	網 わ な 第 一 種 第 二 種	狩 猟 者 の 登 録 場 所 (納 税 地)	福 岡 県
狩 猟 者 の 登 録 の 種 類 (該 当 する 物 を ○ で 囲 ん で くだ さ い。)	① 県 の 区 域 全 部 ② 放 鳥 獣 獵 区 の み ③ 放 鳥 獣 獵 区 以 外		
鳥 獣 保 護 管 理 法 施 行 規 則 第 65 条 第 1 項 第 7 号 又 は 第 8 号 の 該 当 者 で あ る か 否 か の 別 (該 当 する 物 を ○ で 囲 ん で くだ さ い。)	① 許 可 捕 獲 等 を し た 者 (7 号) ② 許 可 捕 獲 等 に 従 事 し た 者 (8 号) ③ い ず れ に も 該 当 し な い		
◎ 当 該 年 度 の 県 民 税 の 所 得 割 額 の 納 付 を 要 し な い 者 で、次 の (1) から (3) ま で の い ず れ か に 該 当 する 場 合 は、そ の 該 当 する 物 を ○ で 囲 ん だ 上 で、下 欄 に 市 町 村 長 の 証 明 を 受 け て くだ さ い。 (1) 農 業、水 産 業 又 は 林 業 に 従 事 し て い る。 (2) 控 除 対 象 配 偶 者 又 は 扶 養 親 族 で は な い。 ((1) に 該 当 する 者 を 除 く。) (3) 所 得 割 額 の 納 付 を 要 し な い 者 の 控 除 対 象 配 偶 者 又 は 扶 養 親 族 で あ る。 ((1) に 該 当 する 者 を 除 く。)			
区 分	狩 猟 者 の 登 録 区 分 (該 当 する 区 分 に ○ を 付 け て くだ さ い。)	狩 猟 税 税 額	有 害 鳥 獣 駆 除 員
	第 一 種 銃 獵 免 許 に 係 る 狩 猟 者 の 登 録 (次 に 掲 げ る 登 録 を 除 く。)	16, 500 円	8, 200 円
	◎ 欄 の (1) から (3) ま で の い ず れ か に 該 当 する 者 が 受 け る 第 一 種 銃 獵 免 許 に 係 る 狩 猟 者 の 登 録	11, 000 円	5, 500 円
	網 獵 免 許 に 係 る 狩 猟 者 の 登 録 (次 に 掲 げ る 登 録 を 除 く。)	8, 200 円	4, 100 円
	◎ 欄 の (1) から (3) ま で の い ず れ か に 該 当 する 者 が 受 け る 網 獵 免 許 に 係 る 狩 猟 者 の 登 録	5, 500 円	2, 700 円
	わ な 獵 免 許 に 係 る 狩 猟 者 の 登 録 (次 に 掲 げ る 登 録 を 除 く。)	8, 200 円	4, 100 円
	◎ 欄 の (1) から (3) ま で の い ず れ か に 該 当 する 者 が 受 け る わ な 獵 免 許 に 係 る 狩 猟 者 の 登 録	5, 500 円	2, 700 円
	第 二 種 銃 獵 免 許 に 係 る 狩 猟 者 の 登 録 (第 一 種 銃 獵 免 許 を 受 け た 人 が 空 気 銃 (ガ ス 銃 を 含 む) の み 使 用 する 場 合 を 含 む)	5, 500 円	2, 700 円

※ 次 の い ず れ か に 該 当 する 場 合、狩 猟 税 が 軽 減 さ れ ま す。(県 税 条 例 第 106 条 の 2 第 2 項)

① 放 鳥 獣 獵 区 の み に 係 る 登 録 を 受 け る 場 合、該 当 税 額 の 4 分 の 1 に 軽 減

② ① の 登 録 を 受 け て い る 者 が、さ ら に 他 の 放 鳥 獣 獵 区 及 び 放 鳥 獣 獵 区 以 外 の 場 所 の 登 録 を 受 け る 場 合
該 当 税 額 の 4 分 の 3 に 軽 減

証 紙 を 貼 る と ころ

注 意 証 紙 は、狩 猟 税 証 紙 を 貼 っ て くだ さ い。

証 紙 を 貼 っ て か ら 消 印 し な い で くだ さ い。

上 記 の 者 は、次 の 一 に 該 当 する 者 で あ る 事 を 証 明 し ま す。(該 当 する 物 を ○ で 囲 ん で くだ さ い。)

- イ ◎ の 欄 の (1) に 該 当 する 者 は、当 該 年 度 の 県 民 税 の 所 得 割 の 納 付 を 要 し な い 者 で あ る。
- ロ ◎ の 欄 の (2) に 該 当 する 者 は、当 該 年 度 の 県 民 税 の 所 得 割 の 納 付 を 要 し な い 者 で、か つ、控 除 対 象 配 偶 者 又 は 扶 養 親 族 で は な い。
- ハ ◎ の 欄 の (3) に 該 当 する 者 は、当 該 年 度 の 県 民 税 の 所 得 割 の 納 付 を 要 し な い 者 で、か つ、同 年 度 の 県 民 税 の 所 得 割 の 納 付 を 要 し な い 者 の 控 除 対 象 配 偶 者 又 は 扶 養 親 族 で あ る。

年 月 日

市 町 村 長

印

処 理 事 項 認 認	税 番 号 第 号	摘 要
	年 月 日	
	取 扱 者	

- お 願 い
- 1 この 申 告 書 は、狩 猟 者 の 登 録 手 続 が 終 わ っ た 後 に 所 轄 県 税 事 務 所 長 に 提 出 し て くだ さ い。
 - 2 太 ワ ク の 中 に 記 入 し て くだ さ い。
 - 3 受 付 後 の 狩 猟 者 登 録 申 請 書 (写 し) を 提 出 し て くだ さ い。

第百二十一号の二様式その一を次のように改める。

第百二十一号の三様式その一を次のように改める。

第 1 2 1 号 の 3 様 式 そ の 1 (第 7 8 条 の 3 関 係)

年 月 日

市 町 長 殿
村

福岡県 県税事務所長

印

大規模の償却資産と認められる償却資産の指定取消通知書

地方税法第742条第 項の規定に基づき、貴市町村に所在する下記の償却資産を指定を取り消したので通知します。

償却資産	区 分	〔工場・鉱業所 変電所・発電所・その他()〕		に係る 償却資産		
	所 在 地					
所 有 者	住 所					
	氏 名 〔名称及び 代表者氏名〕					
	個人番号又は 法人番号 (右詰で記載)					

第百二十一号の四様式その二を次のように改める。

第 1 2 1 号の 4 様式その 2 (第 78 条の 4 関係)

第 号 年 月 日 市 町 長 殿 村		
福岡県 県税事務所長 印		
償却資産の価格決定通知書 上記について地方税法第 743 条第 1 項の規定により下記のとおり通知します。		
所 有 者 の 住 所		
所有者の氏名 又 は 名 称	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)	
価 格 (A)	(A)のうち市町村が課する 課税標準額 (B)	(A) - (B) 県が課する課税標準額
摘 要		

第百二十一号の五様式その二を次のように改める。

第 1 2 1 号の 5 様式その 2 (第 78 条の 5 関係)

第 号 年 月 日 市 町 村 長 殿 福岡県 県税事務所長 印													
償却資産の価格修正通知書 上記について地方税法第 743 条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。													
所有者の住所													
所有者の氏名又は名称	個人番号又は法人番号 (右詰で記載) <table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>												
	価 格 (A)	(A)のうち 市町村が課する課税 標準額 (B)	(A) - (B) 県が課する課税標準額										
当初決定額													
修 正 額													
差引増減額													
摘 要 													

第百二十一号の八様式を次のように改める。

第 1 2 1 号 の 8 様 式 (第 61 条 関 係)

決 裁 係 員 係 長 課 長 副 所 長 所 長	整 理 番 号
年 月 日	※
	照 合 番 号
	※

譲渡担保財産の取得に係る自動車取得税の納税義務免除申告書の還付申請書

福岡県 県税事務所長様

年 月 日

(受 付 印)

譲渡担保財産の内容	車 名	型 式	車台番号	原 動 機 の 型 式	種 別 ・ 用 途	自 動 車 登 録 (車 両) 番 号

納 付 税 額	円	納 付 年 月 日	・ ・	還 付 申 請 額	円
---------	---	-----------	-----	-----------	---

譲渡担保財産認定年月日	・ ・	譲渡担保権者から譲渡担保財産設定者に当該譲渡担保財産が移転した(する)年月日	・ ・ ・ ・ (・ ・ ・)
-------------	-----	--	-------------------

譲渡担保財産設定者	住所(所在地)
	氏名(名称)

福岡県税条例第44条の規定により自動車取得税の納税義務免除申告書の還付申請書を提出します。

住所(所在地) (郵便番号)

納税義務者 氏名(名称) (印)

個人番号又は法人番号(右詰で記載)

番 号									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 事 務 処 理 事 項

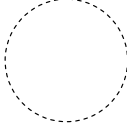
通知書発送年月日 番 号	年 月 日	調 査 年 月 日 調 査 員	年 月 日 (印)
--------------	-------	-----------------	-----------

注 1 ※印の欄は、記入の必要はありません。

2 譲渡担保に関する契約書その他免除を証する書面を添付してください。

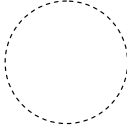
第百二十六号様式を次のように改める。

第 1 2 6 号 様 式 其 の 1 (第 65 条 関 係)

受 付 印 	※	. . . 起 案	決 裁	係 員	係 長	課 長	副 所 長	所 長
	処 理	. . . 回 覧		係 員	係 長	課 長	副 所 長	所 長
	事 項	. . . 処 理		係 員	係 長	課 長	副 所 長	所 長
年 月 日 福岡県 県 税 事 務 所 長 殿	申 請 者	個人番号又は法人番号 (右 詰 で 記 載)						
		氏名又は名称 並びに代表者名 及 び 印		(印)				
		住所又は所在地						
		応答部署名及び 担 当 者 氏 名		(局 番)				
軽油引取税特別徴収義務者登録申請書(その1)								
県内の事務所又は 事業所の名称								
県内の事務所又は 事業所の所在地								
事業開始(変更)年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
元 売 業 者 名								
事 業 区 域 (都 道 府 県 名)								
貯 蔵 設 備 の 概 要	油 種 等	種 類 ・ 容 量 等		種 類 ・ 容 量 等		種 類 ・ 容 量 等		
※ 処 理 事 項	特別徴収義務者 証票交付番号	番 号	印	番 号	印	番 号	印	
元売業者又は特約業者の 指定年月日		年 月 日		納 税 地 指 定 の 希 望 地 及 び その 理 由	納 税 地		市 区 町 村	
前回登録の消除を受けて いるときはその年月日		年 月 日			理 由			

- 注 1 元売業者又は特約業者としての指定を受けた通知書の写しを添付してください。
- 2 欄が不足するときは、継ぎ足すか又は別紙としてください。
- 3 ※印の欄は、記入する必要はありません。

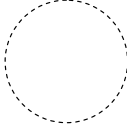
第 1 2 6 号 様 式 其 の 2 (第 65 条 関 係)

受 付 印  年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿		※	・ ・ 起案	決 裁	係員	係長	課長	副所長	所長
		処理	・ ・ 回覧						
		事績	・ ・ 処理						
		申 請 者	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)						
			氏名又は名称 並びに代表者名 及び 印						
			住所又は所在地						
			応答部署名及び 担当者氏名 (局 番)						
軽油引取税特別徴収義務者登録申請書(その2)									
福岡県内に納入を 行う事務所又は 事業所		名 称							
		所 在 地							
納入を開始した年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
主 な 納 入 先	①	名 称							
		所 在 地							
		納入見込数量	リットル/月	リットル/月	リットル/月	リットル/月	リットル/月	リットル/月	リットル/月
②	名 称								
	所 在 地								
	納入見込数量	リットル/月	リットル/月	リットル/月	リットル/月	リットル/月	リットル/月	リットル/月	
③	名 称								
	所 在 地								
	納入見込数量	リットル/月	リットル/月	リットル/月	リットル/月	リットル/月	リットル/月	リットル/月	
④	名 称								
	所 在 地								
	納入見込数量	リットル/月	リットル/月	リットル/月	リットル/月	リットル/月	リットル/月	リットル/月	
元売業者又は特約業者の 指定年月日		年 月 日	納税地指定 の希望地及 びその理由	納税地 市区 町村					
前回登録の消除を受け ているときはその年月日		年 月 日		理 由					

- 注 1 元売業者又は特約業者としての指定を受けた通知書の写しを添付してください。
 2 欄が不足するときは、継ぎ足すか又は別紙としてください。
 3 ※印の欄は、記入する必要はありません。

第百二十八号様式及び第百二十九号様式を次のように改める。

第 1 2 8 号 様 式 (第 65 条 関 係)

受 付 印  年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	※	. . . 起案	決 裁	係 員	係 長	課 長	副 所 長	所 長
	処 理	. . . 決 議		係 員	係 長	課 長	副 所 長	所 長
	事 項	. . . 処 理		係 員	係 長	課 長	副 所 長	所 長
	登 録 特 別 徴 収 義 務 者		個人番号又は法人番号 (右詰で記載)					
		氏名又は名称 並びに代表者名 及び 印		登 録 番 号				印
		住所又は所在地						
		応答部署名及び 担当者氏名	(局 番)					
軽油引取税特別徴収義務者登録事項変更申請書								
変 更 事 項								
変 更 内 容	変 更 前							
	変 更 後							
変 更 年 月 日	年 月 日							
参 考								

- 注 1 ※印の欄は、記入する必要はありません。
- 2 「変更事項」の欄には、登録申請書の該当項目名等を具体的に記載してください。
- 3 「参考」の欄には、その他参考となるべき事項について記載してください。

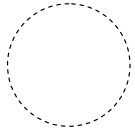
第 1 2 9 号 様 式 (第 65 条 関 係)

※ 処 理 事 項 . . . 起 案 . . . 回 覧 . . .	決 裁	係 員	係 長	課 長	副 所 長	所 長		
		個人番号又は法人番号 (右詰で記載)						
		氏 名 又 は 名 称 並 び に 代 表 者 名 及 び 印		登 録 番 号	(印)			
		住 所 又 は 所 在 地						
年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿		登 録 特 別 徴 収 義 務 者		応 答 部 署 名 及 び 担 当 者 氏 名 (局 番)				
軽油引取税特別徴収義務者登録消除申請書								
下記の理由により、軽油引取税の特別徴収義務者としての登録の消除を受けたいので、地方税法第144条の15第3項及び福岡県税条例第47条の10第5項の規定により申請します。								
理								
由								

注 ※印の欄は、記入する必要はありません。

第百三十四号様式から第百三十六号様式までを次のように改める。

第 1 3 4 号 様 式 (第 70 条 関 係)

受 付 印  年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿	※ 処 理 事 項	下記のとおり 決定し、通知し てよろしいか	・ ・ 起 案 ・ ・ 決 議 ・ ・ 通 知	決 裁	係 員	係 長	課 長	
	申 請 者	個人番号又は法人番号 (右 詰 で 記 載)						
		登 録 番 号		事 業 者 コ ー ド				
氏 名 又 は 名 称 並 び に 代 表 者 名 及 び 印						(印)		
住 所 又 は 所 在 地								
応 答 部 署 名 及 び 担 当 者 氏 名							(局 番)	
年 月 分 軽油引取税徴収猶予申請書								
下記のとおり地方税法第144条の29第1項及び福岡県税条例第47条の19の規定による 軽油引取税の徴収猶予を受けたいので申請します。								
区 分		税 額	納 入 方 法		申 告 期 限			
① 申告納入額・計(②+③)		円	/		年 月 日			
② 納 期 内 納 入 分	納 期 限 年 月 日	円	/		提供する担保 及び提供者名			
③ 徴 収 猶 予 分		円	/					
徴収猶予の期間及び日数		③ の 内 訳		/				
1 月 猶 予	から まで ・ ・ ・ ・	日	円	1 現金 2 手形(県内) 3 手形(県外) 4 小切手				
2 月 猶 予	から まで ・ ・ ・ ・	日	円					
※ 処 理 事 項				注 1 この申請書は、地方税法施行規則第16号の10 様式による軽油引取税納入申告書を提出する際 に同時に提出してください。 2 附表の軽油売掛明細書を添付してください。 3 ※印の欄は、記入する必要はありません。				
判 定	<input type="checkbox"/> 許 可 <input type="checkbox"/> 不許可	判 定	<input type="checkbox"/> 徴 する <input type="checkbox"/> 徴しない					

第 1 3 5 号 様 式 (第 70 条 の 3 関 係)

軽 油 引 取 税 還 付 申 請 書

受付印 年 月 日 県 税 事 務 所 長 様		特 別 徴 収 義 務 者	個人番号又は法人番号									(右語で記載)
			住所又は所在地									
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)											印	
この申請を担当する者の氏名及び連絡先												
電話 ()												
地方税法第144条の31第1項の規定により、次のとおり軽油引取税の還付を申請します。												
還 付 申 請 額											円	
当 初 の 引 渡 し	引 渡 年 月 日											年 月 日
	引 渡 数 量											リットル
	納 入 先	名 称										
		所 在 地										
代 表 者 氏 名												
返 還	返 還 年 月 日											年 月 日
	返 還 数 量											リットル
	受 入 先	名 称										
所 在 地												
販 売 契 約 の 解 除											解 除 年 月 日	年 月 日
											解 除 理 由	
年 月 申 告 分 軽 油 引 取 税	申 告 税 額											円
	納 入 済 額											円
	返 還 を 受 け た 軽 油 に 係 る 税 額											円

- 注 1 返還があつたこと及び返還された軽油の数量を証する書類を添付すること。
- 2 「納入先」欄には、返還を受けた軽油について、当初の引渡しに係る現実の軽油の納入を受けた事務所、事業所等の名称、所在地及び代表者の氏名を、「受入先」欄には、返還された軽油を受け入れた申請者の事務所、事業所等の名称及び所在地を記入すること。

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第 1 3 6 号 様 式 (第 70 条 の 4 関 係)

軽油引取税納入免除(還付)申請書

受付印 年 月 日 県税事務所長 様	特別徴収義務者	個人番号又は法人番号								(右語で記載)	
		住所又は所在地									
		氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印									
		この申請を担当する者の氏名及び連絡先 電話 ()									
地方税法第144条の31第4項又は第5項の規定により、次のとおり軽油引取税の納入免除又は還付を申請します。											
納入免除又は還付申請額										円	
この申請に係る軽油の引渡しを行った年月日										年 月 日	
この申請に係る軽油の引渡数量										リットル	
免税軽油使用者に引渡しを行った者が申請者でない場合の販売業者の氏名又は名称及び住所又は所在地											
承認を受けた免税軽油使用者	氏名又は名称										
	住所又は所在地										
	承認年月日										年 月 日
	承認番号										
年月申告分軽油引取税	申告税額										円
	納入済額										円
	承認を受けた軽油に係る税額										円
その他参考となるべき事項											

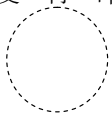
注 1 免税軽油使用者が交付を受けた、免税軽油以外の軽油を免税の用途に供したことの承認書を添付すること。

2 引渡しを行った者が申請者でない場合は、「その他参考となるべき事項」欄にこの申請に至るまでの経緯を記入すること。

備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

第百四十一号様式を次のように改める。

第 1 4 1 号 様 式 (第 70 条 の 6 関 係)

受 付 印 		※	・ ・ 起案	決 裁	係員	係長	課長	副所長	所長	
		処理	・ ・ 決裁							
		事項	・ ・ 交付							
福岡県 年 月 日 県税事務所長 殿		申 請 者	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)							
			氏名又は名称 並びに代表者名 及び印							
			住所又は所在地							
			応答部署名及び 担当者氏名 (局番)							
自動車用炭化水素油譲渡証用紙交付申請書										
交 付 申 請 枚 数			枚							
使 用 予 定 年 月 日			年 月 日							
燃 料 炭 化 水 素 油 の 譲 渡 の 承 認 を 受 け た 年 月 日 及 び 番 号			年 月 日 (号)							
参 考	前回作成交付した譲渡 証の番号及び数量 並びに交付年月日		※ 年 月 日第 号 (リットル) 年 月 日第 号 (リットル) 年 月 日第 号 (リットル)							
	交付先の氏名又は名称 及び自動車登録番号									
※ 処 理 事 項	交付する場合の用紙		摘要					受領年月日		
								年 月 日		
								受領印		
								印		

注 1 地方税法第144条の32第2項の規定により交付を受けた燃料炭化水素油譲渡証の写しを添付してください。

2 ※印の欄は、記入する必要はありません。

第百四十三号様式を次のように改める。

第 1 4 3 号 様 式 (第 92 条 関 係)

(第 1 紙)

県 税 関 係 帳 簿 の 電 磁 的 記 録 等 に よ る 保 存 等 の 承 認 申 請 書

帳 簿

付 受 印 年 月 日 福岡県 _____ 県 税 事 務 所 長 殿	※ 整理番号	
	申	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地 (電話番号 — —)
	請	(フリガナ) 名 称 (屋 号)
	者	個人番号又は 法人番号 _____ 右 詰 で 記 載
	氏 名 (法人の場合) 代 表 者 氏 名	(フリガナ) _____ (印)
代 表 者 住 所	(フリガナ) _____ (電話番号 — —)	

福岡県税条例第 1 0 9 条 (地方税法第 7 4 8 条) の承認を受けたいので、 同条例第 1 1 1 条第 1 項 (同法第 7 5 0 条第 1 項) の規定により申請します。
 福岡県税条例第 1 1 0 条第 1 項 (地方税法第 7 4 9 条第 1 項)

1 承認を受けようとする県税関係帳簿の種類、備付けを開始する日、保存場所、国税関係申請状況等

帳 簿 の 種 類		備 付 け 開 始 日	保 存 方 法	保 存 場 所	国 税 関 係 申 請 状 況
税 目	名 称 ・ 作 成 事 務 所 等				
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署
		年 月 日	電磁的記録 C O M		未・済 税務署

※ 処理欄	整理簿	同時提出申請書	回 付 先
	(摘要)		

※印の欄は、記入する必要はありません。
 (1 / 4)

(第 1 紙の裏)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名		所在地			
3 設立の日(新たに設立された法人が条例第 1 1 1 条第 1 項(法第 7 5 0 条第 1 項)ただし書の規定を適用しようとする場合)					
年 月 日					
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた県税関係帳簿の種類及びその年月日(この申請に係る県税関係帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合)					
区 分	対象となった帳簿の種類		届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法
	税 目	名 称・作成事務所等			
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
5 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商 品 名 等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

(第 2 紙)

7 施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置	
<p>《注意事項》</p> <p>1 条例第 1 0 9 条 (法第 7 4 8 条) の承認 (電磁的記録による備付け及び保存の承認) を受けようとする場合は、(1) から (6) までに掲げる事項について記載する必要があります。</p> <p>2 条例第 1 1 0 条第 1 項 (法第 7 4 9 条第 1 項) の承認 (電磁的記録による備付け及び COM による保存の承認) を受けようとする場合は、(1) から (11) までに掲げる事項について記載する必要があります。</p>	
電 磁 的 記 録 に よ る 保 存 等 ・ C O M に よ る 保 存 に 共 通 の 措 置	<p>(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置 (施行規則第 2 5 条第 1 号イ関係)</p> <p><input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳 (当初データの特定に必要な情報を付加) を入力することにより行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: right;">[]</p>
	<p>※ 該当する場合のみ記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> ただし、入力日から [] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない (内部規程等でこの旨を定める)。</p>
	<p>(2) 追加入力した事実の確認に関する措置 (施行規則第 2 5 条第 1 号ロ関係)</p> <p><input type="checkbox"/> 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する (付加した情報を訂正し又は削除することができない) システムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> 入力データに個々のデータを特定することができる情報 [<input type="checkbox"/> 一連番号、<input type="checkbox"/> 伝票番号、<input type="checkbox"/> その他 ()] を自動的に付加する (付加した情報を訂正し又は削除することができない) システムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: right;">[]</p>
	<p>(3) 県税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置 (施行規則第 2 5 条第 2 号関係)</p> <p><input type="checkbox"/> [<input type="checkbox"/> 一連番号、<input type="checkbox"/> 伝票番号、<input type="checkbox"/> その他 ()] により帳簿間の関連性を確認することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: right;">[]</p>
	<p>(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置 (施行規則第 2 5 条第 3 号関係)</p> <p><input type="checkbox"/> 次の名称の書類を備え付ける。</p> <p>① システムの概要を記載した書類 []</p> <p>② システムの開発に際して作成した書類 []</p> <p>③ システムの操作説明書 []</p> <p>④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類 (又は処理委託契約書) 並びに電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類 []</p>
<p>(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置 (施行規則第 2 5 条第 4 号関係)</p> <p><input type="checkbox"/> 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p> <p style="text-align: right;">[]</p>	

(第 2 紙の裏)

電 磁 的 記 録 に よ る 保 存 に 共 通 の 措 置	(6) 検索機能の確保に関する措置（施行規則第 2 5 条第 5 号関係） <input type="checkbox"/> 記録項目を検索の条件として設定することができる。												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th style="width: 20%;">主 な 帳 簿 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <input type="checkbox"/>取引年月日 <input type="checkbox"/>勘定科目 <input type="checkbox"/>取引金額 <input type="checkbox"/> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td></td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 帳 簿 名	<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 帳 簿 名												
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
	<input type="checkbox"/> 日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。 <input type="checkbox"/> 2 以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。												
C O M に よ る 保 存 に 固 有 の 措 置	(7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（施行規則第 2 6 条第 1 項第 1 号関係） <input type="checkbox"/> [COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。] <input type="checkbox"/> ①保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。												
	(8) COMの索引簿の備付けに関する措置（施行規則第 2 6 条第 1 項第 2 号関係） <input type="checkbox"/> 帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。 <input type="checkbox"/> 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。 <input type="checkbox"/> [上記以外の方法による。]												
	(9) COMの索引の出力に関する措置（施行規則第 2 6 条第 1 項第 3 号関係） <input type="checkbox"/> COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。												
	(10) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置（施行規則第 2 6 条第 1 項第 4 号関係） <input type="checkbox"/> COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにする。 <input type="checkbox"/> [上記以外の方法による。]												
	(11) 3 年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置（施行規則第 2 6 条第 1 項第 5 号関係） <input type="checkbox"/> 上記(5)及び(6)の措置をとって電磁的記録を保存する。 <input type="checkbox"/> 上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 <input type="checkbox"/> [上記以外の方法による。]												
8 その他参考となる事項													

添 付 書 類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し） 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------------------	---

(第 3 紙)

「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書
帳簿」の記載要領等

この申請書用紙は、県税関係帳簿の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存に必要な条例第 1 0 9 条又は第 1 1 0 条第 1 項の県税事務所長の承認を受けようとする場合に使用してください。

なお、電磁的記録による保存等の承認（条例第 1 0 9 条（法第 7 4 8 条））を受けている県税関係帳簿について COM による保存に代えようとする場合の承認（条例第 1 1 0 条第 2 項（法第 7 4 9 条第 2 項）の承認）を受けようとするときには、これとは別様式の申請書用紙を使用してください。

1 申請期限等

(1) 申請期限

承認を受けようとする県税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）の備付けを開始する日（承認を受けようとする帳簿が 2 以上ある場合で、その備付けを開始する日が異なるときは、最初に到来する備付けを開始する日）の 3 月前の日までに、県税事務所長に提出してください。

(2) 提出部数

この申請書は、1 部提出してください。

2 添付書類

この申請書には、次の書類を 1 部添付してください。

なお、複数の申請書（他の種類の申請書を含みます。）を提出する際に重複する添付書類については、いずれかの申請書に 1 部添付してください。

- ① 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ② 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ③ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となる書類

（注）1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、①の書類を添付する必要はありません。

2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、②の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

3 各欄の記載要領

(1) 本文

電磁的記録による保存をしようとする場合は「福岡県税条例第 1 0 9 条（地方税法第 7 4 8 条）」の文字を、COM による保存をしようとする場合は「第 1 1 0 条第 1 項（地方税法第 7 4 9 条第 1 項）」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

(2) 「1 承認を受けようとする県税関係帳簿の種類、備付けを開始する日、保存場所、国税関係申請状況等」の各欄

イ 「帳簿の種類」欄

① 「税目」欄には、承認を受けようとする帳簿の保存義務等が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。

② 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする帳簿の名称（名称による記載ができない場合は、保存義務等を規定している地方税法又は福岡県税条例の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに帳簿を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

（記載例） 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳

2 仕訳帳(本店及び○○支店)、△△支店の売掛金元帳

ロ 「備付け開始日」欄には、承認を受けようとする帳簿の備付けを開始する日を記載してください。

ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をしようとする場合は「電磁的記録」の文字を、COM による保存をしようとする場合は「COM」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

ニ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

ホ 「国税関係申請状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録等による保存を未だ申請していない場合は「未」の文字を、申請している場合（同時に申請する場合も含みます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、申請を行った税務署名を記載してください。

(第 3 紙の裏)

- (3) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が福岡県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

なお、軽油引取税の製造等に係る申請については、記載の必要はありません。

- (4) 「4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた県税関係帳簿の種類及びその年月日」の各欄については、該当する文字を○で囲むとともに、「対象となった帳簿の種類」欄は(2)イの要領で記載してください。

- (5) 「5 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄

イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。

なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に記載してください。

ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。

ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。

ニ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。

なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。

- (6) 「6 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要」の各欄

イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。

なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。

ロ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。

ハ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。

ニ 自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。

- (7) 「7 施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置」の各欄

イ 共通の記載方法

① 申請者がとらうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。

② [] 内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。

ロ 個別の記載方法

① 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規程等により定めている場合には、併せてその期間（日数）をかっこ内に記載してください。

② 「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し又は記載してください。

③ 「(3) 県税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、特定の情報により関連性を確認することができるようにしている場合には、その情報を選択し又は記載してください。

④ 「(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。

⑤ 「(6) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿名を記載してください。

なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその帳簿名をまとめて記載してください。

- (8) 「8 その他参考となる事項」欄には、例えば、課税期間の定めのある帳簿について、課税期間の初日以外の日を備付けを開始する日とする場合には、その日を備付けを開始する日とする理由を次のように記載してください。

（記載例）平成〇年〇月〇日に開業する予定のため

また、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録等による保存を申請している場合（同時に申請する場合も含みます。）において、当該国税関係の申請書に記載した「その他参考となる事項」については、同じ内容をこの欄に記載してください。

第百四十四号様式を次のように改める。

第 1 4 4 号様式 削除

第百四十四号の二様式を削る。

第百四十五号様式から百五十一号様式までを次のように改める。

第 1 4 5 号 様 式 (第 94 条 関 係)

(第 1 紙)

県 税 関 係 帳 簿 に 係 る 電 磁 的 記 録 の 電 子 計 算 機 出 力
マ イ ク ロ フ ィ ル ム に よ る 保 存 の 承 認 申 請 書

中 途

<p style="text-align: center;">受 付 印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>福岡県</p> <p>_____ 県 税 事 務 所 長 殿</p>	※ 整 理 番 号	
	申 請 者	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所 <small>(法人の場合)</small> 主たる事務所又は事業所の所在地 (電話番号 - -)
		(フリガナ) 名 称 (屋 号)
		個人番号又は 法人番号 右詰で 記載
		(フリガナ) 氏 名 <small>(法人の場合)</small> 代 表 者 氏 名 ④
	(フリガナ) <small>(法人の場合)</small> 代 表 者 住 所 (電話番号 - -)	

福岡県税条例第 1 1 0 条 第 2 項 (地方税法第 7 4 9 条 第 2 項) の 承 認 を 受 け たい の で、同 条 例 第 1 1 1 条 第 1 項 (法 第 7 5 0 条 第 1 項) の 規 定 に よ り 申 請 し ます。

1 承 認 を 受 け よ う と す る 県 税 関 係 帳 簿 の 種 類、電 磁 的 記 録 の 保 存 に 代 え る 日、保 存 場 所 及 び 国 税 関 係 申 請 状 況

帳 簿 の 種 類		電 磁 的 記 録 の 保 存 に 代 え る 日	保 存 場 所	国 税 関 係 申 請 状 況
税 目	名 称 ・ 作 成 事 務 所 等	(当 初 の 承 認 を 受 け た 年 月 日 等)		
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)		未・済 税務署

※ 処 理 欄	整 理 簿	同 時 提 出 申 請 書	回 付 先
	(摘 要)		

※ 印 の 欄 は、記 入 す る 必 要 は あ り ま せ ン。
(1 / 4)

(第 1 紙の裏)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名		所在地			
3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた県税関係帳簿の種類及びその年月日（この申請に係る県税関係帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区 分	対 象 と な っ た 帳 簿 の 種 類		届出書の提出 年月日	届出書の受理	対 象 と な っ た 保 存 方 法
	税 目	名 称 ・ 作 成 事 務 所 等			
取りやめ届出			年 月 日		電磁的記録・COM
取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
取りやめ届出			年 月 日		電磁的記録・COM
取消し通知			年 月 日		電磁的記録・COM
4 COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間					
① 保存期間のうち保存期間の初日から（ ）が経過した日以後の期間					
② 保存期間の全期間					
5 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メーカ名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカ名	商 品 名 等	所 有 者 名 等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

(第 2 紙)

7 施行規則に定める要件を満たすためにとろうとする措置

《注意事項》

条例第 1 0 9 条 (法第 7 4 8 条) の承認 (県税関係帳簿の電磁的記録による保存等の承認) を受けている帳簿について承認を受けようとする場合は、(1) から (11) までに掲げる事項について記載する必要があります。

帳簿の保存等の措置

- (1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置 (施行規則第 2 5 条第 1 号イ関係)
 - データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。
 - データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳 (当初データの特定に必要な情報を付加) を入力することにより行う。
 - 上記以外の方法による。

※ 該当する場合のみ記載してください。

- ただし、入力日から [] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない (内部規程でこの旨を定める)。

- (2) 追加入力した事実の確認に関する措置 (施行規則第 2 5 条第 1 号ロ関係)
 - 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する (付加した情報を訂正し又は削除することができない) システムを使用する。
 - 入力データに個々のデータを特定することができる情報 [一連番号、 伝票番号、 その他 ()] を自動的に付加する (付加した情報を訂正し又は削除することができない) システムを使用する。
 - 上記以外の方法による。

- (3) 県税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置 (施行規則第 2 5 条第 2 号関係)
 - [一連番号、 伝票番号、 その他 ()] により県税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。
 - 上記以外の方法による。

- (4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置 (施行規則第 2 5 条第 3 号関係)
 - 次の名称の書類を備え付ける。
 - ① システムの概要を記載した書類 []
 - ② システムの開発に際して作成した書類 []
 - ③ システムの操作説明書 []
 - ④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類 (又は処理委託契約書) 及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類 []

- (5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置 (施行規則第 2 5 条第 4 号関係)
 - 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにする。
 - 上記以外の方法による。

(第 2 紙の裏)

(6) 検索機能の確保に関する措置（施行規則第 2 5 条第 5 号関係）

記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目				主 な 帳 簿 名
<input type="checkbox"/> 取引年月日	<input type="checkbox"/> 勘定科目	<input type="checkbox"/> 取引金額	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

日付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。

2以上の記録項目を組み合わせる条件を設定することができる。

(7) COMの作成等に関する事務手続関係書類等の備付けに関する措置（施行規則第 2 6 条第 1 項第 1 号関係）

COMの作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。

[]

①保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。

(8) COMの索引簿の備付けに関する措置（施行規則第 2 6 条第 1 項第 2 号関係）

帳簿の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。

索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。

上記以外の方法による。

[]

(9) COMの索引の出力に関する措置（施行規則第 2 6 条第 1 項第 3 号関係）

COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。

(10) マイクロフィルムリーダープリンタの備付け及び出力に関する措置（施行規則第 2 6 条第 1 項第 4 号関係）

COMの保存をする場所以出力のためのマイクロフィルムリーダープリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダープリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにする。

上記以外の方法による。

[]

(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置（施行規則第 2 6 条第 1 項第 5 号関係）

※ 次の措置をとらうとする場合は、(5)又は(6)についても記載してください。

上記(5)及び(6)の措置をとって電磁的記録を保存する。

上記(6)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。

上記以外の方法による。

[]

8 その他参考となる事項

添付書類	1 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 2 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し） 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------	---

(第 3 紙)

**「県税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力
マイクロフィルムによる保存の承認申請書 [中途]」の記載要領等**

この申請書用紙は、電磁的記録等による保存等の承認を受けている県税関係帳簿について、電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存に代えるのに必要な条例第 110 条第 2 項の県税事務所長の承認を受けようとする場合に使用してください。

なお、県税関係帳簿について、はじめて電磁的記録等による保存等をしようとする場合の条例第 109 条（法第 748 条）の承認又は条例第 110 条第 1 項（法第 749 条第 1 項）の承認を受けようとするときは、これとは別様式の申請書用紙を使用してください。

1 申請期限等**(1) 申請期限**

承認を受けようとする県税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）の COM による保存をもって電磁的記録の保存に代える日（承認を受けようとする帳簿が 2 以上ある場合で、その保存に代える日が異なるときは、最初に到来する保存に代える日）の 3 月前の日までに、県税事務所に提出してください。

(2) 提出部数

この申請書は、1 部提出してください。

2 添付書類

この申請書には、次の書類を 1 部添付してください。

- ① 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ② 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ③ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となる書類

(注) 1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、①の書類を添付する必要はありません。

2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、②の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

3 各欄の記載要領

- (1) 「1 承認を受けようとする県税関係帳簿の種類、電磁的記録の保存に代える日、保存場所及び国税関係申請状況」の各欄

イ 「帳簿の種類」欄

① 「税目」欄には、承認を受けようとする帳簿の保存義務等が課せられている税目の名称を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。

② 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする帳簿の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法又は福岡県税条例の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに帳簿を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

(記載例) 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳
2 仕訳帳（本店及び○○支店）、△△支店の売掛金元帳

- ロ 「電磁的記録の保存に代える日（当初の承認を受けた年月日等）」欄には、承認を受けようとする帳簿の COM による保存をもって電磁的記録の保存に代える日を記載してください。

また、かつこ内には、その帳簿について電磁的記録による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。

- ハ 「保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

- ニ 「国税関係申請状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録に代える COM による保存を未だ申請していない場合は「未」の文字を、申請している場合（同時に申請する場合も含みます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、申請を行った税務署名を記載してください。

- (2) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が福岡県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

なお、軽油引取税の製造等による申請の場合、記載の必要はありません。

- (3) 「3 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた県税関係帳簿の種類及びその年月日」の各欄については、該当する文字を○で囲むとともに、「対象となった帳簿の種類」欄は(1)イの要領で記載してください。

- (4) 「4 COM による保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」欄は、COM による保存をしようとする期間のいずれかの番号を○で囲んでください。

また、①に○を付した場合は、かつこ内に特定する期間（保存期間の初日から COM による保存を開始する日までの期間）を記載してください。

(第 3 紙の裏)

- (5) 「5 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要」の各欄
- イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に記載してください。
- ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。
- ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。
- ニ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。
なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。
- (6) 「6 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要」の各欄
- イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。
なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。
- ロ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。
- ハ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。
- ニ 自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。
- (7) 「7 施行規則に定める要件を満たすためにとらうとする措置」の各欄
- イ 共通の記載方法
- ① 申請者がとらうとする措置に応じて対応する文言の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。
- ② [] 内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。
- ロ 個別の記載方法
- ① 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規程等により定めている場合には、併せてその期間（日数）をかっこ内に記載してください。
- ② 「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し又は記載してください。
- ③ 「(3) 県税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、特定の情報により関連性を確認することができるようにしている場合には、その情報を選択し又は記載してください。
- ④ 「(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。
- ⑤ 「(6) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿名を記載してください。
なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその帳簿名をまとめて記載してください。
- ⑥ 「(11) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置」欄は、「4空COMによる保存をもって電磁的記録の保存に代えようとする期間」が全保存期間中の3年目までの期間を含む場合にのみ記載してください。
- (8) 「8 その他参考となる事項」欄には、この申請書の内容に関して参考となる事項を記載してください。
また、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録に代えるCOMによる保存を申請している場合（同時に申請する場合も含みます。）において、当該国税関係の申請書に記載した「その他参考となる事項」については、同じ内容をこの欄に記載してください。

第 1 4 6 号 様 式 (第 95 条 関 係)

県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認(却下)通知書						
申 請 者	住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地					
	個人番号又は 法人番号					右詰で 記載
	氏名 (法人の場合) 代表者氏名					
承認を受けようとする県税関係帳簿の種類等						
帳簿の種類		備付け開始日	保存方法	保存場所	申請区分	処分内容
税目	名称・作成事 務所等	保 存 に 代 え る 日				
		年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途 移転	承認 ・ 却下
		年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途 移転	承認 ・ 却下
		年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途 移転	承認 ・ 却下
		年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途 移転	承認 ・ 却下
		年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途 移転	承認 ・ 却下
		年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途 移転	承認 ・ 却下
却下し た理由						
<p>年 月 日付で申請のあった県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る申請について、上記のとおり決定したので、福岡県税条例第 1 1 1 条第 3 項（地方税法第 7 5 0 条第 3 項）・福岡県税条例第 1 1 3 条第 3 項（地方税法第 7 5 2 条第 3 項）の規定により通知します。</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、この審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>						
						号 年 月 日
福岡県			県税事務所長		印	

第 1 4 7 号 様 式 (第 96 条 関 係)

(表)

_____ 知 事 殿 福岡県 _____ 県 税 事 務 所 長	第 _____ 号 年 _____ 月 _____ 日
県 税 関 係 帳 簿 の 電 磁 的 記 録 等 に よ る 保 存 等 の 承 認 に 係 る 通 知 書 このことについて、下記の申請者につき、 _____ 年 _____ 月 _____ 日 付 け で 県 税 関 係 帳 簿 の 電 磁 的 記 録 等 に よ る 保 存 等 の 承 認 を し た の で、 福 岡 県 税 条 例 第 1 1 1 条 第 5 項 (地 方 税 法 第 7 5 0 条 第 5 項) ・ 福 岡 県 税 条 例 第 1 1 3 条 第 6 項 (地 方 税 法 第 7 5 2 条 第 6 項) の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。	
記	

申 請 者	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地												右 詰 で 記 載
	個人番号又は 法人番号													
	(フリガナ) 名称(屋号)												
	(フリガナ) 氏 名 (法人の場合) 代表者氏名												
	(フリガナ) (法人の場合) 代表者住所												

1 承認をした県税関係帳簿の種類等					
税目	帳簿の種類 名称・作成事務所等	備付け開始日・保 存に代える日等	保存方法	保存場所	国税関係 申請状況
		年 _____ 月 _____ 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 _____ 月 _____ 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 _____ 月 _____ 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 _____ 月 _____ 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 _____ 月 _____ 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署
		年 _____ 月 _____ 日	電磁的記録 COM		未・済 税務署

(裏)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名		所在地			
3 設立の日（新たに設立された法人が条例第 1 1 1 条第 1 項（法第 7 5 0 条第 1 項）ただし書きの規定を適用した日					
年 月 日					
4 取りやめの届出書が提出され、又は取消しの通知をした県税関係帳簿の種類及びその年月日（この申請に係る県税関係帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書が提出され、又は承認を取り消した後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区 分	対象となった帳簿の種類		届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった 保存方法
	税目	名称・作成事務所等			
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
5 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
6 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

(2 / 2)

第 1 4 8 号 様 式 (第 97 条 関 係)

(表)

県 税 関 係 帳 簿 の 電 磁 的 記 録 等 に よ る 保 存 等 の 取 り や め の 届 出 書

付 受 印 		※ 整 理 番 号			
年 月 日 福 岡 県 県 税 事 務 所 長 殿	申 請 者	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地	(電話番号 — —)		
		個人番号又は 法人番号	右 詰 で 記 載		
		(フリガナ) 名 称 (屋 号)			
		(フリガナ) 氏 名 (法人の場合) 代 表 者 氏 名	①		
		(フリガナ) (法人の場合) 代 表 者 住 所	(電話番号 — —)		
次の県税関係帳簿について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、福岡県税条例第 1 1 2 条第 1 項 (地方税法第 7 5 1 条第 1 項) の規定により届け出ます。					
1 電磁的記録等による保存等をやめようとする県税関係帳簿の種類等					
帳簿の種類		当初の承認を受けた 年月日等	保 存 方 法	保 存 場 所	国 税 関 係 届 出 状 況
税 目	名称・作成事務所等				
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由					
.....					
3 その他参考となる事項					

※印の欄は、記載する必要はありません。

(裏)

「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」の記載要領等

この届出書用紙は、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存等（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている県税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）について、電磁的記録等による保存等をやめようとして、県税事務所にその旨を届け出る場合に使用してください。

【注意事項】

条例第 1 0 9 条（法第 7 4 8 条）及び条例第 1 1 0 条第 1 項（法第 7 4 9 条第 1 項）の承認を受けている帳簿の電磁的記録等による保存等の取りやめの場合

この届出書を提出した日から、原則としてすべて書面により（電磁的記録又はCOMによる保存等をしているものについては書面に出力して）保存をすることとなりますのでご注意ください。

1 届出期限等

(1) 届出期限

電磁的記録等による保存等をやめようとする場合には、あらかじめ県税事務所に提出してください。

(2) 提出部数

この届出書は、1 部提出してください。

2 各欄の記載要領

(1) 「1 電磁的記録等による保存等をやめようとする県税関係帳簿の種類等」の各欄

イ 「帳簿の種類」欄

① 「税目」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿の保存義務等が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。

② 「名称・作成事務所等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法又は福岡県税条例の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに作成している帳簿については、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

（記載例）1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳

2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳

ロ 「当初の承認を受けた年月日等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存等をやめようとする場合は「電磁的記録」の、COMによる保存をやめようとする場合は「COM」の文言の前の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。

なお、条例第 1 1 0 条第 2 項（法第 7 4 9 条第 2 項）の承認（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更の承認）を受けている帳簿について、COMによる保存をやめようとする場合で、条例第 1 0 9 条（法第 7 4 8 条）（帳簿の場合）の規定による電磁的記録の保存等の承認も併せて取りやめるときは、両方の文言の前の□（チェック欄）にレ印を付すとともに、「当初の承認を受けた年月日等」欄に条例第 1 0 9 条（法第 7 4 8 条）の承認年月日と条例第 1 1 0 条第 2 項（法第 7 4 9 条第 2 項）の承認年月日を併記してください。

ニ 「保存場所」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

ホ 「国税関係届出状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録等による保存等の取りやめを未だ届け出ていない場合は「未」の文字を、届け出ている場合（同時に届け出る場合も含まれます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、届出を行った税務署名を記載してください。

(2) 「2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする理由を記載してください。

(3) 「3 その他参考となる事項」欄

イ 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が福岡県以外にある場合は、その都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

ロ 条例第 1 1 0 条第 2 項（法第 7 4 9 条第 2 項）の承認（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更の承認）を受けている帳簿書類について、COMによる保存をやめようとする場合で、条例第 1 0 9 条（法第 7 4 8 条）（帳簿の場合）の規定により、引き続き電磁的記録による保存等をするとときは、その旨を記載してください。

第 1 4 9 号 様 式 (第 97 条 関 係)

(表)

県 税 関 係 帳 簿 の 電 磁 的 記 録 等 に よ る 保 存 等 の 変 更 の 届 出 書

受 付印		※ 整理番号			
年 月 日 福岡県 _____ 県 税 事 務 所 長 殿	申 請 者	(フリガナ) 住 所 又 は 居 所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地			
		個人番号又は 法人番号	(電話番号 — —)		
		(フリガナ) 名 称 (屋 号)			
		(フリガナ) 氏 名 (法人の場合) 代 表 者 氏 名	(印)		
		(フリガナ) (法人の場合) 代 表 者 住 所	(電話番号 — —)		
次の事項を変更することとしたので、福岡県税条例第 1 1 2 条第 2 項 (地方税法第 7 5 1 条第 2 項) の規定により届け出ます。					
1 変更しようとする事項に係る県税関係帳簿の種類等					
帳簿の種類		変更しようとする日 (当初の承認を受けた年月日等)	保 存 方 法	保 存 場 所	国 税 関 係 届 出 状 況
税 目	名称・作成事務所等				
		年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
		年 月 日 (年 月 日)	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		未・済 税務署
2 変更しようとする事項及び変更の内容					
変 更 事 項	変 更 の 内 容				
3 その他参考となる事項					

※印の欄は、記入する必要はありません。

(裏)

「県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の変更の届出書」の記載要領等

この届出書用紙は、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存等（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている県税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）について、申請書（申請書に添付した書類を含みます。）に記載した事項（帳簿の種類を除きます。）の変更をしようとして、県税事務所にその旨を届け出る場合に使用してください。

1 届出期限等

(1) 届出期限

申請書に記載した事項を変更しようとする場合には、あらかじめ県税事務所に提出してください。

(2) 提出部数

この届出書は、1 部提出してください。

(3) 添付書類

申請書に添付した書類に記載した事項の変更をしようとする場合は、変更後の書類を添付してください。

2 各欄の記載要領

(1) 「1 変更しようとする事項に係る県税関係帳簿の種類等」の各欄

イ 「帳簿の種類」欄

① 「税目」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿の保存義務等が課せられている税目を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。

② 「名称・作成事務所等」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法又は福岡県税条例の条項）を次のように記載してください。

(記載例) 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳

2 仕訳帳(本店及び〇〇支店)、△△支店の売掛金元帳

ロ 「変更しようとする日（当初の承認を受けた年月日等）」欄には、帳簿の電磁的記録等による保存等を変更しようとする日を記載してください。

また、かつこ内には、その帳簿について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ハ 「保存方法」欄は、変更しようとする事項に係る帳簿の保存方法が、電磁的記録による保存の場合は「電磁的記録」の、COMによる保存の場合は「COM」の文言の前の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。

ニ 「保存場所」欄には、変更しようとする事項に係る帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

ホ 「国税関係届出状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電磁的記録等による保存等の変更を未だ届け出ていない場合は「未」の文字を、届け出ている場合（同時に届け出る場合も含みます。）は「済」の文字をそれぞれ○で囲むとともに、届出を行った税務署名を記載してください。

(2) 「2 変更しようとする事項及び変更の内容」欄には、変更しようとする事項及びその変更の内容を具体的に記載してください。

(3) 「3 その他参考となる事項」欄

イ 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が福岡県以外にある場合は、その都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

ロ システムの変更を行い、変更前のシステムに係る電磁的記録を書面に出力して保存をすることとした場合

要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等を行うことが困難な事情並びに書面により保存をする帳簿の種類及び残りの保存期間を記載してください。

第 1 5 0 号 様 式 (第 98 条 関 係)

(第 1 紙)

移 転

主たる事務所又は事業所の移転に係る
 県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書

年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿		申 請 者	(フリガナ) 名 称 (屋 号)	※整理番号
			(電話番号 — —)	
事 務 所 等		移 転 後 移 転 前	(フリガナ) 主たる事務所又は 事業所の所在地	(電話番号 — —)
			(フリガナ) 主たる事務所又は 事業所の所在地	(電話番号 — —)

福岡県税条例第 1 1 3 条第 1 項 (第 1 1 5 条において準用する場合を含む。)(地方税法第 7 5 2 条第 1 項 (第 7 5 4 条において準用する場合を含む。)) の規定に基づく承認を受けたいので、申請します。

1 承認を受けようとする県税関係帳簿の種類、移転前の承認年月日、移転後の保存場所、国税関係承認状況等

帳簿の種類		承認年月日	保存方法	移転後の保存場所	国税関係承認状況
税 目	名称・作成事務所等				
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM		税務署

※処理欄	整理簿	同時提出申請書	回 付 先
	(摘要)		

※印の欄は、記入する必要はありません。

(第 1 紙の裏)

2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所					
都道府県名		所在地			
3 事務所等を移転した日					
年 月 日					
4 電子計算機等の概要					
(条例第 109 条 (法第 748 条) 及び第 110 条第 1 項 (法第 749 条第 1 項) 関係) 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用する電子計算機の概要					
区 分	メーカー名	機種名	台数	運用形態	設置場所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ()			台	自己・委託	
5 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要 (条例第 109 条 (法第 748 条) 及び第 110 条第 1 項 (法第 749 条第 1 項) 関係)					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商品名等	所有者名等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					
自己開発・委託開発・市販 ()					

(第 2 紙)

6 施行規則に定める要件を満たすためにとろうとする措置

《注意事項》

- 1 条例第 1 0 9 条 (法第 7 4 8 条) に係る承認 (県税関係帳簿の電磁的記録による備付け及び保存の承認) 及び条例第 1 1 0 条第 1 項 ((第 7 4 9 条第 1 項) に係る承認 (県税関係帳簿の電磁的記録による備付け及び COM による保存の承認) を受けようとする場合は、(1) から (6) までに掲げる事項について記載する必要があります。
- 2 条例第 1 1 0 条第 2 項 (法第 7 4 9 条第 2 項) に係る承認 (COM に代えて保存の承認) を受けようとする場合は、その承認が県税関係帳簿に係るものであるときは(1) から (6) までに掲げる事項について記載する必要があります。

帳 簿 の 保 存 等 の 措 置	<p>(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置 (施行規則第 2 5 条第 1 号イ関係)</p> <p><input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができるが、その事実及び内容が自動的に記録されるシステムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> データを直接に訂正し又は削除することができないシステムを使用し、訂正又は削除は、いわゆる反対仕訳 (当初データの特定に必要な情報を付加) を入力することにより行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []</p> <p>※ 該当する場合のみ記載してください。</p> <p><input type="checkbox"/> ただし、入力日から [] 日間に限っては、訂正又は削除の事実及び内容を残さない (内部規程でこの旨を定める)。</p>
	<p>(2) 追加入力した事実の確認に関する措置 (施行規則第 2 5 条第 1 号ロ関係)</p> <p><input type="checkbox"/> 入力データに入力年月日の情報を自動的に付加する (付加した情報を訂正し又は削除することができない) システムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> 入力データに個々のデータを特定することができる情報 [<input type="checkbox"/> 一連番号、<input type="checkbox"/> 伝票番号、<input type="checkbox"/> その他()] を自動的に付加する (付加した情報を訂正し又は削除することができない) システムを使用する。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 []</p>
	<p>(3) 県税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置 (施行規則第 2 5 条第 2 号関係)</p> <p><input type="checkbox"/> [<input type="checkbox"/> 一連番号、<input type="checkbox"/> 伝票番号、<input type="checkbox"/> その他()] により県税関係帳簿間の関連性を確認することができるようにする。 []</p>
	<p>(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置 (施行規則第 2 5 条第 3 号関係)</p> <p><input type="checkbox"/> 次の名称の書類を備え付ける。</p> <p>① システムの概要を記載した書類 []</p> <p>② システムの開発に際して作成した書類 []</p> <p>③ システムの操作説明書 []</p> <p>④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類 (又は処理委託契約書) 及び電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類 []</p>

(第 2 紙の裏)

	<p>(5) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（施行規則第 2 5 条第 4 号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにする。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。</p>												
	<p>(6) 検索機能の確保に関する措置（施行規則第 2 5 条第 5 号関係）</p> <p><input type="checkbox"/> 記録項目を検索の条件として設定することができる。</p>												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">検索の条件として設定することができる記録項目</th> <th style="width: 40%;">主 な 帳 簿 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>取引年月日 <input type="checkbox"/>勘定科目 <input type="checkbox"/>取引金額 <input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/> 目付け又は金額に係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。</p> <p><input type="checkbox"/> 2 以上の記録項目を組み合わせて条件を設定することができる。</p>	検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 帳 簿 名	<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
検索の条件として設定することができる記録項目	主 な 帳 簿 名												
<input type="checkbox"/> 取引年月日 <input type="checkbox"/> 勘定科目 <input type="checkbox"/> 取引金額 <input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
<input type="checkbox"/>													
7	<p>その他参考となる事項</p>												

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> 1 移転前に受けていた承認に係る通知の写し又は都道府県知事若しくは当該都道府県知事により権限を委任された県税事務所長等の証明書 2 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 3 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し） 4 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------------------	--

(4 / 4)

(第 3 紙)

「主たる事務所又は事業所の移転に係る県税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書〔移転〕」の記載要領等

この申請書用紙は、他の都道府県において県税関係帳簿の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録若しくは電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている者が、福岡県にその主たる事務所若しくは事業所（以下「事務所等」といいます。）を移転した場合において、引き続き電磁的記録等による保存等を行うため、福岡県税条例第 1 1 3 条第 1 項（第 1 1 5 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく県税事務所長の承認の規定に基づく承認を受けようとする場合に使用してください。

1 申請期限等

(1) 申請期限

福岡県に事務所等の移転を行った日から 3 月を経過する日までに県税事務所長に提出してください。

(2) 提出部数

この申請書は、1 部提出してください。

2 添付書類

この申請書には、次の書類を 1 部添付してください。

- ① 事務所等を移転する前の事務所等所在地の都道府県知事による承認通知の写し若しくは当該都道府県知事による証明書（当該都道府県の条例により知事の権限が委任されている県税事務所長等によるものでも可）
- ② 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ③ 承認を受けようとする帳簿の作成等を行う電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類
- ④ 申請書の記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となる書類

(注) 1 申請者（保存義務者）が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、②の書類を添付する必要はありません。

2 電子計算機処理を他の者に委託している場合は、③の書類に代えて、委託契約書の写しを添付してください。

3 各欄の記載要領

- (1) 「1 承認を受けようとする県税関係帳簿の種類、移転前の承認年月日、移転後の保存場所、国税関係承認状況等」の各欄

イ 「帳簿の種類」欄

(イ) 「税目」欄には、承認を受けようとする帳簿の保存義務等が課せられている税目の名称を、例えば「軽油引取税」のように記載してください。

(ロ) 「名称・作成事務所等」欄には、承認を受けようとする帳簿の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している地方税法又は福岡県税条例の条項）を次のように記載してください。この場合、事務所又は事業所ごとに帳簿を作成している場合で、一部の事務所又は事業所について承認を受けようとするときは、名称のほか、その作成事務所等が明らかとなるように記載してください。

(記載例) 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳

2 仕訳帳(本店及び〇〇支店)、△△支店の売掛金元帳

ロ 「承認年月日」欄には、事務所等を移転する前の事務所所在地等の都道府県知事による承認を受けた年月日又は当該承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をしようとする場合は「電磁的記録」の文字を、COMによる保存をしようとする場合は「COM」の文字をそれぞれ○で囲んでください。

ニ 「移転後の保存場所」欄には、承認を受けようとする帳簿に係る保存媒体の保存場所を記載してください。

ホ 「国税関係承認状況」欄は、国税関係帳簿を兼ねる帳簿について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿の保存方法等の特例に関する法律に基づく承認を受けている場合は、承認を受けた税務署名を記入してください。

- (2) 「2 主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所」欄には、主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所が福岡県以外にある場合にその都道府県名及び事務所又は事業所の所在地を記載してください。

なお、軽油引取税の製造等による申請の場合、記載の必要はありません。

- (3) 「4 電子計算機等の概要」の各欄

イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。

なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に記載してください。

ロ 「メーカー名」、「機種名」及び「台数」の各欄には、電子計算機のメーカー名、機種名及び台数をそれぞれ記載してください。

ハ 「運用形態」欄は、電子計算機処理の運用形態に応じて「自己」又は「委託」のいずれかを○で囲んでください。

ニ 「設置場所」欄には、電子計算機の設置場所を記載してください。

なお、「運用形態」欄で「委託」に○を付した場合は、委託先の名称及び所在地を記載してください。

- (4) 「5 承認を受けようとする県税関係帳簿の作成に使用するプログラムの概要」の各欄（県税関係帳簿の電磁的記録による備付け並びに電磁的記録又はCOMによる保存の場合に記入してください。）

イ 「区分」欄は、該当する文字を○で囲んでください。

なお、該当する区分がない場合は、かっこ内に、例えば「関係法人のシステム」のように記載してください。

ロ 市販プログラムを使用する場合には、「メーカー名」及び「商品名等」の各欄に使用するプログラムのメーカー名及び商品名等をそれぞれ記載してください。

ハ 市販プログラム以外のプログラムを使用する場合には、「所有者名等」及び「プログラム言語」の各欄に使用するプログラムの所有者名等及びプログラム言語をそれぞれ記載してください。

ニ 自己が開発したプログラム（他の者に委託して開発したプログラムを含みます。）以外のプログラムを使用する場合は、「備考」欄にメーカー又は所有者等の所在地又は住所を記載してください。

(第 3 紙の裏)

(5) 「6 施行規則に定める要件を満たすためにとろうとする措置」の各欄

イ 共通の記載方法

(イ) 申請者がとろうとする措置に応じて対応する文言の□(チェック欄)にレ印を付して表示してください。

(ロ) [] 内は、必要に応じて該当事項を具体的に記載してください。

ロ 個別の記載方法

(イ) 「(1) 訂正又は削除の事実及び内容の確認に関する措置」欄は、訂正又は削除の履歴を保存しない期間を内部規程等により定めている場合には、併せてその期間(日数)をかつこ内に記載してください。

(ロ) 「(2) 追加入力した事実の確認に関する措置」欄は、入力データに個々のデータを特定することができる情報を付加するシステムを使用する場合には、その特定することができる情報を選択し又は記載してください。

(ハ) 「(3) 県税関係帳簿間の記録事項の関連性の確認に関する措置」欄は、特定の情報により関連性を確認することができるようにしている場合には、その情報を選択し又は記載してください。

(ニ) 「(4) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置」欄は、具体的な書類の名称を記載してください。この場合、自己が開発したプログラム(他の者に委託して開発したプログラムを含みます。)以外のプログラムを使用するときは、①システムの概要を記載した書類及び②システムの開発に際して作成した書類については、記載する必要はありません。

(ホ) 「(6) 検索機能の確保に関する措置」欄は、検索の条件として設定することができる記録項目及び主な帳簿書類名を記載してください。

なお、検索の条件として設定することができる記録項目が一致する場合には、同一欄にその帳簿書類名をまとめて記載してください。

第 1 5 1 号 様 式 (第 99 条 関 係)

県 税 関 係 帳 簿 の 電 磁 的 記 録 等 に よ る 保 存 等 の 承 認 取 消 通 知 書

申 請 者	住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所又は 事業所の所在地	
	氏名 (法人の場合) 代表者氏名	

承認を取り消す県税関係帳簿の種類等

帳簿の種類		承認を受けた 年 月 日	保存方法	保存場所	申請区分
税目	名称・作成事務所等				
		年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途・移転
		年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途・移転
		年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途・移転
		年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途・移転
		年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途・移転
		年 月 日	電磁的記録 COM		帳簿・中途・移転

取り消し
た理由

電磁的記録等による保存等を承認した県税関係帳簿について、 年 月 日付けをもって、上記のとおりその承認を取り消しましたので、福岡県税条例第 1 1 4 条第 2 項（地方税法第 7 5 3 条第 2 項）の規定により通知します。

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、この審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日 号

福岡県

県税事務所長 印

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第七十一号

福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県身体障害者福祉法施行細則（平成十二年福岡県規則第百二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第四号及び様式第五号を次のように改める。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

福岡県障害者更生相談所長

却下決定について（通知）

年 月 日に申請された身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳交付につ
きましては、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

却下の理由

この決定に不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月
以内に福岡県知事に対して審査請求することができます。

また、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県（代表者は福
岡県知事となります。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができま
す。

なお、審査請求を行った後にこの決定の取消しの訴えを提起する場合の期間は、その
審査請求に対する裁決を受け取った日の翌日から起算して6か月以内となります。

様式第5号(第6条関係)

身体障害者手帳返還届書

年 月 日

住 所

氏 名

下記の者 のため身体障害者手帳を返還します。

記

住 所

返還者 氏 名

個 人 番 号

身体障害者手帳番号 県第 号

同 上 交 付 年 月 日 年 月 日

障 害 名

第 号

年 月 日

福岡県障害者更生相談所長 殿

市 福 祉 事 務 所 長 ㊟

町 村 長 ㊟

上記のとおり身体障害者手帳が返還されたので送付します。

様式第十二号を次のように改める。

様式第12号(第11条関係)

身体障害者居住地等変更届書

年 月 日

私は 年 月 日下記のとおり〔居住地〕
氏 名 を変更しましたので届けます。

氏 名
個人番号

福岡県障害者更生相談所長 殿

記

1 新居住地
旧居住地

2 新 氏 名 (児童の氏名 個人番号)
旧 氏 名 (児童の氏名 個人番号)

3 既交付の身体障害者手帳の記載の内容

手 帳 番 号	交 付 年 月 日	障 害 名	等 級	児 童 と の 続 柄	備 考
県 第 号	昭 和 年 月 日 平 成		級		

年 月 日身体障害者手帳記載済

市 福 祉 事 務 所 長 ⑩
町 村 長 ⑩

第 号
年 月 日

福岡県障害者更生相談所長 殿

市福祉事務所長 ⑩
町 村 長 ⑩

上記のとおり身体障害者居住地
氏 名 変更届があったので通知します。

備考 児童の場合は、2の()内に児童の氏名及び個人番号を記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。不要の文字は抹消すること。

様式第十六号を次のように改める。

様式第16号(第13条関係)

身体障害者手帳再交付申請書

	年 月 日
居 住 地 千 福岡県	
電 話 番 号	
ふ り が な 氏 名	Ⓜ (男・女)
明, 大, 昭, 平	年 月 日 生
個 人 番 号 続 柄 ()	

(※本人が15歳未満の場合のみ申請者の続柄を記入し、下記に本人の氏名等を記入すること)

15才未満の ふりがな 児童の氏名	(男・女) 年 月 日生
個 人 番 号	

福岡県知事 殿

私は、次(別紙)のとおり

<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳を	<input type="checkbox"/> 紛失しました <input type="checkbox"/> 破損し使用に堪えません	}	ので
<input type="checkbox"/> 障害程度が変更しました <input type="checkbox"/> 障害が加わりました	<input type="checkbox"/> 再認定時期(年 月)が到来しました		

関係書類を添えて再交付を申請します。

旧手帳番号及び 交付年月日	県 第 号(年 月 日 交 付) 再交付		
旧手帳障害名 (再認定時期)			
旧手帳等級	級	第	種
紛失又は 破損の事由			

注1 身体障害のある15才未満の児童については、保護者が申請することになっている。

この場合には児童の氏名、生年月日及び個人番号を 欄に記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。

2 不要の文字は抹消すること。

3 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、様式第四号の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第七十二号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和五十二年福岡県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

様式第二号その一を次のように改める。

様式第2号その1(第2条)

保 護 台 帳 1

保 護 決 定 伺 い	担 当 員	係 長	課 長	支 所 長	副 所 長	所 長

ケース番号	世帯主氏名	開始年月日	処理日数	開始原因	ケース格付	保護歴	廃止年月日	廃止原因

住 所	電 話 番 号

世 帯 構 成 員 の 状 況	No.	氏 名	個人番号	続 柄	性 別	生 年 月 日	増員年月日	減員年月日	備 考

扶 養 義 務 者 の 状 況	No.	氏 名	続 柄	性 別	生 年 月 日	年 齢	職 業	住 所	扶養の状況

他 法	No.	氏 名	種別	資格取得年月日 資格喪失年月日	記 号	備 考

様式第十一号を次のように改める。

様式第11号(第3条)

(表)

生 活 保 護 申 請 書

保 護 を 必 要 と す る 人 の 状 況	現在住んでいるところ		町 村					
	ふりがな 氏 名	個人番号	続柄	性別	生年月日	学歴	職業	健康状態
			世帯主	男	明大 . .			
				女	昭平			
				男	明大 . .			
				女	昭平			
				男	明大 . .			
				女	昭平			
				男	明大 . .			
				女	昭平			
				男	明大 . .			
				女	昭平			
家族のうち別のところに住んでいる人があるときは、その人の氏名及び住所								
収入の状況、資産の状況及び関係先照会に関する同意については別添のとおりです。								
子 供 ・ 親 兄 弟 ・ 親 族 の 状 況	氏 名	続柄	性別	年 齢	住 所	職 業	今まで受けた援助及び将来の見込み	
			男					
			女					
			男					
			女					
			男					

		男				
		女				
		男				
		女				
保護を申請する理由(具体的に記入してください。)						
上記のとおり生活保護法による保護を申請します。 年 月 日 申請者 住 所 電話番号 氏 名 印 保護を必要とする人との関係 保健福祉(環境)事務所長殿						

(記入上の注意)

- 1 太わくの中だけ書いてください。
- 2 別添の収入状況申告書、資産申告書及び同意書のほか、給与証明書、家賃・間代・地代証明書、住民登録票(又は戸籍謄本)等を添付し、裏に自宅付近の見取図を書いてください。

(裏)

申
請
者
記
入
欄

自宅付近の見取
図

もよりの停留所から、保護を受けようとする人の住居までの地図をわかりやすく書いてください。なお、隣組名や通称名も記入してください。

町
村
役
場
記
入
欄

お 願 い 生活保護申請書を受け付けられたときは、お手数ですが、次のことをお願いします。

該当の□の中にレ印を付けて確認してください。

- 申請書の内容は、必要事項が記入されているか。
- 記入事項に誤りはないか、もしあれば訂正してもらったか。
- 収入状況申告書はあるか。
- 資産申告書はあるか。
- 同意書はあるか。
- 給与証明書はあるか。
- 家賃・間代・地代証明書はあるか。
- 住民登録票(又は戸籍謄本)はあるか。
- 町村役場受付年月日印及び記入者認印を押印したか。

生活保護法第24条第6項に規定する「参考となるべき事項」を記載した書面を添えて送付してください。

なお、発送の事跡は、明らかにしておいてください。

記入者認印



町村役場受付年月日印

保健福祉(環境)事務所受付年月日印

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある改正前の生活保護法施行細則の規定による様式の内紙は、なお当分の間、所要の修正をして使用することができる。